目次

番号	名称	ページ
	災害事例等	
1	令和３年死亡災害事例	1
2	令和４年死亡災害事例	5
3	令和４年度安全衛生教育等実施予定表（令和４年４月～令和５年３月）	7
4	中小規模事業場　安全衛生サポート事業	9
	安全関係	
5	STOP！転倒災害　３つの転倒予防	11
6	小売業の事業者の皆さまへ　職場での腰痛を予防しましょう	13
7	製造業の事業者の皆さまへ　重量物取扱いなどによる腰痛を予防しましょう	15
8	社会福祉施設、医療施設を運営する事業主の皆さまへ　看護・介護作業による腰痛を予防しましょう	17
9	陸上貨物運送事業の事業者の皆さまへ　重量物取扱いや運転業務による腰痛を予防しましょう	21
10	エイジフレンドリーガイドライン	23
11	コラボヘルスを推進してください	31
12	事業者の皆様、健康診断機関・医療機関の皆様へ	32
13	＋Safe協議会について	33
14	介護事業主の皆さまへ　人材確保のためにも転倒・腰痛のない施設をつくりましょう	41
15	小売業事業主の皆さまへ　人材確保のためにも安全・安心な施設づくりに取り組みましょう	43
16	外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ　外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします	45
17	自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業主の皆さまへ　交通労働災害を防止するために	49
18	陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま　荷役作業の安全確保が急務です！	51
19	まんがでわかるフォークリフトの安全衛生	53
20	テールゲートリフターを安全に使用するために	71
21	安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！	75
22	規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について	83
23	墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ　令和４年１月２日からは墜落制止用器具をご使用ください	87
24	足場からの総合的な墜落・転落災害防止対策について	89
25	はしごを使う前に	97
26	伐木作業等の安全対策の規制が変わります！	99

番号	名称	ページ
	衛生関係	
27	新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願いします。	103
28	職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト	105
29	STOP！熱中症クールワークキャンペーン	111
30	職場における労働衛生基準が変わります	113
31	ストレスチェックを実施しましょう	115
32	金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます（屋外作業場）	117
33	金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます（屋内作業場）	121
34	フィットテスト機器整備事業（間接補助金）	129
35	職場の化学物質管理が変わります！	131
36	労働安全衛生規則の一部を改正する省令案概要等（化学物質）	133
37	橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に剥離剤による中毒が多発しています！	151
38	放射線業務を行う事業主の皆さまへ　令和３年４月１日から「改正電離放射線障害防止規則」が施工されます	153
39	解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さまへ　建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています	155
40	解体・改修・各種設備工事の受注者の皆さまへ　石綿の有無の事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！	165
41	事業主・一人親方の皆さまへ　２０２３年４月１日から危険有害な作業を行う事業主は以下の１，２に対して一定の保護措置が義務付けられます	167
42	労働安全衛生規則の一部を改正する省令案概要（歯科健診）	169
43	職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ　「受動喫煙防止対策助成金」のご案内	173
	その他	
44	治療と仕事の両立支援	177
45	改正貨物自動車運送事業法（荷主関連部分）	179
46	２０２０年６月１日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます！	181
47	２０２３年４月１日から月６０時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます	187
48	最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策	191
49	今、コロナワクチンについてお伝えしたいこと「若い世代の３回目接種推進に向けて」	195

令和３年　死亡災害事例

NO. 発生月 時間帯	職　種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
No.1 1月 16～17時	土工 20歳代 4年	その他の 土木工事業	交通事故 乗用車・バス・バイク	事業場から送迎の指示を受け、事業場所有の普通貨物自動車に同僚1名を乗せて道路を走行中、道路沿いのガソリンスタンドの外壁に衝突し、運転していた労働者が死亡した。
No.2 2月 4～5時	作業者 30歳代 17か月	その他の輸送用機械等製造業	はさまれ・巻き込まれ エレベータ、リフト	製品の燃料タンク（重さ約15キロ）を荷物用昇降機に載せる作業中、昇降機の搬器部分に上半身をはさまれ、死亡した。
No.3 2月 19～20時	その他の 製造工 20歳代 5年	製鉄・製鋼・圧延業	はさまれ・巻き込まれ 動力伝導機構	1人で不具合のあったベルトコンベヤーの点検作業を行っていたところ、ベルトコンベヤーに上半身をはさまれ、死亡した。
No.4 3月 16～17時	とび工 30歳代 20年	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	飛来・落下 金属材料	RC造8階建共同住宅修繕工事の外部足場組立作業中、4m単管4本を吊袋に入れ荷上げ、6階部分で荷取後、1本目を引き抜いた時に吊袋のバランスが崩れ、残りの3本が地上に落下し、被災者に当たった。
No.5 3月 13～14時	車両系建設機械運転者 70歳代 6年	建築設備工事業	崩壊・倒壊 その他の材料	ガラスサイロ内でドラグショベルを使用して、固まったガラスを取り除く作業中、壁側のガラスがドラグショベルにのしかかってきたため、ドラグショベルの運転作業に従事していた被災者がキャビンごと押しつぶされた。
No.6 3月 6～7時	調教助手 50歳代 26年	畜産業	墜落・転落 その他の環境等	競走馬のトレーニングセンターの馬場において、競走馬の調教をしていたところ、騎乗していた馬が左前脚を骨折して転倒し、被災者は落馬して地面に投げ出され、死亡した。
No.7 4月 14～15時	運転者 50歳代 10か月	産業廃棄物処理業	転倒 フォークリフト	フォークリフトで走行中、突然通路（ステンレス製の床）が凹み、バランスを崩して転倒し、フォークリフトと床の間にはさまれ死亡した。
No.8 4月 15～16時	板金工 50歳代 38年	その他の 建築工事業	墜落・転落 屋根･はり･もや･けた･合掌	屋根補修工事のため、スレート板を持ちながらスレート屋根上を歩いていたところ、スレート板を踏み抜き、約6.2m下のコンクリート床面に墜落し、死亡した。
No.9 5月 13～14時	管理者 60歳代 5年	その他の事業 ―その他	墜落・転落 屋根･はり･もや･けた･合掌	倉庫の屋根上に設置されたソーラーパネルを清掃中、事務所の屋根から倉庫の屋根に移動しようとしたところ、約7メートル下のコンクリート床に墜落した。

P2

NO. 発生月 時間帯	職　種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
No.10 5月 8～9時	作業者 60歳代 12年	ゴルフ場	墜落・転落 その他の一般動力機械	ゴルフコースの芝刈り作業中、コース内の池（深さ80cm）に芝刈機ごと転落し、水没している状態で発見された。
No.11 6月 9～10時	作業者 40歳代 0か月	その他の建築工事業	飛来・落下 エレベータ、リフト	4階建てのビル解体工事において、被災者は1階でエレベーターの搬器のワイヤーロープを固定していた金物を外したところ、ワイヤーロープが外れてエレベーターのつり合い重りが落下し被災者に当たった。
No.12 7月 10～11時	作業者 60歳代 6か月	その他の卸売業	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	空き缶を圧縮して金属の塊にする圧縮成型機を自動で動かしていた際に、圧縮後に戻ってきたはね上げ式の上ぶたと付近の構造物の間に頭部をはさまれた。
No.13 7月 16～17時	作業者 80歳代 11年	その他の金属製品製造業	墜落・転落 はしご等	鉄骨造りの物置を設置するため、鉄骨を固定する作業を終えて脚立から降りようとしたところ、足を掛けていた脚立から転落し、コンクリート床上に頭部を強打した。
No.14 7月 12～13時	作業者 70歳代 3か月	自動車小売業	高温・低温の物との接触 高温・低温環境	自動車販売店において、被災者は屋外で展示車の洗車作業中、倒れているところを発見された。熱中症の症状がみられたことから病院へ搬送されたが、その後死亡した。
No.15 7月 6～7時	運転者 50歳代 25年	バス業	交通事故 トラック	バスを運転して道路を走行中、前方から走行してきた大型トレーラーがセンターラインを越えてきたため、正面衝突し、その後、死亡した。
No.16 7月 0～1時	事務員 50歳代 7年	銀行・信託業	その他 その他の起因物	事業場内において新型コロナウイルス感染症に感染し、その後死亡した。
No.17 8月 15～16時	組立・修理工 70歳代 5年	その他の卸売業	飛来・落下 金属材料	フォークリフトのタイヤがパンクしたので、タイヤを外し修理していた。タイヤのボルトを緩めリム（金属製）を外していたところ、空気の残圧によりボルトのねじ山が破断し、リムが飛んで被災者に当たった。
No.18 8月 10～11時	大工 70歳代 44年	その他の建築工事業	墜落・転落 屋根･はり･もや･けた･合掌	倉庫の屋根上で修繕作業を行っていたところ、屋根下地を踏み抜いて約4メートル下に墜落し、死亡した。

NO. 発生月 時間帯	職　種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
No.19 9月 14～15時	作業者 20歳代 5年	その他の 建築工事業	激突され 機械装置	工場建設工事現場において、小型ボイラー（高さ約２．７メートル、重さ約３トン）を据え付けるため、架台に乗せ換えていたところ、当該小型ボイラーのバランスが崩れ横転し、被災者が下敷きになった。
No.20 11月 1～2時	貨物自動車 運転者 40歳代 8か月	一般貨物 自動車運送業	交通事故 トラック	２トントラックで国道を走行中、対向車のワンボックスと正面衝突し、道路から約４メートル下の休耕田に転落した。
No.21 12月 14～15時	作業者 80歳代 18年	農業	はさまれ・ 巻き込まれ 移動式 クレーン	造園作業先の敷地内において、車両積載型トラッククレーンの運転席ドアを開け、身を乗り出しながら後退していたところ、近くにあった木にドアが衝突し、被災者はドアと車体の間に挟まれ、窒息死した。
No.22 12月 8～9時	作業者 60歳代 2年	漁業	おぼれ 水	タコ漁のため、沖で船主と一緒に漁船（5トン未満）上で操業中、当該漁船から転落し死亡した。

※　死亡災害事例は速報であり、今後変更することもあります。

令和４年　死亡災害事例

NO. 発生月 時間帯	職　種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
No.1 1月 17～18時	管理者 50歳代 9年	ガラス・同製品製造業	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	グラスウール用の集塵機の上部で故障箇所を確認中、集塵機内部に携帯電話を落としたため、集塵機の内部に入ったところ、稼働中のスクリューコンベアーに巻き込まれて死亡した。
No.2 1月 13～14時	土工 40歳代 23年	その他の土木工事業	切れ・こすれ その他の一般動力機械	排水溝工事現場において、エンジンカッターを用いてU字溝の切断中、エンジンカッターがキックバック（はね返り）を起こし、その歯が被災者の左頸部に当たり死亡した。
No.3 1月 9～10時	作業者・技能者 60歳代 5年	その他の食料品製造業	激突 フォークリフト	野菜の入ったフレコンバッグを運搬するため、フォークリフトの運転席に乗り込もうとした際、運転席のヘッドガードの支柱枠に額を強打し、その弾みでアスファルト地面に倒れ、後頭部を強打し死亡した。
No.4 1月 8～9時	作業者・技能者 80歳代 23か月	その他の木材・木製品製造業	墜落・転落 はしご等	木くずを圧縮する圧縮機の近くで、踏み台（高さ５２ｃｍ）から圧縮機の架台（高さ７１ｃｍ）に乗り移ろうとして足を踏み外し、地面に墜落し死亡した。
No.5 2月 17～18時	その他の製造工 50歳代 35年	自動車・同付属品製造業	はさまれ・巻き込まれ プレス機械	プレス機械を使用してトラック部品に使用する金属製品を成形作業中、製品にバリが発生したため、金型付近を点検していたところ、下降してきた金型に頭部と右腕をはさまれて死亡した。
No.6 2月 11～12時	作業者・技能者 50歳代 13年	採石業	墜落・転落 その他の装置・設備	砕砂製造プラントの原料ホッパーで、砕石が詰まったため、詰まりを除去しようとして、ホッパー内に入り、スコップで除去作業を行っていたところ転落し、砕石が崩れたため、砕石の中に埋まり、死亡した。
No.7 3月 11～12時	解体工 40歳代 4年	その他の建築工事業	墜落・転落 開口部	解体する建物の屋上に設置されていた鋼製の柵を溶断してロープを結び、高さ約10メートルの当該屋上から地上に下ろす作業を行っていた際に墜落し、死亡した。
No.8 4月 11～12時	作業者・技能者 60歳代 30年	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	飛来・落下 荷姿の物	工場の解体工事現場で、取り外したスレート屋根材を束ねて、2階から1階に下ろす作業をしていたところ、スレート屋根材が落下し、1階で荷の待機をしていた被災者に当たった。

P6

NO. 発生月 時間帯	職　種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
No.9 4月 10～11時	作業者・ 技能者 30歳代 9ヶ月	機械（精密機械を除く）器具製造業	はさまれ・巻き込まれ プレス機械	プレス機械の金型を取付け作業中、動いてきた台車と集塵機の間にはさまれた。
No.10 4月 1～2時	貨物自動車 運転者 60歳代 11年	一般貨物自動車運送業	交通事故 トラック	４ｔトラックを運転して国道を走行中、道路左側の縁石に乗り上げ、その勢いで対向車線にはみ出したため、対向車線を走行していた10ｔトラックと正面衝突した。
No.11 4月 8～9時	作業者・ 技能者 30歳代 3年	ゴム製品製造業	交通事故 フォークリフト	フォークリフトを運転して下り坂の道路を走行中、フォークリフトが横転し、その下敷きになった。
No.12 5月 8～9時	作業者・ 技能者 50歳代 2年	ゴルフ場	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	芝刈り機に乗車して管理専用道路を移動中、コース脇のクリーク（沢）に転落し、芝刈り機の下敷きになった。
No.13 6月 15～16時	作業者・ 技能者 50歳代 30年	道路建設工事業	はさまれ・巻き込まれ 混合機・粉砕機	高速道路の路盤材に使用するセメントを製造する仮設プラントにおいて、ミキサー内部に入ってミキサー部分の清掃作業を行っていたところ、ミキサー回転部に巻き込まれて死亡した。
No.14 7月 9～10時	作業者・ 技能者 70歳代 39年	その他の土木工事業	激突され 掘削用機械	工事現場の基礎工事作業中、ドラグショベルの近くで地面を均す作業をしていたところ突然倒れ、病院に搬送されたが、頭部外傷により死亡した。
No.15 4月 15～16時	その他の職種 70歳代 5年	その他の建設業―その他	交通事故 乗用車・バス・バイク	乗用車を運転して会社へ戻る途中、対向してきたコンクリートポンプ車と正面衝突し、死亡した。
No.16 7月 14～15時	とび工 20歳代 11年	その他の建築工事業	はさまれ・巻き込まれ 高所作業車	高所作業車に乗り、高さ約６ｍの鉄骨梁に補強材を取り付ける作業中、高所作業車に積んでいた補強材と梁の間に頭部が挟まれた。
No.17 7月 10～11時	その他の作業者 20歳代 1年	その他の建設業―その他	高温・低温の物との接触 高温・低温環境	太陽光発電所建設工事において、他の作業者と太陽光パネルを運ぶ作業を行っていたところ、体調不良となり病院に搬送されたが、翌日死亡した。（熱中症の疑い）

※　死亡災害事例は速報であり、今後変更することもあります。

令和 4 年度　安全衛生教育等実施予定表（令和4年4月～令和5年3月）

注1. 表の●印は実施月を示します。
注2. 問合せ及び申込み先は最下部にあります。最新の情報は問合せ先HP等にてご確認ください。

1. 技能講習(法第61条第1項)

種類		問合せ先(略称)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作業主任者	木材加工用機械	林災防								●				
	プレス機械	適合会		●							●			
		地区協会			古河				常総					
	乾燥設備	適合会			●				●				●	
		地区協会				筑西				土浦		日立		
	地山の掘削・土止め支保工	安全衛生推進会			水戸		ひたちなか		つくば					
	型枠支保工の組立て等		水戸		常総			茨城町			水戸			
	建築物等の鉄骨の組立て等	建災防				水戸								
	コンクリート工作物解体					水戸								
	足場の組立て等									水戸				
		トータルステップ	水戸	鹿島	水戸・高萩		水戸	茨城町	鹿島	水戸・高萩	水戸		水戸	鹿島・茨城町
		安全衛生推進会		●		●		●		●		●		●
					ひたちなか	つくば	水戸		水戸					
	はい	除災防		●		●			●	●		●		●
		エルプラン	●		●		●			●		●		
	木造建築物の組立て等	建災防				水戸					神栖			
	化学設備関係第一種圧力容器取扱	地区協会								鹿島				
		ボイラ協会					●							
	普通第一種圧力容器取扱			●				●			●			●
		ボイラ・クレーン											●	
	石綿	適合会	●						●					
		地区協会				鹿島								
		建災防		茨城町		水戸		茨城町		水戸				
		安全衛生推進会	水戸		水戸					水戸				
	特定化学物質及び四アルキル鉛等	適合会		●		●	●	●		●		●	●	●
		地区協会	日立・土浦・鹿島	古河・龍ケ崎	日立・太田 常総・鹿島		日立・太田・鹿島	古河・常総・鹿島	鹿島	土浦	日立・鹿島・龍ケ崎	常総	鹿島	
		安全衛生推進会							水戸					
	鉛	適合会		●								●		
	有機溶剤		●		●			●		●		●	●	
		地区協会		日立・筑西 龍ケ崎・鹿島	古河・常総	日立・土浦・鹿島	古河・龍ケ崎	鹿島	日立・土浦	龍ケ崎・鹿島	日立・常総	土浦・鹿島	日立・鹿島	
	酸素欠乏・硫化水素危険	適合会	●	●		●	●	●		●	●	●		●
		地区協会	鹿島		日立・古河・鹿島		鹿島	常総	日立・鹿島		鹿島	龍ケ崎	日立・鹿島	鹿島
床上操作式クレーン運転				土浦・古河・太田	水戸	古河・太田	鹿島	水戸・土浦	筑西・古河・太田	水戸		龍ケ崎	土浦・太田	水戸
		ボイラ・クレーン				●				●				
		クレーン協会		●			●				●		●	
		NSB東日本					●				●			●
小型移動式クレーン運転		適合会	●		●					●				
		地区協会	鹿島			太田			太田・龍ケ崎・鹿島				太田	
		建災防					茨城町							
		除災防			●					●				
		クレーン協会		●	●	●		●	●	●				●
		PEO建機	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸
		NSB東日本						●		●				
		大宮自動車教習所	●	●	●				●	●	●	●		
		矢田部自動車教習所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		安全衛生推進会		牛久		古河・ひたちなか		つくば		水戸				
ガス溶接		地区協会	水戸・土浦	古河・龍ケ崎	鹿島	古河		日立	水戸・龍ケ崎	鹿島	土浦			龍ケ崎
		PEO建機	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦	霞ヶ浦	霞ヶ浦	水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦
		専門学院				日立・土浦			水戸・鹿島	日立・筑西				
		NSB東日本				●								
フォークリフト運転		適合会	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		地区協会	水戸・日立・土浦 筑西・古河・常総 龍ケ崎・鹿島	水戸・日立・土浦 古河・太田 常総・龍ケ崎	水戸・日立・土浦 筑西・古河・常総 龍ケ崎・鹿島	水戸・日立・土浦 筑西・古河・太田 常総・龍ケ崎	水戸・土浦・古河 常総・鹿島	水戸・日立・土浦 筑西・古河・常総	水戸・土浦 古河・常総 龍ケ崎・鹿島	水戸・日立・土浦 筑西・古河・太田 常総・龍ケ崎	水戸・土浦・常総 龍ケ崎・鹿島	水戸・日立 土浦・古河	水戸・日立・土浦 筑西・古河・鹿島	水戸・土浦・古河 太田・常総・龍ケ崎
		除災防	●			●		●	●		●	●		
		建荷協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		PEO建機	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸
		エルプラン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		トヨタエルアンドエフ茨城	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		大宮自動車教習所	●	●	●	●		●	●	●	●	●		
		茨城県自動車学校	●	●	●	●		●	●	●	●	●		
		県西自動車学校	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		石岡自動車学校	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		矢田部自動車教習所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		土浦自動車学校	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ショベルローダー等運転		適合会		●					●					
車輌系建設機械(掘削用)運転		PEO建機	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸・鹿島	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸
車輌系建設機械運転(解体用)			霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸
不整地運搬車運転			霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸
高所作業車運転(10m以上)		建災防	茨城町	常総	神栖		茨城町・神栖		茨城町・神栖	神栖		茨城町・神栖		神栖
		大宮自動車教習所	●	●	●				●		●			
		安全衛生推進会				水戸		古河・水戸	水戸・ひたちなか					
玉掛け		地区協会	太田 龍ケ崎・鹿島	水戸・土浦・常総	日立・筑西・古河 太田・龍ケ崎	水戸・土浦・鹿島	日立・古河・常総	水戸・土浦・筑西 太田・龍ケ崎・鹿島	日立	水戸・土浦・古河 常総・龍ケ崎	日立・筑西	土浦・太田	水戸・日立・古河 常総・龍ケ崎	土浦・筑西
		建災防				茨城町		茨城町						
		ボイラ・クレーン	●		●				●					
		クレーン協会	●		●	●		●		●	●	●	●	●
		PEO建機	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸
		NSB東日本	●	●	●	●			●				●	
		大宮自動車教習所	●	●	●	●		●		●	●	●		
		矢田部自動車教習所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		安全衛生推進会	水戸・古河	ひたちなか	つくば					水戸				
ボイラー取扱		ボイラ協会	●		●				●	●			●	
		ボイラ・クレーン									●			

2. 特別教育(法第59条第3項)

種類		問合せ先(略称)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研削と石の取替等		地区協会	水戸・古河		常総	日立・筑西	常総(機械)	古河・太田・鹿島	水戸・日立・土浦			日立・常総		筑西 日立(機械)
		PEO建機	霞ヶ浦	水戸	霞ヶ浦	水戸	水戸	霞ヶ浦・水戸		水戸			水戸	
		専門学院						日立					筑西	
プレス・シャーの金型等取付等		安全衛生推進会			古河・利根町		水戸							
		地区協会				古河			龍ケ崎					
アーク溶接				水戸・筑西 古河・鹿島	太田・龍ケ崎		龍ケ崎	土浦	水戸・古河・鹿島	筑西・龍ケ崎		日立	水戸・龍ケ崎	土浦
		専門学院			鹿島・日立			筑西	土浦			日立		
		PEO建機	水戸	霞ヶ浦	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸		霞ヶ浦・水戸	水戸	霞ヶ浦	水戸	霞ヶ浦	水戸	霞ヶ浦
電気取扱	(低圧)	地区協会	鹿島		土浦	水戸・日立・古河		龍ケ崎・鹿島		日立		水戸		日立
		PEO建機			霞ヶ浦・水戸			霞ヶ浦	水戸	霞ヶ浦		水戸	霞ヶ浦	
	(高圧)	地区協会			水戸		水戸			水戸				水戸
チェーンソーによる伐木等の業務(新伐木)		林災防	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		PEO建機		霞ヶ浦	水戸	霞ヶ浦	水戸	霞ヶ浦	水戸	霞ヶ浦		霞ヶ浦		霞ヶ浦・水戸
		安全衛生推進会		水戸					牛久					
小型車両系建設機械(3t未満)			霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸
ローラーの運転(締固用)		PEO建機	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦		霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦
高所作業車運転(10m未満等)			霞ヶ浦	霞ヶ浦	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	水戸	霞ヶ浦	水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦
巻上機			霞ヶ浦	水戸		霞ヶ浦	水戸	霞ヶ浦	水戸		霞ヶ浦		水戸	
クレーンの運転(5t未満)		地区協会	日立	龍ケ崎・鹿島	土浦・筑西・古河	常総・龍ケ崎	太田	古河	筑西・龍ケ崎	日立・鹿島	土浦・太田 常総・龍ケ崎		筑西・龍ケ崎	
		ボイラ・クレーン	受講者数が10名以上の場合で、必要条件を満たす場合は出張講習に応じますので、お問い合わせ下さい。											
		クレーン協会		●	●	●	●		●		●	●		●
		PEO建機	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸		水戸
酸素欠乏危険作業(第2種)		適合会	●											
酸欠・硫化水素危険作業		建災防	茨城町			水戸								
		PEO建機	水戸	霞ヶ浦		水戸		霞ヶ浦		水戸	霞ヶ浦			霞ヶ浦
		安全衛生推進会					古河							
特定粉じん作業		地区協会			日立	古河	土浦				日立・筑西	水戸		
		PEO建機		霞ヶ浦		水戸	霞ヶ浦		霞ヶ浦		水戸		霞ヶ浦	
産業用ロボットの教示・検査		地区協会			水戸		古河	土浦			水戸	筑西		
廃棄物倍却施設業務		適合会	●											
伐木等機械の運転業務						●								
簡易架線装置の運転業務		林災防				●								
走行集材機械の運転業務								●						
石綿		PEO建機	霞ヶ浦		水戸	霞ヶ浦		水戸		水戸	霞ヶ浦	水戸	霞ヶ浦	
		建災防	水戸				水戸			水戸			水戸	
足場の組立て等の業務		PEO建機	水戸	霞ヶ浦・水戸	水戸	水戸		水戸	霞ヶ浦			水戸	水戸	霞ヶ浦
		トータルステップ		●		●		●		●		●		●
フルハーネス型墜落制止用器具		適合会	●			●		●	●			●		
		地区協会	古河		鹿島			古河・常総		鹿島			古河・常総	
		建災防	水戸		水戸			茨城町・高萩	水戸	茨城町			水戸	
		クレーン協会		●		●		●						
		トータルステップ	●		●		●		●		●		●	
		PEO建機	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦・水戸	霞ヶ浦	水戸	水戸
		土浦自動車学校	●	●	●			●	●	●	●	●		
		安全衛生推進会	水戸・牛久	水戸・利根町		水戸	水戸	水戸	水戸					

3. 実技教習

種類	問合せ先(略称)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
クレーン運転士	NSB東日本	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
移動式クレーン	PEO建機	霞ヶ浦		霞ヶ浦		霞ヶ浦	霞ヶ浦	霞ヶ浦	霞ヶ浦	霞ヶ浦	霞ヶ浦	霞ヶ浦	霞ヶ浦

4. 建築物石綿含有建材調査者講習

種類	問合せ先(略称)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般建築物石綿含有建材調査者講習	連合会			●			●			●			●
	安全衛生推進会	水戸					水戸	水戸					

5.安全管理者選任時研修(法第11条の1)

種類	問合せ先(略称)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全管理者選任時研修	連合会・地区協会	連合会		連合会・古河	常総	連合会	日立	連合会	日立	連合会		連合会・鹿島	
	クレーン協会				●		●					●	

6. 能力向上教育(法第19条の2)

種類	問合せ先(略称)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全管理者	連合会・地区協会						連合会					土浦	
衛生管理者											連合会	龍ケ崎	
有機溶剤作業主任者	連合会						●						
特定化学物質作業主任者							●						
職長(製造業)	地区協会		水戸			水戸					水戸		
職長・安全衛生責任者	連合会						●						
	建災防			筑西			水戸	竜ヶ崎					
安全衛生推進者	陸災防						●						●
ボイラー取扱作業主任者	ボイラ協会							●					
足場の組立て等作業主任者	トータルステップ		●		●		●		●		●		●
特定自動車運転者 フォークリフト	建荷協				●					●			
車両系建設機械				●								●	
締固め用機械				●									
高所作業車							●						

7. 安全衛生教育(法第60条の2)

種類	問合せ先(略称)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
クレーン運転士	クレーン協会		●			●		●					
移動式クレーン運転士						●							
ボイラー取扱業務従事者	ボイラ協会							●					
フォークリフト(1t以上)運転業務従事者	適合会・地区協会					連合会						龍ケ崎	
	陸災防	●							●				
	トヨタエルアンドエフ茨城		●			●			●			●	
有機溶剤業務従事者教育	連合会	●											
玉掛業務従事者	クレーン協会			●					●				
	建災防	茨城町	境				茨城町		茨城町			茨城町	
刈払機取扱作業者	PEO建機	龍ケ浦・水戸	龍ケ浦・水戸	龍ケ浦・水戸	龍ケ浦・水戸	龍ケ浦・水戸	龍ケ浦・水戸	龍ケ浦・水戸	龍ケ浦	龍ケ浦・水戸	水戸	龍ケ浦・水戸	龍ケ浦・水戸
	林災防	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	安全衛生推進会			利根町	水戸		牛久						
振動工具取扱い作業従事者(チェーンソー除く)	建災防		境					茨城町					
	PEO建機	龍ケ浦	水戸		龍ケ浦	水戸		龍ケ浦		龍ケ浦・水戸	龍ケ浦		水戸
丸のこ等取扱い作業従事者	建災防										茨城町		
	安全衛生推進会					古河							
積卸し作業指揮者	陸災防			●								●	
同上車両系(上記受講者対象)				●								●	

8. 免許受験準備講習

種類		問合せ先(略称)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
衛生管理者	第一種	連合会			●	●								
	第二種					●								
衛生管理者模擬試験	第一種						●							
ガス溶接作業主任者					●									
エックス線作業主任者					●									
2級ボイラー技士		ボイラ協会				●								
ボイラー整備士						●								

9. その他

種類		問合せ先(略称)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全衛生推進者講習(法第12条の2第1項)		地区協会	土浦			水戸・筑西・鹿島	日立・常総			古河・鹿島		水戸		
		陸災防					●				●			
		エルプラン			●			●					●	
衛生推進者講習(法第12条の2第1項)					●			●					●	
		連合会			●						●			
職長教育(法第60条第1項)		地区協会	水戸・土浦・鹿島・古河	鹿島	水戸・土浦・筑西・鹿島	鹿島・古河	土浦・筑西・鹿島	筑西・鹿島	水戸・土浦・鹿島・古河	筑西・鹿島	土浦・鹿島	鹿島・古河	水戸・土浦・筑西・鹿島	筑西・鹿島
職長・安全衛生責任者教育		地区協会	古河・龍ケ崎	日立・太田・常総		日立・古河・常総・龍ケ崎	水戸	日立・龍ケ崎	古河・太田・常総	日立・龍ケ崎	水戸	日立・古河・常総・龍ケ崎		日立・常総・龍ケ崎
		建災防	水戸	茨城町	常総・鹿島	筑西	水戸					水戸・鹿島	水戸	茨城町
		PEO建機	龍ケ浦		水戸	龍ケ浦・水戸	水戸	水戸	龍ケ浦・水戸		水戸	龍ケ浦		龍ケ浦・水戸
		トータルステップ	●		●		●		●		●		●	
		安全衛生推進会		古河・つくば		水戸		利根町		水戸				
局所排気装置等の定期自主検査者講習		連合会		●					●					●
新入社員安全衛生教育(法第59条第1項)		地区協会	水戸・常総・龍ケ崎											
ボイラー実技講習		ボイラ協会	●	●	●			●	●		●			●
ワイヤロープ点検基準講習		クレーン協会					●							
足場点検実務者研修		建災防						水戸					水戸	
特定自主検査者講習	高所作業車	建荷協				●								
	締固め用機械							●						
	フォークリフト				●				●					
	車両系建設機械			●		●			●					
特定自主検査者実務研修(記録表作成)							●					●		
定期自主検査者	天井クレーン	ボイラ・クレーン						●						
	移動式クレーン	クレーン協会	●					●				●		
	ボイラー	ボイラ協会					●					●	●	
	圧力容器											●		
	クレーン機能付建機	建荷協		●										
	ショベルローダー等											●		
リスクアセスメント実務者研修		陸災防				●							●	
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)		連合会・地区協会			古河			筑西・鹿島						連合会
交通労災防止担当管理者教育		陸災防		●								●		
保護具着用管理者研修		連合会・地区協会		連合会			連合会			連合会			常総	連合会
KYTトレーナー研修会		連合会				●					●			
労働安全衛生活動基礎研修講座(KYT)		地区協会									龍ケ崎			
KYT(危険予知訓練)		陸災防	●						●					
ゼロ災研修会		地区協会			常総	鹿島							●	
事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修		連合会											●	
化学物質管理者養成研修						●							●	

(注)1. 表中、●印は実施月を示します。

問合せ及び申込み先

略称	名称	所在地	電話	ファックス
連合会	一般社団法人 茨城労働基準協会連合会	〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F	029-225-8881	029-227-4507
地区協会	一般社団法人 水戸労働基準協会	〒310-0801 水戸市桜川2-1-43 アカデミープラザビル1F	029-233-6622	029-233-6626
	一般社団法人 日立労働基準協会	〒317-0073 日立市幸町1-21-2 日立商工会議所会館1F	0294-23-3431	0294-23-3461
	一般社団法人 土浦労働基準協会	〒300-0805 土浦市天川1856-5	029-824-0324	029-824-0325
	一般社団法人 筑西労働基準協会	〒308-0825 筑西市下中山581-1	0296-24-2796	0296-24-9303
	一般社団法人 古河労働基準協会	〒306-0011 古河市東3-7-35 永塚ビル1F	0280-31-4176	0280-32-6116
	一般社団法人 太田労働基準協会	〒313-0061 常陸太田市中城町3210 常陸太田商工会館2F	0294-72-3489	0294-73-2716
	一般社団法人 常総労働基準協会	〒303-0022 常総市水海道渕頭町3114-3	0297-22-0949	0297-22-3537
	一般社団法人 龍ケ崎労働基準協会	〒301-0005 龍ケ崎市川原代町4区6336-7	0297-62-7923	0297-64-1498
	一般社団法人 鹿島労働基準協会	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-57	0299-83-8440	0299-83-8478
建災防	建設業労働災害防止協会 茨城県支部	〒310-0062 水戸市大町3-1-22 茨城県建設センター3F	029-300-4638	029-300-4639
陸災防	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 茨城県支部	〒310-0913 水戸市見川町2440-1 茨城県トラック総合会館内	029-303-7203	029-303-5070
林災防	林業・木材製造業労働災害防止協会 茨城県支部	〒319-2205 常陸大宮市宮の郷2153-38	0294-33-5121	0294-33-5191
ボイラ協会	一般社団法人 日本ボイラ協会 茨城支部	〒310-0022 水戸市梅香1-5-5 茨城県JA会館分館3F	029-225-6185	029-225-6509
クレーン協会	一般社団法人 日本クレーン協会 茨城支部	〒310-0803 水戸市城南1-2-10 水戸城南ビル5F A号室	029-306-9991	029-306-9992
ボイラ・クレーン	公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 茨城事務所	〒300-0875 土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3F	029-843-0740	029-841-1968
建荷協	公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 茨城県支部	〒311-3116 東茨城郡茨城町長岡3652-559	029-292-6546	029-292-6547
水戸専門学院	茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	〒311-1131 水戸市下大野6342	029-269-2160	029-269-1040
日立専門学院	茨城県立日立産業技術専門学院	〒316-0032 日立市西成沢町3-9-1	0294-35-6449	0294-36-0454
鹿島専門学院	茨城県立鹿島産業技術専門学院	〒311-2223 鹿嶋市林572-1	0299-69-1171	0299-69-6455
土浦専門学院	茨城県立土浦産業技術専門学院	〒300-0849 土浦市中村西根番外50番179	029-841-3551	029-841-4465
筑西専門学院	茨城県立筑西産業技術専門学院	〒308-0847 筑西市玉戸1336-54	0296-24-1714	0296-25-6071
PEO建機(霞ヶ浦)	(株)PEO建機教習センタ 茨城教習所	〒300-0136 かすみがうら市戸崎2328	029-828-2370	029-828-2369
PEO建機(水戸)	(株)PEO建機教習センタ 水戸出張所	〒311-0102 那珂市向山下笠松1269-1	029-352-0285	029-352-0286
NSB東日本	日鉄ビジネスサービス東日本(株)	〒314-0014 鹿嶋市大字光3 日本製鉄㈱東日本製鉄所鹿島地区内	0299-84-2052	0299-84-2369
トヨタエルアンドエフ茨城	トヨタエルアンドエフ茨城(株)	〒319-0102 小美玉市西郷地1403-1	0299-51-1101	0299-35-7101
トータルステップ	(株)トータルステップ	〒305-0861 つくば市谷田部4439-3	029-875-5322	029-875-5323
エルプラン	(株)キユーソーエルプラン 元栗橋登録教習センター	〒306-0313 猿島郡五霞町元栗橋観音下403-2	0280-80-1828	0280-84-4380
大宮自動車教習所	(株)大宮自動車教習所 フォークリフト講習センター	〒319-2131 常陸大宮市下村田2518	0295-52-0885	0295-53-5189
茨城県自動車学校	茨城県自動車学校	〒310-0846 水戸市東野町260	029-247-6131	029-247-6134
石岡自動車学校	(株)茨城県石岡自動車学校	〒315-0031 石岡市東大橋2848	0299-26-2244	0299-26-2248
県西自動車学校	(有)茨城県西自動車学校	〒308-0121 筑西市船玉286	0296-37-6012	0296-37-6025
矢田部自動車教習所	(株)矢田部自動車教習所	〒314-0341 神栖市矢田部6231	0479-48-0080	0479-48-0999
土浦自動車学校	(株)土浦自動車学校	〒300-0843 土浦市中村南4-1-20	029-841-0577	029-841-4343
安全衛生推進会	(株)安全衛生推進会 茨城教育センター	〒310-0846 水戸市東野291-19	029-291-6221	029-353-7915



費用は
無料です！

中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和２年の労働災害死傷病者数約１３万人のうち、従業員９９人以下の企業でその７４%が発生しています*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の企業等を支援する**「個別支援」**と、商工会や工業団地などの集団を支援する**「集団支援」**の２種類があります。

費用は無料です、是非ご活用ください。

＊厚生労働省「職場のあんぜんサイト（https://anzeninfo.mhlw.go.jp）」参照

＜個別支援＞

専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、『安全推進者の配置等に係るガイドライン（平成２６年３月）』（厚生労働省）を踏まえ、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）の店舗・施設等を対象としております。

費　用　**費用は無料**
（厚生労働省の補助事業のため）

対　象
- 労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業が対象
- 労働者数が概ね１００人未満の事業場が対象



① 現場確認で弱点を探し出します

２時間程度の現場確認で、安全衛生面での弱点を探し出します。

② 現場確認を参考に職場に必要な支援を実施します（教育・アドバイス等）
～オンラインでも対応します～

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第３者が知ることはありません。

＜集団支援＞

事業場（店舗）の方が集まる機会はありませんか。無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。

オンラインでも対応します

企業系列協力会、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を無料で実施します。

また、事業場（店舗）に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスを行う「個別支援」と組み合わせて実施することも可能です。

費　用　**費用は無料**
（厚生労働省の補助事業のため）

対　象
- 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね**100人未満の事業場を中心とする集団、団体等**が対象です。
- 労働者数が100人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問合せ先にご相談ください。



1 みんなで学んで労災を防止！

工場、店舗、社会福祉施設などの代表の皆さんが集まる機会を利用し、安全衛生に関する研修会や講演を行います。２時間程度の研修会を開催いたします。

2 このようなテーマの研修や講習を実施します

1．ヒューマンエラーとその防止対策
2．転倒災害防止対策の進め方
3．職場巡視のチェックポイント
4．これから進める化学物質対策
5．管理監督者に求められる安全配慮義務
6．安衛法改正を踏まえた労働災害防止対策
7．スライサー等による切れ・こすれ対策
8．メンタルヘルス対策の進め方
9．はさまれ・巻き込まれ対策
10．安全・安心のための５Ｓ活動
11．職場の腰痛予防対策
12．保護具の適切な使用方法　など



「Stop！転倒災害プロジェクト」実施中



厚生労働省および労働災害防止団体では、休業4日以上の死傷災害のうち最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、2015年から「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施しています。詳しくは、特設サイトをご覧ください。　中災防　転倒防止　検索

【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会　技術支援部（〒108-0014　東京都港区芝5-35-2）
TEL：03-3452-6366　／　FAX：03-5445-1774　／　Eメール：gijutsu@jisha.or.jp

または、以下のホームページ記載の地区安全衛生サービスセンターまでお願いします。
WEB：https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html　または　中災防　サポート事業　検索

STOP！転倒災害

！3つの転倒予防



転倒による労働災害は最も多く、全体の約25%

転倒によるケガの約6割が休業1か月以上のケガです！！

① 作業場所の整理整頓



② 作業場所の清掃



③ 毎日の運動



▶ **転倒災害は、大きく3種類に分けられます。**
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？







厚生労働省では**「STOP！転倒災害プロジェクト」**を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック！

厚生労働省

STOP！ 転倒　検索

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

	チェック項目	□
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	□
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	□
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	□
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	□
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	□
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	□
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	□
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	□
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	□

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

小売業の事業者の皆さまへ

職場での腰痛を予防しましょう

小売業では、労働災害としての腰痛で、毎年500～700人もの方が４日以上休業しています。
年齢別では、40歳未満の方の被災率が高くなっています。



厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」（以下「指針」）で、重量物取扱い作業などでの腰痛予防対策を示していますので、指針に基づく組織的な腰痛予防のための取組みをお願いします。

職場でこのようなことはありませんか？

業　種	年 代	労働災害の例
各種食料品小売業	30代	レジでお客様のカートのカゴが商品で山盛りで重そうであったため、レジ台越しに、カゴをカートから持ち上げようとしたところ、腰を痛めた。（休業10日（見込み））
各種食料品小売業	50代	袋詰めの業務を長時間前傾姿勢で行っていたところ、腰を痛めた。（休業4か月（見込み））
総合スーパー	10代	商品を台車に載せ搬入していたところ、台車が足拭きマットにひっかかったため、それを乗り越えようと引っ張ったところ、バランスを崩し、腰を痛めた。（休業2か月（見込み））
ホームセンター	30代	カゴ車から商品の品出しを行っていたところ、前屈みの状態で腰をひねったことで、腰を痛めた。（休業4日（見込み））

腰痛予防対策のポイント

＜労働衛生管理体制＞

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業管理・作業環境管理・健康管理の３つの管理と、労働衛生についての教育を総合的・継続的に行うことが重要です。

① 事業場のトップが、腰痛予防対策に取組む方針を表明し、衛生管理者、安全衛生推進者（衛生推進者）を中心に対策実施組織を確立しましょう。

② 重量物取扱い作業などについて、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。

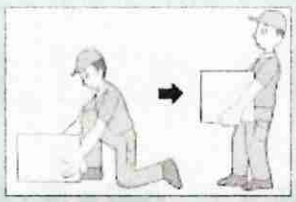
③ 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施しましょう。健康管理、教育にも取組みましょう。

腰痛予防のための労働衛生管理体制の整備
- 作業管理：作業方法、作業手順、体制など
- 作業環境管理：照明、床面、作業スペースなど
- 健康管理：腰痛健診、腰痛予防体操など
- 労働衛生教育：腰痛予防のための教育

腰痛リスクの回避・低減対策　（チェックリスト）

<作業管理>

- □ 常時行う重量物取扱い作業は、リフターや自動搬送装置の使用により自動化・省力化する。
- □ コンベアや台車などで運搬したり、運搬しやすくなるようなフックや吸盤などを用いる。
- □ 取り扱う重量物の重量を制限する。常時人力のみにより取り扱う重量は、満18歳以上の男性の場合、体重のおおむね40%以下、女性は24%以下とする。流通業では、10kg程度に設定する例も見られる。
- □ 上の重量制限を超える場合は、身長差の少ない２人以上で作業を行わせる。
- □ 取り扱う重量物の重量があらかじめわかるように表示する。
- □ できるだけ重量物に身体を近づけ、重心を低くするような姿勢をとるようにする。
- □ 床面から重量物を持ち上げる場合、片足を少し前に出し膝を曲げ、腰を十分に下ろして重量物を抱え、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにする。**（図１）**
- □ 大きな物や重量物を持っての移動距離を短くし、人力での階段昇降は避ける。
- □ 重量物を持ち上げるときは、呼吸を整え、腹圧を加えて行うようにする。**（図２）**
- □ 重量物を持った場合は、背を伸ばした状態での腰部のひねりを少なくなるようにする。
- □ 作業動作、作業姿勢、作業手順、作業時間などをまとめた作業標準を策定する。
- □ 労働者にとって過度の負担とならないように、単位時間内での取扱い量を設定する。
- □ 他の作業を組み合わせることにより、長時間の立位姿勢の保持を避ける。
- □ 立ち作業が長時間継続する場合には、椅子を配置し、作業の途中で腰掛けて小休止・休息が取れるようにする。
- □ 座り作業の場合、不自然な姿勢とならないよう、作業対象物は、ひじを伸ばして届く範囲内に配置する。
- □ 作業靴は滑りにくく、クッション性があるものを使用させる。



（図１）



（図２）



（図３）

<作業環境管理>

- □ 作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。
- □ 転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面とする。
- □ 座り作業の場合、椅子は労働者の体格に合ったものを使用させ、机、作業台の高さや椅子との距離は調節できるようにする。

<健康管理と労働衛生教育>

- □ 腰痛予防健康診断（配置時、６か月以内ごとに１回）を行う。
- □ ストレッチを中心とした腰痛予防体操を行わせる。**（図３）**
- □ 腰痛のリスクと原因、作業標準（作業姿勢など）、荷役機器・補助具の使用方法、腰痛予防体操などについて、教育（配置時など）を行う。

もっと詳しく!

「職場における腰痛予防対策指針」では、腰痛予防の取組みを紹介しています。

腰痛予防指針　検索

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

重量物取扱いなどによる腰痛を予防しましょう

製造業では、労働災害としての腰痛で、毎年600～900人もの方が４日以上休業しています。
年齢別では、40歳未満の方の被災率が高くなっています。



厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」（以下「指針」）で、重量物取扱い作業などでの腰痛予防対策を示していますので、指針に基づく組織的な腰痛予防のための取組みをお願いします。

職場でこのようなことはありませんか？

業　種	年 代	労働災害の例
一般機械器具製造業	50代	荷物が入った箱を持ち上げようと、前のめりぎみで箱を持ち上げたところ、腰を痛めた。（休業2か月（見込み））
食料品製造業	40代	食料品が入ったバットを持ち上げて移動させようとしたところ、バットが予想より軽く、力んだ反動で腰を痛めた。（休業21日（見込み））
金属製品製造業	30代	製品を持って移動していたところ、バランスを崩し、転倒しそうになったはずみで身体をねじり、腰を痛めた。（休業30日（見込み））
化学工業	30代	原料袋を担ぎながら階段を上ったところ、腰を痛めた。（休業4日（見込み））

腰痛予防対策のポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業管理・作業環境管理・健康管理の３つの管理と、労働衛生についての教育を総合的・継続的に行うことが重要です。

① 事業場のトップが、腰痛予防対策に取組む方針を表明し、衛生管理者、安全衛生推進者を中心に対策実施組織を確立しましょう。

② 重量物取扱い作業などについて、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。

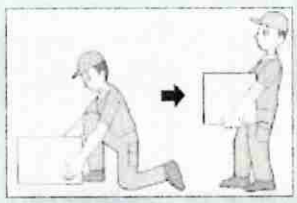
③ 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施しましょう。健康管理、教育にも取組みましょう。

腰痛予防のための労働衛生管理体制の整備
- 作業管理：作業方法、作業手順、体制など
- 作業環境管理：照明、床面、作業スペースなど
- 健康管理：腰痛健診、腰痛予防体操など
- 労働衛生教育：腰痛予防のための教育

腰痛リスクの回避・低減対策（チェックリスト）

＜作業管理＞

- □常時行う重量物取扱い作業は、リフターや自動搬送装置の使用により自動化・省力化する。
- □コンベアや台車などで運搬したり、運搬しやすくなるようなフックや吸盤などを用いる。
- □取り扱う重量物の重量を制限する。常時人力のみにより取り扱う重量は、満18歳以上の男性の場合、体重のおおむね40%以下、女性は24%以下とする。製造業では、10kg程度に設定する例も見られる。
- □上の重量制限を超える場合は、身長差の少ない２人以上で作業を行わせる。
- □取り扱う重量物の重量が、あらかじめわかるように表示する。
- □できるだけ重量物に身体を近づけ、重心を低くするような姿勢をとるようにする。
- □床面から重量物を持ち上げる場合、片足を少し前に出し膝を曲げ、腰を十分に下ろして重量物を抱え、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにする。**（図１）**
- □大きな物や重量物を持っての移動距離を短くし、人力での階段昇降は避ける。
- □重量物を持ち上げるときは、呼吸を整え、腹圧を加えて行うようにする。**（図２）**
- □重量物を持った場合は、背を伸ばした状態での腰部のひねりを少なくなるようにする。
- □作業動作、作業姿勢、作業手順、作業時間などをまとめた作業標準を策定する。
- □労働者にとって過度の負担とならないように、単位時間内での取扱い量を設定する。
- □立ち作業の場合、１時間に１・２回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージなどを行わせる。
- □他の作業を組み合わせることにより、長時間の立位姿勢の保持を避ける。
- □座り作業の場合、不自然な姿勢とならないよう、作業対象物は、ひじを伸ばして届く範囲内に配置する。
- □直接床に座る作業は、関節などに負担がかかるため、できるだけ避ける。
- □作業靴は滑りにくく、クッション性があるものを使用させる。



（図１）



（図２）



（図３）

＜作業環境管理＞

- □作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。
- □転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面とする。
- □立ち作業の場合、作業機器や作業台は労働者の体型を考慮したものを配置する。
- □両足をあまり使用しない立ち作業では、適当な高さの片足置き台を使用させる。
- □座り作業の場合、椅子は労働者の体格に合ったものを使用させ、机、作業台の高さや椅子との距離は調節できるようにする。

＜健康管理と労働衛生教育＞

- □腰痛予防健康診断（配置時、６か月以内ごとに１回）を行う。
- □ストレッチを中心とした腰痛予防体操を行わせる。**（図３）**
- □腰痛のリスクと原因、作業標準（作業姿勢など）、荷役機器・補助具の使用方法、腰痛予防体操などについて、教育（配置時など）を行う。

もっと詳しく!

「職場における腰痛予防対策指針」では、腰痛予防の取組みを紹介しています。

腰痛予防指針　検索

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

社会福祉施設、医療施設を運営する事業主の皆さまへ

看護・介護作業による腰痛を予防しましょう

職場での腰痛により４日以上休業する方は年間4000人以上で、うち社会福祉施設では約1000人、医療保健業では約350人で合わせて３割を占めます。特に、社会福祉施設での腰痛発生件数は大きく増加しています。

看護･介護作業を行う者（以下「看護・介護者」）の腰痛予防に施設全体として取組むことは、看護･介護者の健康のみならず、看護・介護の対象となる人（以下「対象者」）の安全確保、看護・介護の質の向上、人材確保にもつながるものです。

厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」において、福祉・医療分野等における看護・介護作業※も対象として、腰に負担の少ない介助方法などを示しています。

その概要を示しますので、各施設で組織的な腰痛予防対策の取組みをお願いします。

※福祉・医療分野等における看護・介護作業には、高齢者介護施設、障害児者施設、保育所等の社会福祉施設、医療機関、訪問看護・介護、特別支援学校での教育等における看護・介護作業等が含まれます。

腰痛予防対策のポイント

① **施設長等のトップが､腰痛予防対策に取組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。（→ポイント３）**

② **対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。（→ポイント１）**

③ **腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施しましょう。健康管理、教育にも取組みましょう。（→ポイント２）**



ポイント１．腰痛発生に関与する要因の把握及びリスクの評価・見積り

腰痛の発生に関与する要因を把握し、看護・介護におけるそれぞれの介助作業について腰痛発生のリスクを見積もる。

（１） 腰痛発生に関与する要因として、対象者の要因、看護・介護者の個人的要因、福祉用具の状況、作業姿勢・動作の要因（抱上げ、不自然・不安定な姿勢）、作業環境の要因（温湿度、照明、段差、作業空間）などがある。

このうち、対象者の要因については、各施設で作成している日常生活動作（ADL）、介助の程度などについての評価（アセスメント）シートを活用することができる。

（２） 対象者ごとの一つ一つの看護・介護作業について、上記の腰痛発生要因を考慮しながら、腰痛発生のリスクを「高い」「中程度」「低い」などと見積もる。

腰痛発生リスクの見積りは、できるだけ多くの作業について行うのがよいが、少なくとも、重い腰痛の発生した作業や多くの労働者が腰痛を訴える作業については、もれなく対象とすること。

この際、腰痛予防対策チェックリスト（表1）を活用するとよい。

対象者それぞれについて、ADL・介助の程度などが異なるので、チェックリストは対象者一人一人について作成する。

表1　「介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト」の記入例

〈チェックリスト記入例〉

②介助作業	具体的な作業内容	③リスクの見積り				
		作業姿勢	重量負荷	頻度／作業時間	作業環境	リスク
□着衣時の移乗作業	ベッド⇔車椅子 ベッド⇔ポータブルトイレ 車椅子⇔便座 車椅子⇔椅子 などの移乗介助	a. 不良 b.やや不良 c. 良	a. 大 b. 中 c. 小	a. 頻繁 b. 時々 c.ほぼなし	a.問題あり b.やや問題 c.問題なし	高 中 低

ポイント２．リスクの回避･低減措置の検討・実施

ポイント１で評価したリスクの大きさや緊急性を考慮し、リスクの回避・低減の優先度を判断して、腰痛の発生要因に的確に対処するための次のような対策を検討・実施する。

(1)　対象者の日常生活動作能力を把握し、介助への協力を得る

対象者が看護・介護者の手や手すりをつかむ、身体を近づけてくれるなど、可能な範囲で協力してくれることにより、看護・介護者の負担は軽減される。

(2)　福祉用具（機器・道具）を積極的に利用すること

スライディングシート、スライディングボード、リフト、スタンディングマシーン等を対象者の状態に合わせて活用すること。

(3)　作業姿勢・動作の見直し

イ　抱上げ

原則として、人力による人の抱上げは行わず、介助が必要な場合にはリフトやスライディングボードなどを使用し、対象者に適した方法で移乗・移動介助を行うこと。

ロ　不自然な姿勢

不自然な姿勢による腰への負担を回避・改善するため、次のような改善方法をとること。

(ｲ)　対象者に体を近づけて作業する。
(ﾛ)　ベッドや作業台等の高さを調節する。
(ﾊ)　靴を履かせるなどの低いところでの作業は、膝を曲げてしゃがむか片膝をつく。
(ﾆ)　対象者に対して看護・介護者が正面を向いて作業できるよう体の向きを変える。

(4)　作業の実施体制

看護・介護者の数は適正に配置し、負担の大きい業務が特定の看護・介護者に集中しないよう配慮すること。

(5)　作業標準の策定

作業負担が小さく効率良く作業するための作業手順等をまとめた作業標準を作成すること。作業標準は、介助の種類ごとに作成し、対象者の状態別に、作業手順、利用する福祉用具、人数、役割分担などを明記する。ベッドから車いすへの移乗介助の手順例を第４面に示す。

(6)　休憩、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、その時間にはストレッチングや安楽な姿勢が取れるようにすること。また、作業時間中にも、小休止・休息が取れるようにすること。

(7)　作業環境の整備

イ　寒さや看護・介護者の体が濡れた場合の冷え等が腰痛の発生リスクを高めるため、作業に適した温湿度に調節すること。また、作業場所等の形状が明瞭にわかるように、適切な照度を保つこと。

ロ　通路及び各部屋には車いすやストレッチャー等の移動の障害となるような段差等を設けないこと。
　また、それらの移動を妨げないように、機器や設備の配置を考えること。

ハ　部屋や通路は、介助動作に支障がないように十分な広さを確保すること。また、介助に必要な福祉用具は、出し入れしやすく使用しやすい場所に収納すること。

ニ　疲労からの回復を図れるよう、快適な休憩室や仮眠室を設けること。

ホ　対象者の家庭が職場となる訪問看護・介護では、腰痛予防の対応策への理解を得られるよう、事業者が家族等に説明すること。

(8)　健康管理

イ　健康診断

　看護・介護者全員に対し、配置時及び定期的（６か月以内に１回）に腰痛の健康診断を行うこと。

　医師の意見を聴き、作業者の腰痛の状況・程度に応じて、作業体制・方法の改善、作業時間の短縮などを検討する。特に長時間労働や夜勤に従事し、腰部に著しく負担を感じている者には、勤務形態の見直しなど就労上の措置を検討すること。

ロ　腰痛予防体操

筋疲労回復、柔軟性向上を目的として、ストレッチを中心とした腰痛予防体操を行うこと。

(9)　労働衛生教育等

イ　腰痛予防のための教育・訓練

　看護・介護者に対して、腰痛の発生要因と回避・低減措置（腰部への負担の少ない看護・介護技術、福祉用具の使用方法等）について定期的に教育･訓練を行うこと。

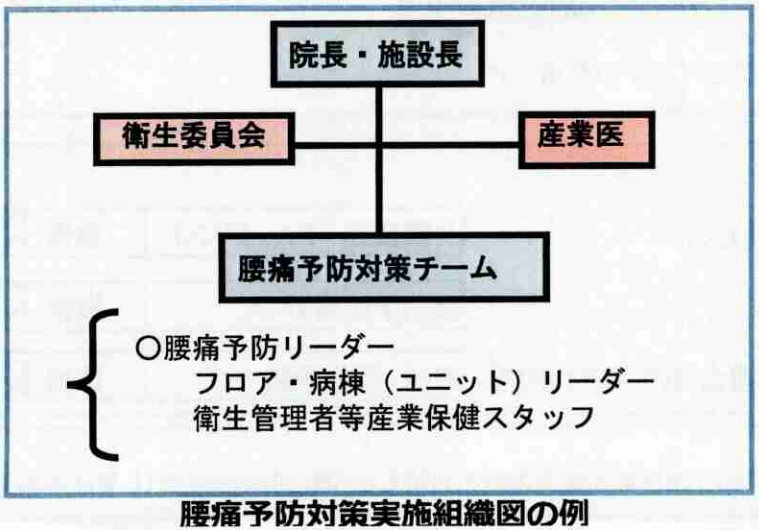
ロ　協力体制

　腰痛を有する看護・介護者及び腰痛による休業から職場復帰する者に対して、組織的に支援できるようにすること。

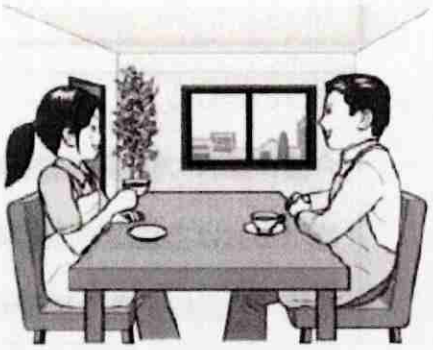
ポイント３．腰痛予防対策実施組織

組織内に腰痛予防対策チームを設置し、腰痛予防のためのリスクの評価と低減、看護・介護者への教育活動などを行う。

社会福祉施設・医療施設で腰痛予防の取組みを進めるためには、院長・施設長等のトップが腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、看護部門、介護部門等が腰痛予防に取り組む明確な意志を持ち、継続した活動と活動経験の蓄積が必要である。そのため、衛生委員会の下に腰痛予防対策チームを編成して、リスクアセスメントの実施、リスク低減策の立案とその評価、福祉用具の使用に関する研修その他全員に対する教育などの活動に取り組むこと。（下図参照）



腰痛予防対策実施組織図の例



作業標準の例

スライディングボードを用いたベッドから車椅子への移乗

（自力での横移動が困難な対象者を移乗介助する場合の手順例）

まず、対象者に車椅子移乗を説明し、同意を得るとともに協力を依頼する。協力を得ることで、看護・介護者の負担が軽減できる。

1　床頭台等のベッド周りの備品をベッドから離したり、ベッドをずらしたりして、必要な作業空間を確保する。

2　車椅子の移乗方向の足台を取り外し、ベッドサイドにぴったりと横付けし、ブレーキをかける。

3　ベッドの高さ調節を行い、移乗先の方が数cm低くなるようにする。ベッドから車椅子の場合はベッドを上げ、逆に車椅子からベッドの場合はベッドを下げる。

4　車椅子の肘掛を跳ね上げる。

5　看護・介護者は、対象者の前方に向かい合い、移乗方向側の対象者の臀部の下にボードの一端を座骨結節が乗るまで差し込む。対象者の上体を移乗方向と反対側に傾けると、臀部が浮き差し込みやすくなる。必ず、対象者の、傾ける側の身体を支えながら行うようにする。

6　ボードの反対側を移乗先に置く（15cm程度はかかるように）。

7　看護・介護者は、対象者の前方で、車椅子とベッドにかかったボードに向き合うようにして、腰を落として低い姿勢をとる。このとき、移乗先側の片膝をつくと、腰の負担が減る。

8　看護・介護者は、対象者の体幹が前方に軽く屈曲するように誘導する。対象者が腕や上体を軽く看護・介護者に預けるようにすると、身体が前に傾く。対象者の座位保持が不安定な場合は、移乗先の手すりまたは肘掛けを片手で持つように誘導してもよい。

9　看護・介護者は、移乗先と反対側の手で、被介助者の横臀部を進行方向に軽く押して、臀部を移乗先に移らせる。

10　対象者の臀部が完全に移乗先に乗ったら、ボードを外し、体幹がまっすぐ立つように誘導する。移乗先が車椅子の場合は、肘掛けを定位置に下げるのを忘れないこと。

11　車椅子シートに深く座るための介助

対象者の体幹をやや前傾した状態で、左右交互に傾けて荷重を片側の臀部にかけ、次に荷重がかかっていない臀部の膝を車椅子背もたれ方向へ押すことで深く座ることができる。滑りにくい座面の場合は、片側のみスライディングシートを座面に敷き、同様に膝を押すことで滑りやすくなり深く座ることができる。



スライディングボード

もっと詳しく

介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト	介護腰痛　チェックリスト	検索
職場における腰痛予防対策指針	腰痛予防指針	検索
看護・介護従事者の腰痛予防対策講習会（中災防：無料）	無料　腰痛予防	検索

作成：　中央労働災害防止協会
平成26年度厚生労働省委託事業「第三次産業労働災害防止対策支援事業(保健衛生業)」受託事業者

重量物取扱いや運転業務による腰痛を予防しましょう

陸上貨物運送事業では、労働災害としての腰痛で、毎年500～600人もの方が４日以上休業しています。
年齢別では、40歳未満の方の被災率が高くなっています。



厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」（以下「指針」）で、重量物取扱い作業などでの腰痛予防対策を示していますので、指針に基づく組織的な腰痛予防のための取組みをお願いします。

職場でこのようなことはありませんか？

業　種	年 代	労働災害の例
道路貨物運送業	40代	搬入先での商品の仕分け作業で、中腰の姿勢で商品を持ち上げたところ、腰を痛めた。（休業10日（見込み））
道路貨物運送業	60代	商品の積み込み作業で腰に違和感を感じていたが、休むほどの痛みではなかったので、そのまま長距離運転をしたところ、腰の痛みが増した。（休業6か月（見込み））
陸上貨物取扱業	30代	荷下ろし作業で、商品をパレットに載せる際に荷物を持ったまま腰をひねったため、腰を痛めた。（休業7日（見込み））
陸上貨物取扱業	40代	営業所内で、配送用のワゴンを中腰の姿勢で引いたところ、腰を痛めた。（休業14日（見込み））

腰痛予防対策のポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業管理・作業環境管理・健康管理の３つの管理と、労働衛生についての教育を総合的・継続的に行うことが重要です。

① 事業場のトップが、腰痛予防対策に取組む方針を表明し、衛生管理者、安全衛生推進者を中心に対策実施組織を確立しましょう。

② 重量物取扱い作業などについて、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
※指針に「車両運転等の作業におけるアクション・チェックリスト（例）」がありますので、活用してください。

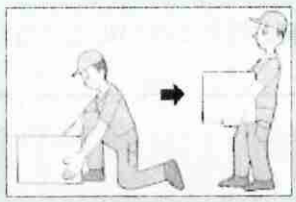
③ 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施しましょう。健康管理、教育にも取組みましょう。



腰痛リスクの回避・低減対策　（チェックリスト）

＜作業管理＞

- □ 常時行う重量物取扱い作業は、リフターや自動搬送装置の使用により自動化・省力化する。
- □ コンベアや台車などで運搬したり、運搬しやすくなるようなフックや吸盤などを用いる。
- □ 取り扱う重量物の重量を制限する。常時人力のみにより取り扱う重量は、満18歳以上の男性の場合、体重のおおむね40%以下、女性は24%以下とする。流通業では、10kg程度に設定する例も見られる。
- □ 上の重量制限を超える場合は、身長差の少ない２人以上で作業を行わせる。
- □ 取り扱う重量物の重量が、あらかじめわかるように表示する。
- □ できるだけ重量物に身体を近づけ、重心を低くするような姿勢をとるようにする。
- □ 床面から重量物を持ち上げる場合、片足を少し前に出し膝を曲げ、腰を十分に下ろして重量物を抱え、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにする。**（図１）**
- □ 大きな物や重量物を持っての移動距離を短くし、人力での階段昇降は避ける。
- □ 重量物を持ち上げるときは、呼吸を整え、腹圧を加えて行うようにする。**（図２）**
- □ 重量物を持った場合は、背を伸ばした状態での腰部のひねりを少なくなるようにする。
- □ 作業動作、作業姿勢、作業手順、作業時間などをまとめた作業標準を策定する。
- □ 労働者にとって過度の負担とならないように、単位時間内での取扱い量を設定する。
- □ 運転時間の管理を適切に行い、適宜、小休止・休息を取らせる。
- □ 長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止・休息やストレッチングを行ってから作業を行わせる。
- □ 作業靴は滑りにくく、クッション性があるものを使用させる。



（図１）



（図２）



（図３）

＜作業環境管理＞

- □ 寒冷ばく露しないよう、衣服の着用や暖房設備によって保温対策を行う。
- □ 作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。
- □ 転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面とする。
- □ 運転する場合、車両の座席は、座面・背もたれ角度、腰と背中の支持が適当なものとする。
- □ 運転する場合、車両からの振動を減衰させる構造の座席とするか、クッションを用いる。

＜健康管理と労働衛生教育＞

- □ 腰痛予防健康診断（配置時、６か月以内ごとに１回）を行う。
- □ ストレッチを中心とした腰痛予防体操を行わせる。**（図３）**
- □ 腰痛のリスクと原因、作業標準（作業姿勢など）、荷役機器・補助具の使用方法、腰痛予防体操などについて、教育（配置時など）を行う。

もっと詳しく!

「職場における腰痛予防対策指針」では、腰痛予防の取組みを紹介しています。　腰痛予防指針　検索

運送業務を行う人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ。　運送業務　腰痛予防　検索

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

エイジフレンドリーガイドライン

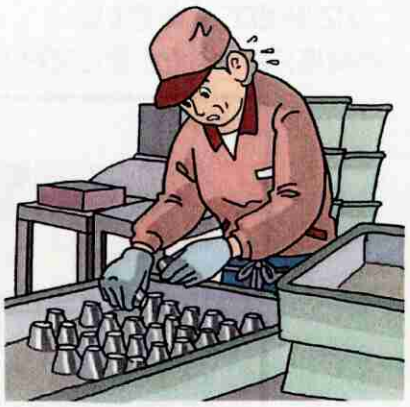
（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



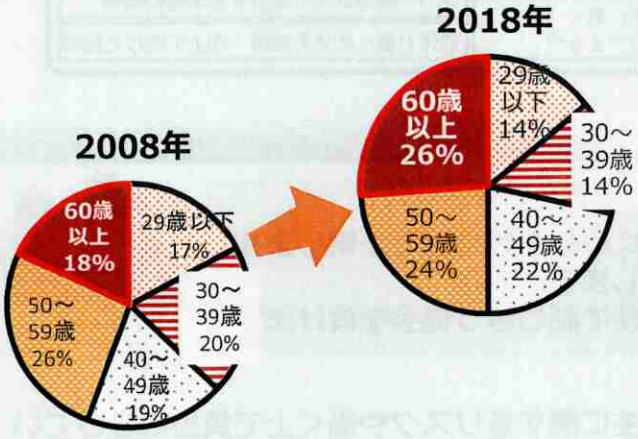




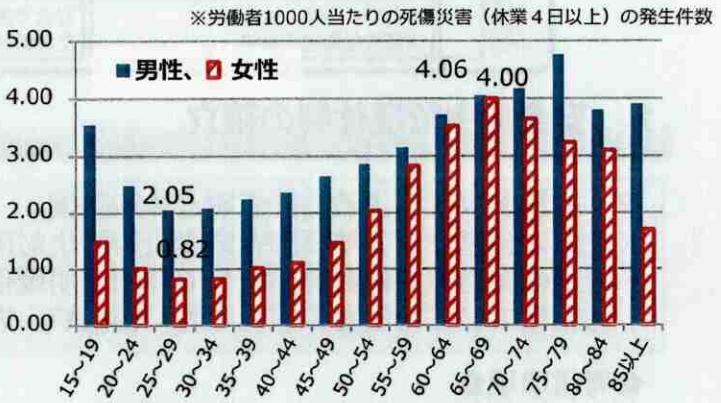
働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

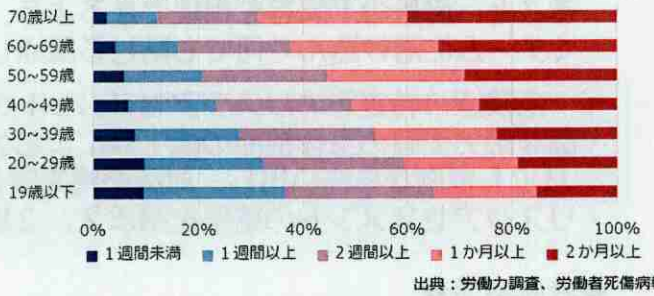
<年齢別死傷災害発生状況（休業４日以上）>



<年齢別・男女別の労働災害発生率　2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め**すべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要**です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ガイドラインの概要

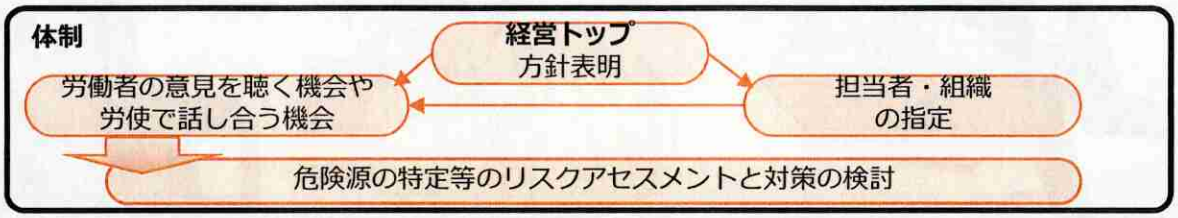
このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第１号
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」

事業者に求められる事項

事業者は、以下の１～５について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



具体的取組

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入（本質的に安全なもの）	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入（災害の頻度や重篤度を低減させるもの）
人のリスク	安全衛生教育	メンタルヘルス対策（セルフケア・ラインケア等）	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
人のリスク	安全衛生教育	健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
人のリスク	安全衛生教育	運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等）
人のリスク	安全衛生教育	運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の面接指導、保健指導
人のリスク	安全衛生教育	体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供
人のリスク	安全衛生教育	体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	低体力者への体力維持・向上に向けた指導

1　安全衛生管理体制の確立

ア　経営トップによる方針表明と体制整備
- 企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- 対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- 対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



✿考慮事項✿
- 高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ　危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- リスクアセスメントの結果を踏まえ、２以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

✿考慮事項✿
- 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- 必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

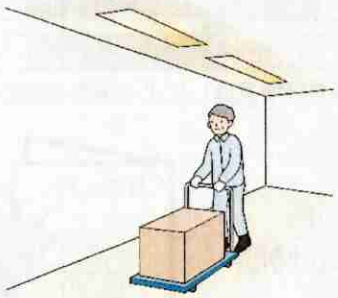
- 社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

ガイドラインの概要

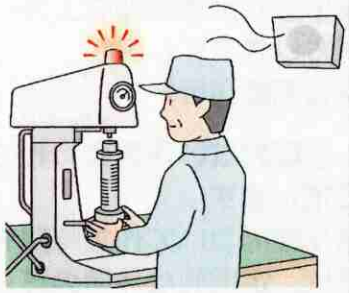
2　職場環境の改善

(1)　身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

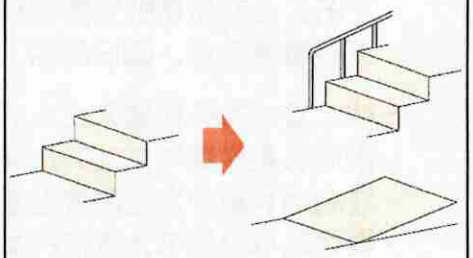
⇓対策の例⇓



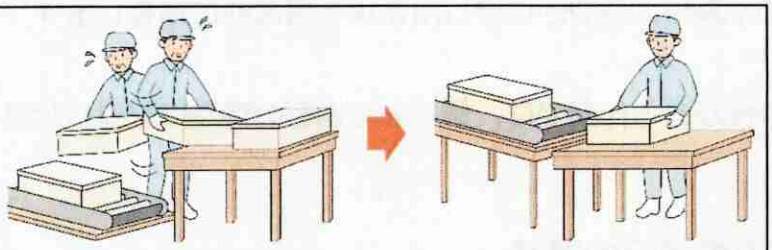
通路を含め作業場所の照度を確保する



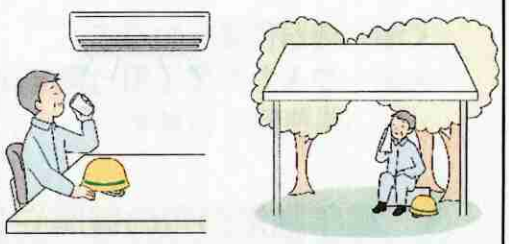
警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮



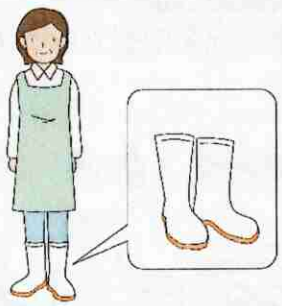
階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



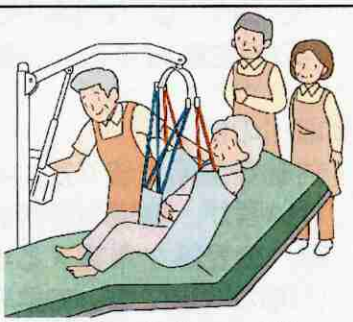
涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



防滑靴を利用させる



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



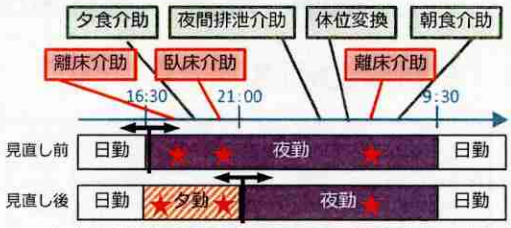
水分・油分を放置せず、こまめに清掃する

その他の例
・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
・パワーアシストスーツ等を導入する
・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する　等

(2)　高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

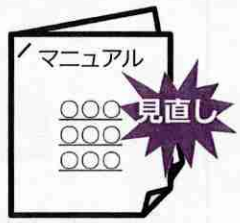
⇓対策の例⇓

<共通的な事項>
・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）



夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例

・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



<暑熱な環境への対応>
・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

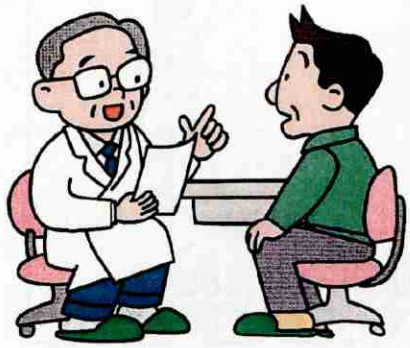
<情報機器作業への対応>
・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1)　健康状況の把握
・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

⇓取組の例⇓
・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます





ガイドラインの概要

(2)　体力の状況の把握

・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます

・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

⇓対策の例⇓

・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します

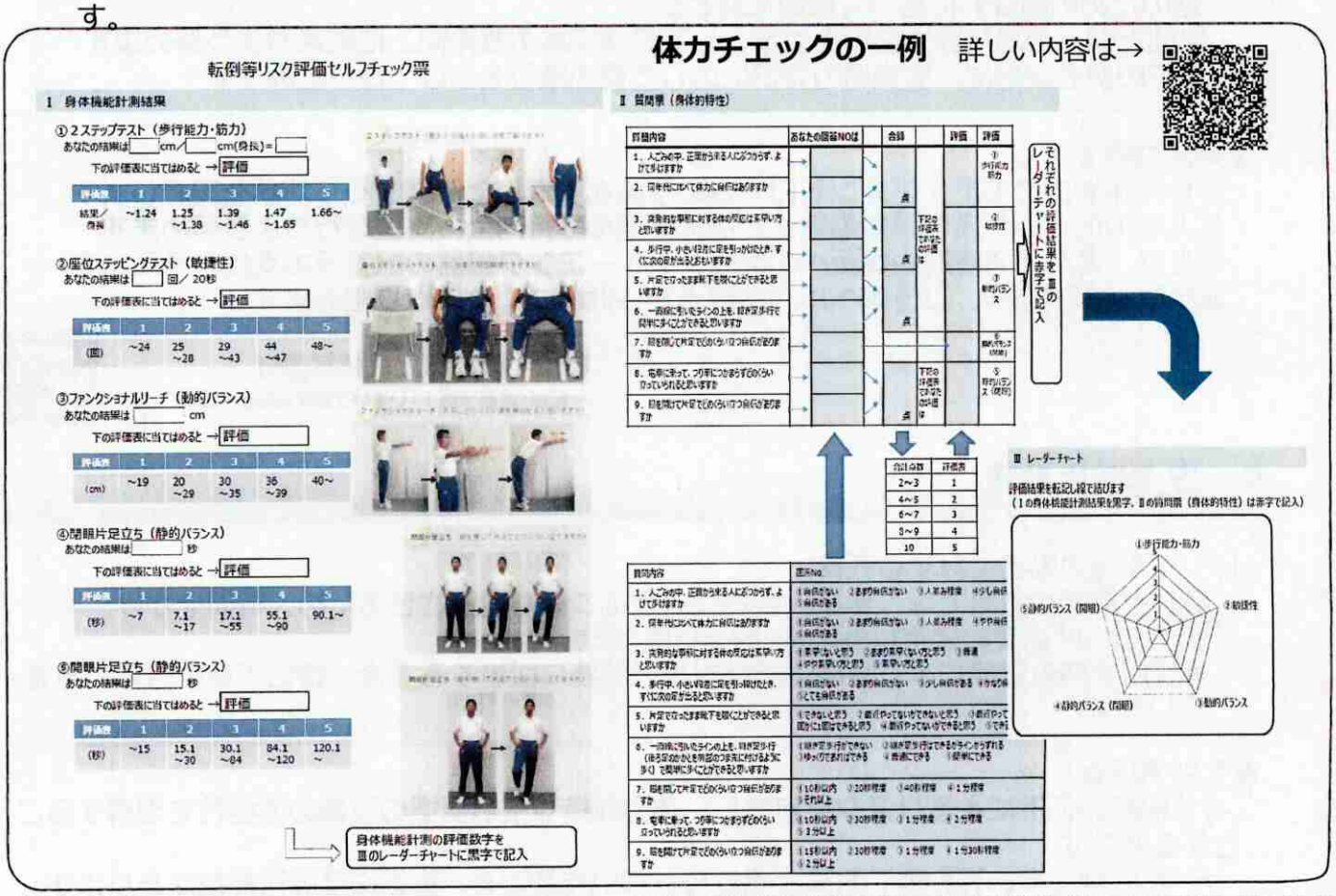
・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します

・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

✿考慮事項✿

・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

体力チェックの一例　詳しい内容は→



(3)　健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1)　個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



✿考慮事項✿
・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な話合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

(2)　高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

✿考慮事項✿
・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3)　心身両面にわたる健康保持増進措置
・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
・集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

⇓対策の例⇓
・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）　他

5　安全衛生教育

(1)　高年齢労働者に対する教育
・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

✿考慮事項✿
・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

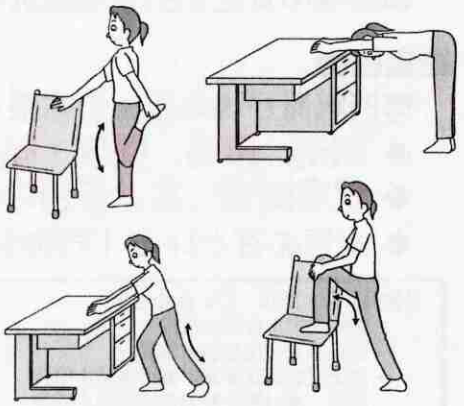
(2)　管理監督者等に対する教育
・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。
個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解**し、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- 法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- 体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- 日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- 適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

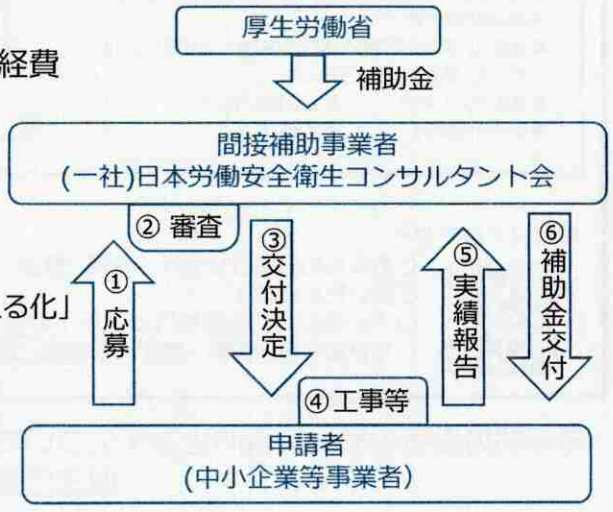
- 厚生労働省ホームページ
  （先進企業）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html
  （製造業）https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html
- 独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支援機構ホームページ
  http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html

国による支援等（令和２年度）

エイジフレンドリー補助金 （新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください
※事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

1 対象者 60歳以上の高年齢労働者を雇用する中小企業等の事業者
2 補助額 補助率２分の１、上限100万円
3 対象経費
高年齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費
【措置の例】
○高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
・作業場内の段差解消 ・床や通路の滑り防止
・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
○健康確保のための取組
・高年齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
○高年齢者の特性に配慮した安全衛生教育



※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。

高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場　安全衛生サポート事業　個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が２時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は**無料**です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体　問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業等関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】　一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935　　ホームページ：https://www.jashcon.or.jp/contents/

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高年齢者雇用アドバイザーにご相談ください！



６５歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- ●企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- ●経営コンサルタント　●社会保険労務士
- ●中小企業診断士　●学識経験者　など



相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- ●人事管理制度の整備に関すること
- ●賃金、退職金制度の整備に関すること
- ●職場の改善、職域開発に関すること
- ●能力開発に関すること
- ●健康管理に関すること
- ●その他高年齢者等の雇用問題に関すること

機構ＨＰはこちら

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（http://www.jeed.or.jp）からご覧いただけます。
○「65歳超雇用推進事例サイト（https://www.elder.jeed.or.jp/）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
厚生労働省ホームページに掲載しています

（R2. 6）

事業者の皆様へ

コラボヘルスを推進してください

改正「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）が令和３年４月１日に適用されます。

事業者が保険者と連携した健康保持増進に取り組むことにより、**労働災害の防止、企業の生産性向上等につながる**ことを踏まえ、THP指針を改正しました。

THP指針において、事業者は、健康保持増進に取り組むにあたり、労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ、保険者等と必要に応じて連携することとされています。

一方、保険者から40歳以上の労働者の安衛法に基づく健康診断の結果を求められた事業者は、当該結果を保険者に提供しなければならないこととされています。また、保険者に提供された健康診断の結果は特定健診情報としてマイナポータルを用いて労働者本人が閲覧できるようになります。

保険者に健康診断の結果を提供することで、マイナポータルを用いて労働者が自らの健康データの変化を把握できるようになり、労働者自らの健康管理に役立ちます。さらに、事業者が保険者と連携してコラボヘルスに取り組むことにより、労働者の健康保持増進につながり、これらの取り組みにより、労働者が健康になることが期待されます。

＊　コラボヘルスとは・・・保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実行することです。

改正概要

1　コラボヘルスの推進が求められていることを基本的考え方に追記したこと。

2　健康保持増進措置の検討に当たり、

- **健康診断の結果を保険者に提供する必要がある**こと
- **保険者と連携して事業場内外の複数の集団間のデータを比較し、健康保持増進に係る取組の決定等に活用することが望ましい**こと

としたこと。

3　**保険者から40歳以上の労働者の安衛法に基づく健康診断の結果を求められた場合に、事業者が当該結果を保険者に提供することは、法律に基づく義務**であるため、第三者提供に係る本人の同意が不要であることを明示したこと。

取り組んでいただきたいこと

○　**保険者から健康診断の結果を求められた場合は提供してください。**

－ 法律に基づく義務の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

－ 法律に基づかない場合は、労働者本人の同意を得る必要があります。

○　**「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」にある事例も参考に、労働者の健康状況に応じて、健康保持増進対策を実施してください。**

（※）保険者とは、健康保険組合や全国健康保険協会（協会けんぽ）等のことで、THP指針においては「医療保険者」と表記しています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

R3.3

事業者の皆様、健康診断機関・医療機関の皆様へ

定期健康診断等の結果を保険者に提供することにご協力ください

保険者から40歳以上の労働者の定期健康診断等の結果を求められた場合には、保険者に提供しなければなりません。（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）

○　**健康診断の結果の提供のため、必要に応じて以下の取組をお願いします。**

- **健康診断実施機関と健康診断に関する契約をする際に、健康診断実施機関から直接医療保険者に結果を提供することについても契約してください。**
- **事業者の皆様は、健康診断の受診者に対して、健康診断実施時に、健康診断実施機関に保険者番号と被保険者番号等を提供することについて、周知してください。**
  提供の方法は、受診時に健康保険証またはそのコピーを持参する方法や、健診機関から配付された問診票に記入する方法などがあります。
- **問診時に「服薬歴」と「喫煙歴」も確認してください。**

※　基発1223第５号保発1223第１号「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」もご参照ください。

○　**特定健診との整合を図る観点から、労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第45条の２に基づく健康診断項目の血糖検査（以下、血糖検査」という）の取扱いが以下のように変更となっておりますので、ご注意ください。**

	変更前	変更後
空腹時血糖	○	○
随時血糖	○	○（※）
HbA1c	×	○

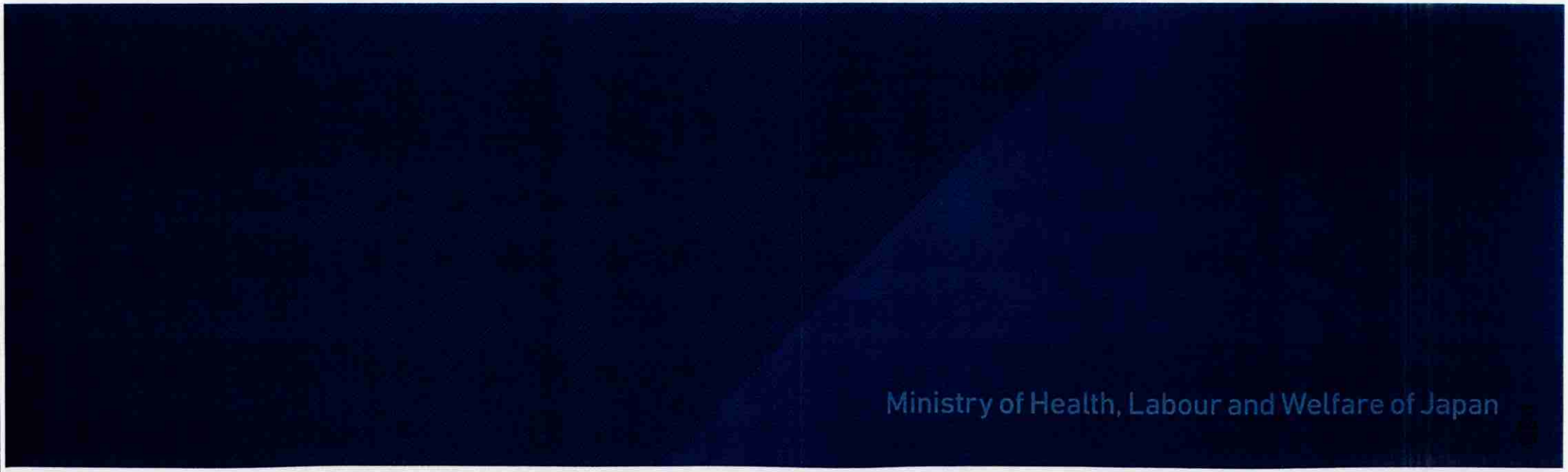
○：選択項目（いずれか１つ以上を実施する必要がある。）
×：血糖検査とは認めない
（※）食直後（食事開始時から3.5時間未満）の採血を避けることが必要。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

R3.3

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

+Safe協議会について

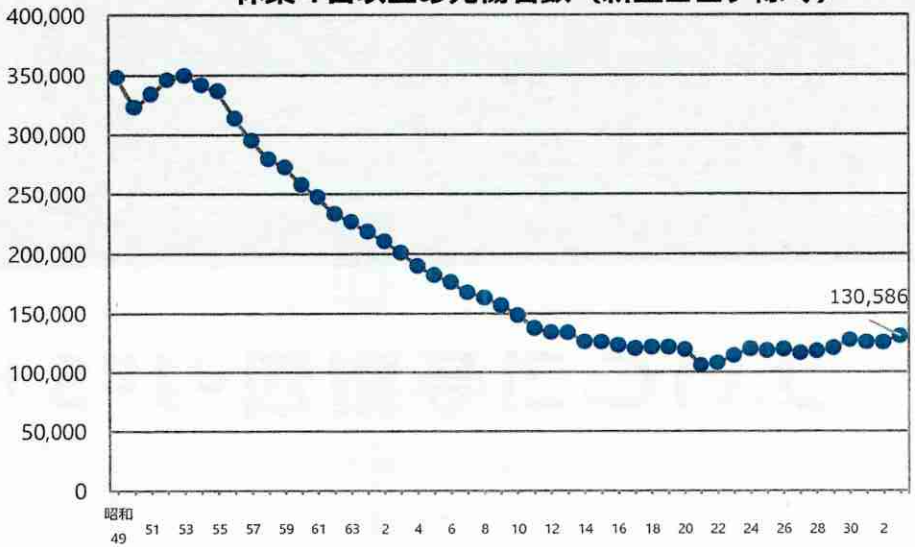


労働災害の発生状況

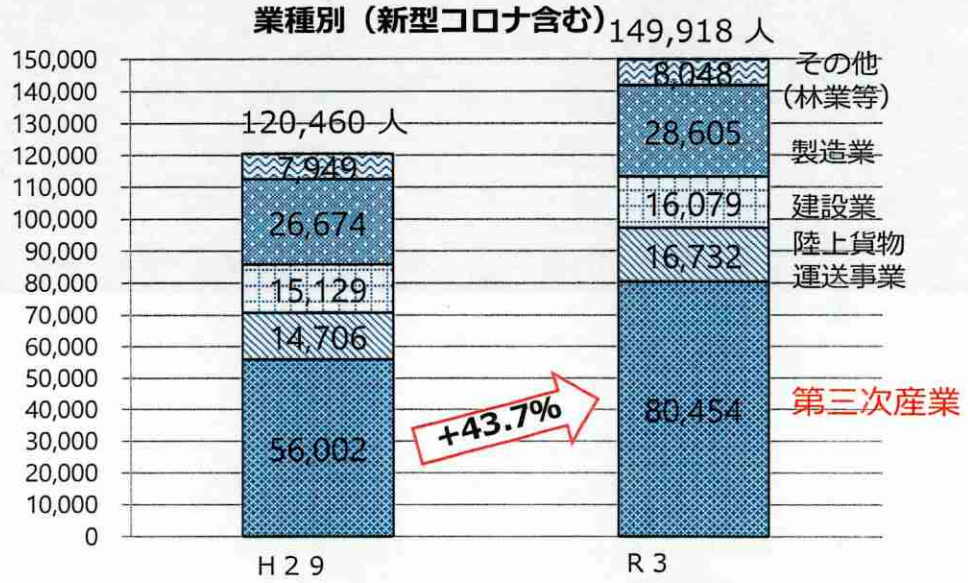
労働災害は近年増加傾向

第三次産業（特に小売業と社会福祉施設）で件数も発生率（死傷年千人率）も増加

休業４日以上の死傷者数（新型コロナ除く）



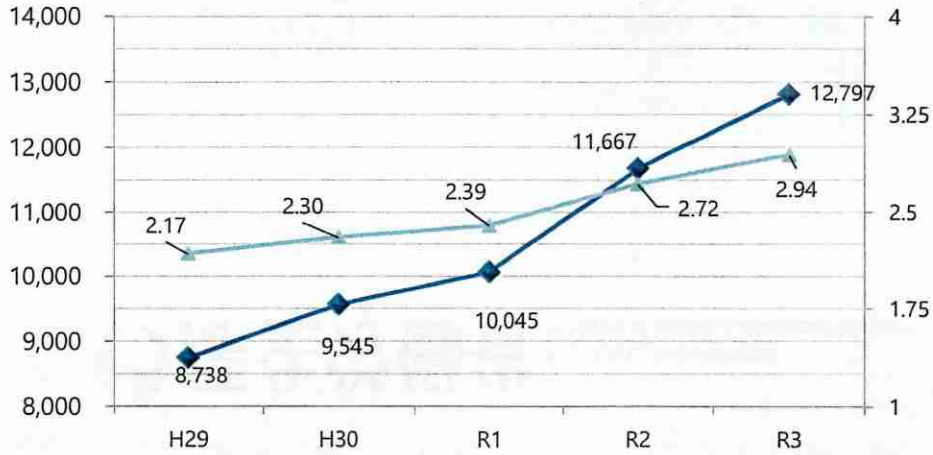
業種別（新型コロナ含む）



小売業（新型コロナ除く）

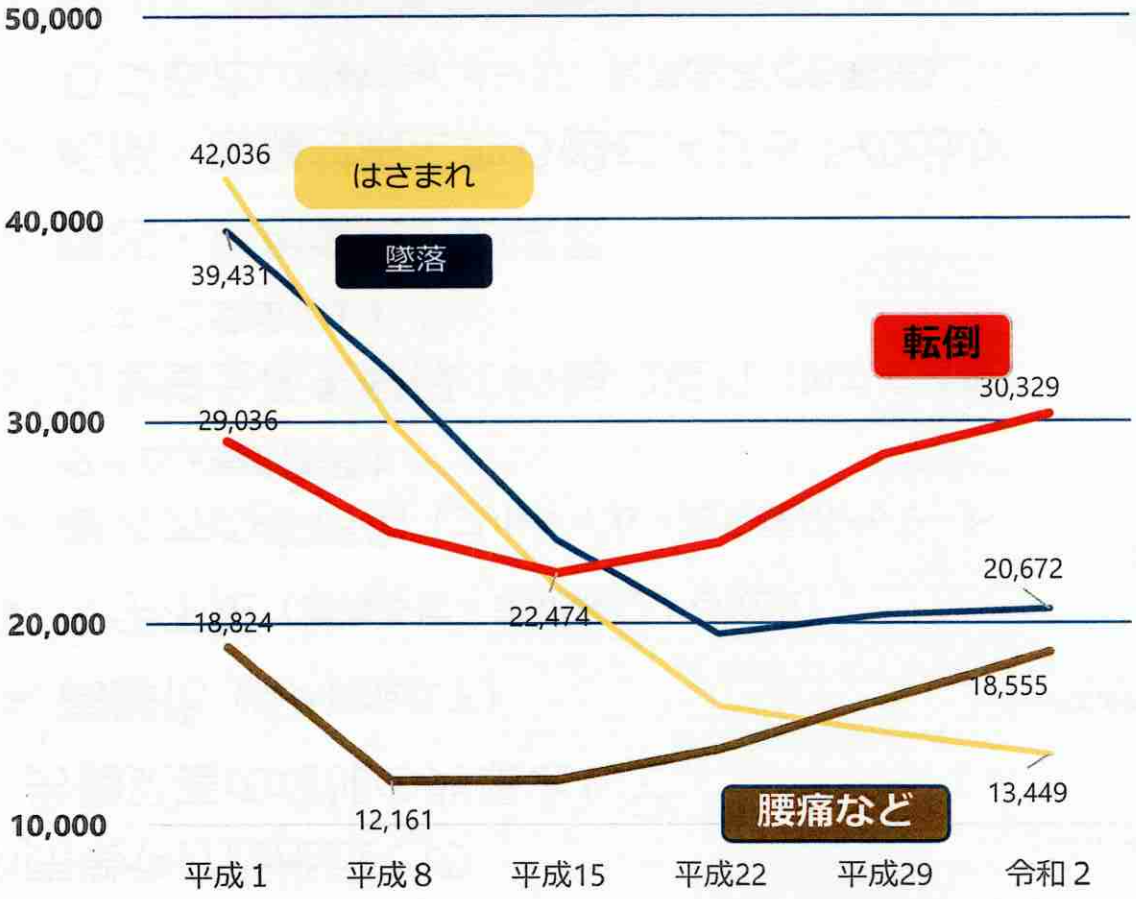


社会福祉施設（新型コロナ除く）



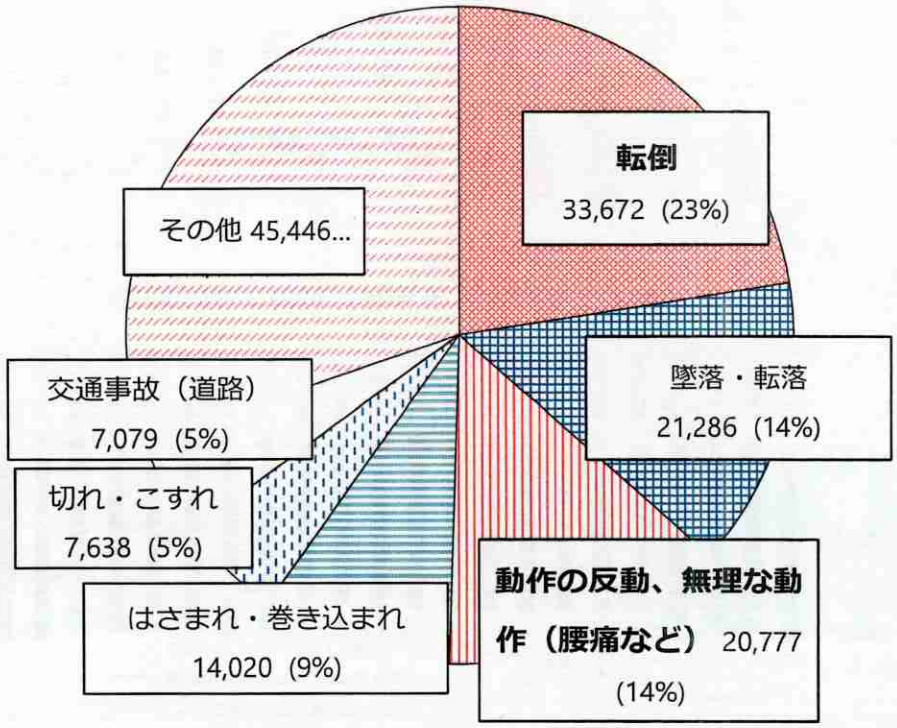
労働災害のタイプと推移等

➢ **設備に起因するもの→作業行動に起因するものへ**



➢ **転倒・腰痛で約４割**

令和３年　休業４日以上の死傷者数



背景

小売業や介護施設での
労働災害の増加の背景として、

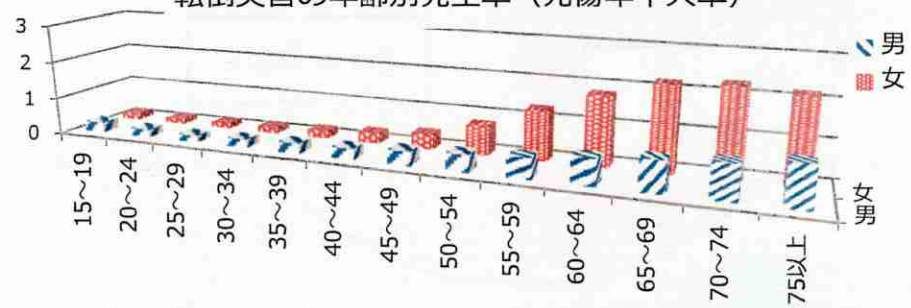
- 高齢化（身体機能低下）
- 人手不足（業務多忙・未熟練による被災）
- 働き方の多様化（フルタイム・終身雇用→パートタイム・有期雇用）
- 労働安全衛生確保の取組の遅れ（第二次産業では「ご安全に」）
- 顧客・利用者第一の慣習
- 転倒・腰痛対策に取り組むメリットの分かりづらさ（軽微なイメージ、日常生活でも発生）

これまでのような労働基準監督署等による指導によるアプローチだけでは労働災害を減少させることが難しくなっている

労働災害による死傷者数と高齢者の割合



転倒災害の年齢別発生率（死傷年千人率）



労働災害を減少させて人材の定着を図り、高齢者が安心して働き続けられるようにするためには、労働安全衛生法令の枠組のみならず、地域の情勢等も踏まえつつ、事業者を様々な側面からエンカレッジしていく必要がある

+Safe（SAFE）協議会

SAFEコンソーシアム（全業種）

本 省

加盟団体が連携し、表彰（SAFEアワード）や広報活動の実施を通じて、目標達成のための国民運動を推進

・協議会構成員の参加
・アワードへの応募



+Safe(SAFE)地方協議会（小売・介護施設）

労働局

管内企業と業界関係者（職場を巡るあらゆるステークホルダーを対象）を構成員とし、意見交換や広報活動等の取組を実施

+Safe(SAFE)育成支援（小売・介護施設）

労働局

都道府県労働局が個別に企業の課題発掘・取組実施を支援

支援を通じて協議会構成員への追加を目指す

その他労働局・監督署における実施事項（継続）

労働局
監督署

- 店舗密集型施設における周知啓発
- 関連団体・機関との連携による効果的な周知啓発
- 転倒災害を発生させた事業場に対する自主点検の実施要請

+Safe(SAFE)地方協議会（小売・介護施設）の構成員に期待する役割

○　管内の小売業・介護施設の企業本社・法人本部

- 労働災害防止の取組を通じて労働者を大切にする地域のトップ企業として協議会に参画していただき、転倒防止・腰痛予防の取組の好事例の水平展開等を通じて、地域企業の安全衛生水準の向上を図る

○　健保組合・協会けんぽ等の医療保険者団体

- 被保険者者（労働者）の健康保持増進を図る専門的機関として協議会に参画していただき、地域企業と連携したコラボヘルスの推進等を通じて、被保険者（労働者）の労働災害と私傷病のリスクを同時に低減させる

○　都道府県介護担当部署

- 介護施設の人材確保を含む施設運営の所管官庁として協議会に参画していただき、介護施設における転倒防止・腰痛予防の推進等を通じて介護施設職員が働きやすい環境を整備し、地域の介護施設の人材確保の取組を支援する

○　都道府県商業振興担当部署

- 地域の商業振興の所管官庁として協議会に参画していただき、地域企業への労働災害防止の重要性に係る地周知啓発等を通じて、地域企業の安全衛生水準を向上させ、企業価値の向上を図る

（※）人的資本などの非財務情報の開示事項として、労働災害の種類、発生件数・割合、死亡数等を含めることについて、内閣府の「非財務情報可視化研究会」において検討が行われている

○　民間損害保険関係者

- いわゆる「労災上乗せ保険」を取り扱っている民間企業として協議会に参画していただき、地域企業への労働災害防止の重要性に係る周知啓発等を通じて、地域企業の安全衛生水準を向上させる

（※）民間損害保険会社にとっても、労災上乗せ保険の給付費の削減といった効果が期待される

【ご参考】SAFEコンソーシアム（全国）

Safer Action For Employees（SAFE）を旗印に
「従業員の幸せのための安全アクション（SAFE）コンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組む

SAFE
Safer Action For Employees

● 構成



6月20日　コンソーシアムのウェブサイトを開設

● 目標

- 労働災害を自分ごととしてとらえ、解決策を考えていく機運の醸成
- 顧客だけでなく、従業員の安全第一のための取組をステークホルダー全員で推進する

● 取組

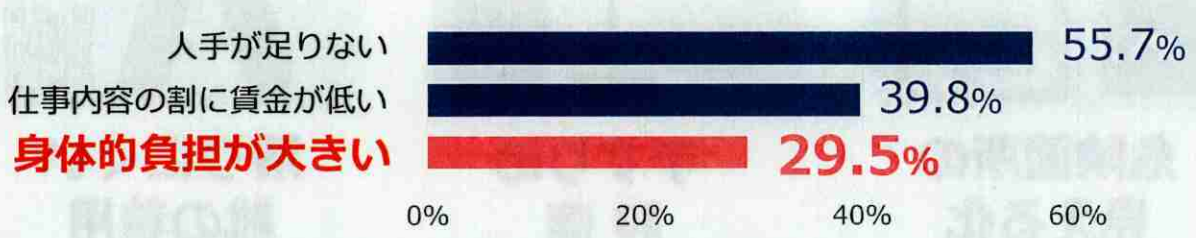
① 労働災害問題の協議・周知（シンポジウム）
② 好取組事例の共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
③ 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信（SAFEアワード）
④ 参画メンバーの地位向上（ロゴマーク、バナー等）

介護事業主の皆さまへ

人材確保のためにも 転倒・腰痛のない施設をつくりましょう

介護事業で働く労働者の課題

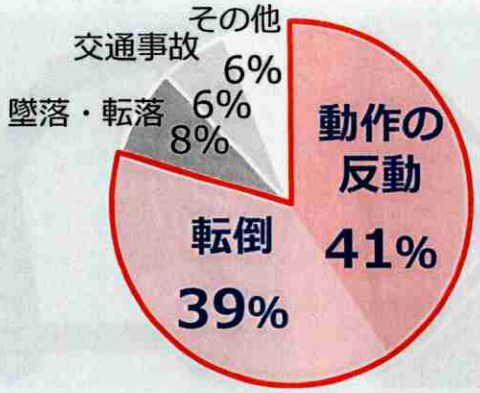
- 介護労働者の不満などで**身体的負担が大きい**と答えた方は**29.5%**
- 介護労働者の満足度を重視する企業ほど**人材確保ができている**との統計結果もあります



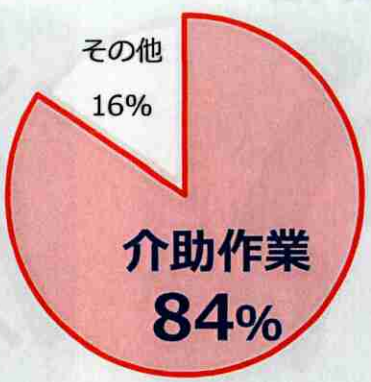
出典：公益財団法人介護労働安定センター　介護労働実態調査より

介護事業における労働災害

- 介護労働者を含む社会福祉施設の労働災害は腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が**41%**、次いで転倒が**39%**
- 腰痛などは介助作業で発生した者が**84%**
- 休業１か月以上となる者は、転倒で**６４%**、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」で**４３%**



出典：令和元年労働者死傷病報告より



出典：令和元年労働者死傷病報告より介護施設で発生した休業4日以上の労働災害767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの

転倒・腰痛のない施設づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

利用者・職員の
転倒・腰痛のない施設づくりのため
下記の対策に取り組みましょう

作業場所の
整理整頓



作業場所の
清 掃



毎日の運動



危険箇所の
見える化



手すりの
設 置



滑りにくい
靴の着用



持ち物の
制 限



一人介助の
禁 止



最新機器の
導 入



介護施設における腰痛予防対策の実施は、介護報酬の加算要件の
一つになっています！詳しくはこちらをチェック！

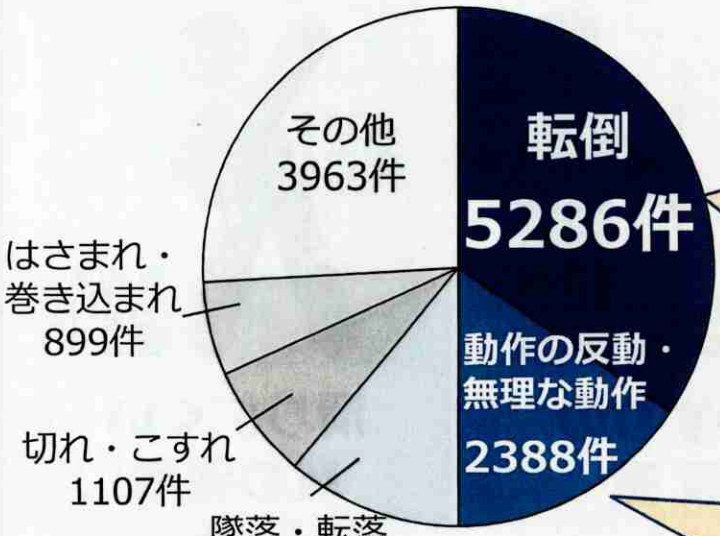
厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

小売業事業主の皆さまへ

人材確保のためにも

安全・安心な施設づくりに取り組みましょう

小売業における労働災害（年間総15341件）

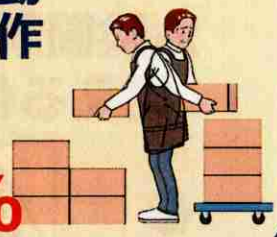


出典：令和２年　労働者死傷病報告より抜粋

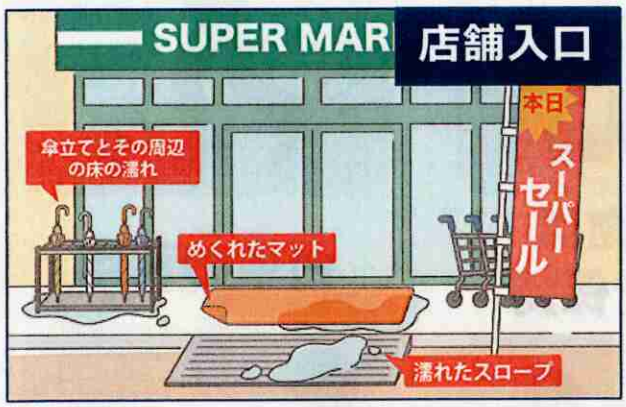
転倒
全体の
34%



**動作の反動
無理な動作**
全体の
16%



転倒リスクがある場所



出典：政府広報オンライン



出典：政府広報オンライン

例えば食品スーパーの転倒災害状況

出典：平成29年　労働者死傷病報告より

労働災害のうち転倒	休業1か月以上	女性	50代以上
約4割	約6割	約9割	約8割

安全・安心な施設づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare



利用者・従業員の安全・安心な施設づくりのため下記の対策に取り組みましょう

作業場所の整理整頓



作業場所の清掃



毎日の運動



危険箇所の見える化



手すりの設置



滑りにくい靴の着用



持ち物の制限



重い物は2人で保持



台車の利用



安全で安心な店舗・施設づくりに取り組みましょう！
詳しくはこちらをチェック！

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ

外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

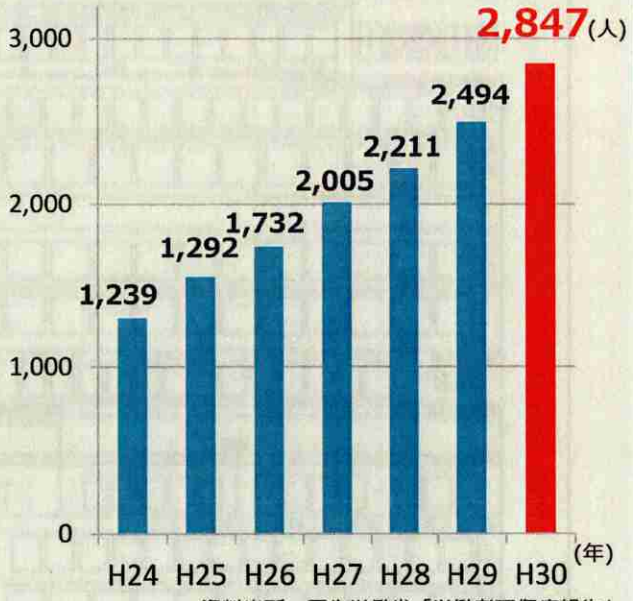
近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は**毎年2,000件を超えています。**

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際などには、**適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。**



外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業４日以上の死傷者数（単位：人）



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

外国人労働者のための	安全衛生教育等自主点検表	☑
1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。（雇入れ時又は作業内容を変更した時など）	☐
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	☐
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	☐
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示などについて、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	☐
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままで従事させていませんか。	☐

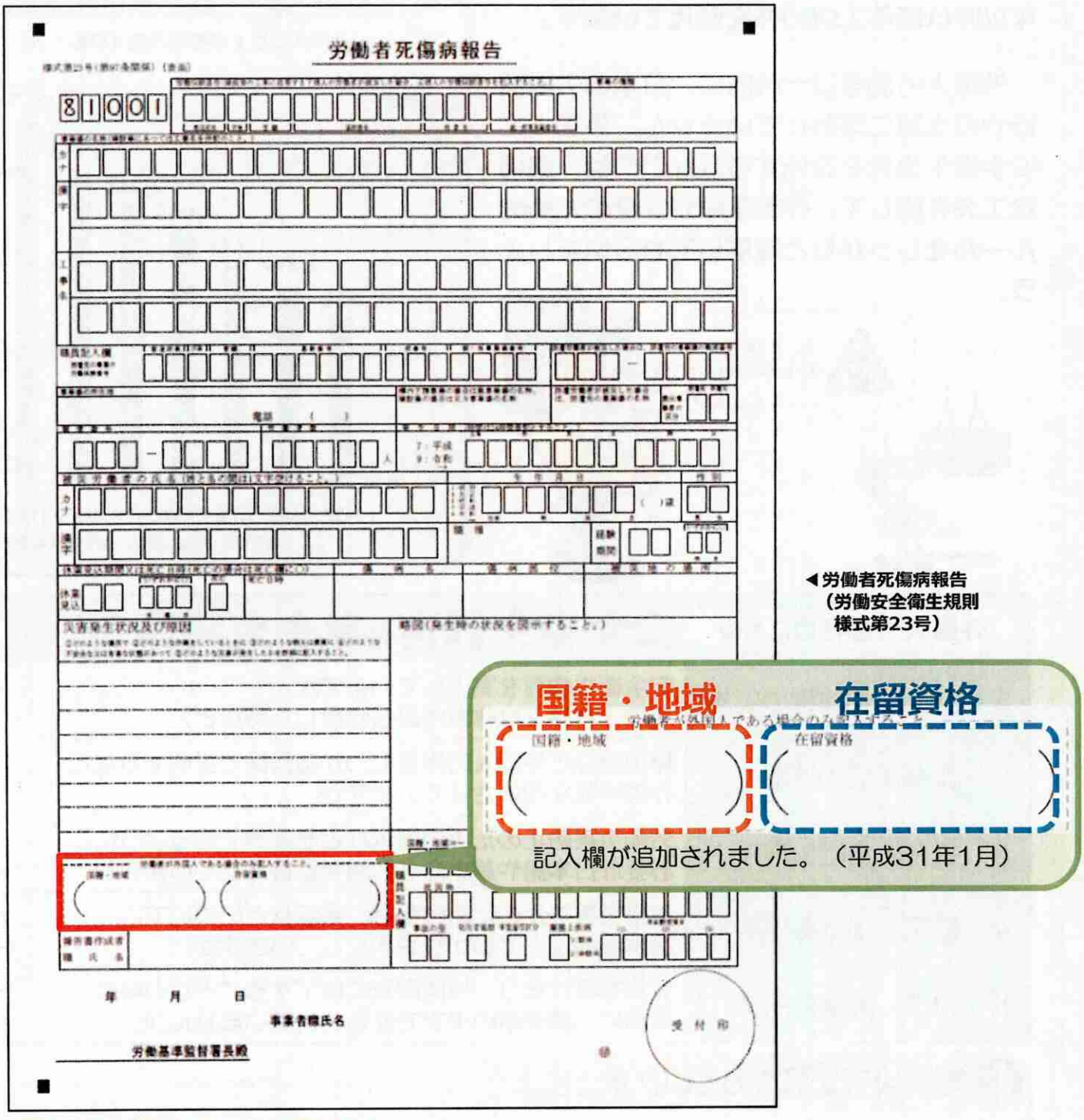
! 労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（次ページを参照してください）。
（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

外国人労働者の労働災害が発生してしまったときは 労働者死傷病報告の提出が必要です！

外国人労働者の労働者死傷病報告を提出する際には、被災者の「国籍・地域」と「在留資格」を忘れずに記入してください。
記入方法については、右ページを参照してください。



◀労働者死傷病報告
（労働安全衛生規則
様式第23号）

新様式のダウンロードはこちら↓
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/17.html

※ 在留カードなどのコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。
※ 「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、「国籍・地域」および「在留資格」への記入の必要はありません。

★ 記入方法

国籍・地域

国籍・地域 米国
NATIONALITY/REGION

▼在留カード



★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格

▼在留カード



◀上陸許可証印



★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定技能」または「特定活動」の場合

在留資格が「特定技能１号」、「特定技能２号」の場合には分野を、
在留資格が「特定活動」の場合には活動類型を、
旅券に添付されている指定書（右参照）でそれぞれ確認し、
下表のうちいずれかを、在留資格欄に記入してください。

旅券に添付された指定書▶



特定技能の分野	・特定技能１号（介護） ・特定技能１号（ビルクリーニング） ・特定技能１号（素形材産業） ・特定技能１号（産業機械製造業） ・特定技能１号（電気・電子情報関連産業） ・特定技能１号（建設） ・特定技能１号（造船・舶用工業） ・特定技能１号（自動車整備）	・特定技能１号（航空） ・特定技能１号（宿泊） ・特定技能１号（農業） ・特定技能１号（漁業） ・特定技能１号（飲食料品製造業） ・特定技能１号（外食業） ・特定技能２号（建設） ・特定技能２号（造船・舶用工業）
特定活動の活動類型	・特定活動（ワーキングホリデー） ・特定活動（ＥＰＡ） ・特定活動（高度学術研究活動） ・特定活動（高度専門・技術活動） ・特定活動（高度経営・管理活動） ・特定活動（高度人材の就労配偶者） ・特定活動（建設分野） ・特定活動（造船分野）	・特定活動（外国人調理師） ・特定活動（ハラール牛肉生産） ・特定活動（製造分野） ・特定活動（家事支援） ・特定活動（就職活動） ・特定活動（農業） ・特定活動（日系４世） ・特定活動（その他）

★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。
（例）技能実習１号イ　など

外国人労働者向け安全衛生教育用資料をご活用ください。

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（製造業向け）
（英・中・ポルトガル・スペイン）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html

外国人建設就労者に対する安全衛生教育
（英・中・ベトナム・インドネシア）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02443.html

外国人造船就労者に対する安全衛生教育
（英・中・ベトナム・インドネシア・タガログ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00863.html

外国人労働者向け視聴覚教材（木造建築）（無言語）
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html

厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（外国人雇用管理指針）

外国人雇用管理指針では、**事業主が外国人労働者の安全衛生を確保するために行うべき事項**を、下表のとおり定めています。（抜粋）

安全衛生教育の実施	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、母国語等（※）を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。
労働災害防止のための日本語教育等の実施	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
労働災害防止に関する標識、掲示等	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。
健康診断の実施等	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断、面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査を実施すること。実施に当たっては、これらの目的・内容を、母国語等（※）を用いる等、当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。また、外国人労働者に対しこれらの結果に基づく事後措置を実施するときは、その結果並びに事後措置の必要性及び内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。
健康指導及び健康相談の実施	産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
労働安全衛生法等の周知	労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知すること。その際には、分かりやすい説明書を用いる、母国語等（※）を用いて説明する等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

※母国語等…母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語

この指針の全文や外国人雇用のルール全般については、厚生労働省ホームページに掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html

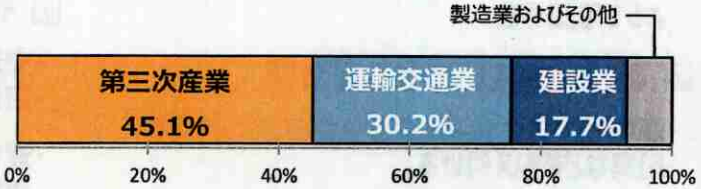
交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、死亡災害全体の約２割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。
交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取り組みを行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

約7割は運輸交通業以外で発生！

交通労働災害の４割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約２割が労働者の迎中など建設業で発生しています。運輸交通送業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。

死亡災害（交通事故（道路））の業種内訳（平成30年）



（出典：H30死亡災害報告）

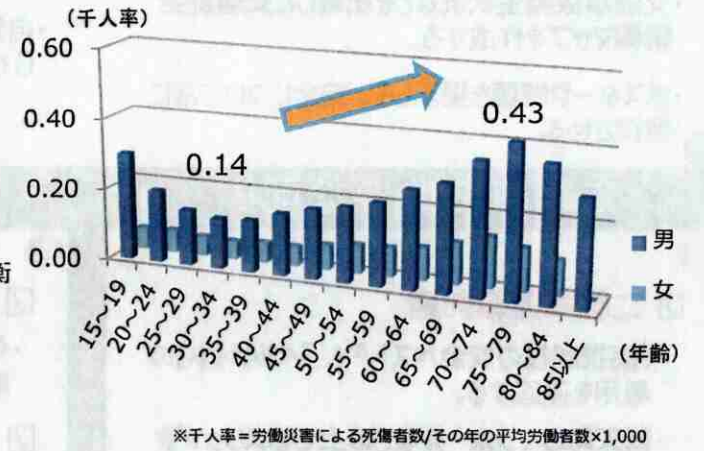
年齢があがるにつれて発生しやすくなる！

交通労働災害の発生率は年齢があがるにつれて上昇する傾向があり、年齢による身体機能の衰え（注１）も一つの要因だと考えられています。高齢者を運転業務に従事させる場合、労働者の健康や体力の状況を考慮した対策（注２）も必要です。

（注1）高齢者の身体機能は、壮年者と比較すると聴力、視力、平衡感覚などの低下が見られます。また、個人差も大きくなります。

（注2）厚生労働省は、働く高齢者の労働災害を防ぐためのガイドラインを策定し、職場環境や作業内容の見直しに加え、健康や体力の状況を把握することなどを示しています。

交通事故の年齢別発生率（千人率）



※千人率＝労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000

出典：労働者死傷病報告（平成30年）
労働力調査（基本集計・年次・2018年）

＜飲酒運転をさせないで！＞

死亡事故率の比較



出典：平成30年における交通死亡事故の特徴について（警察庁）

飲酒運転の死亡事故率は、飲酒していない場合の約8倍というデータが出ており、極めて危険です。またアルコールの分解には時間がかかり、ビール１缶でも４時間ほどかかるとされています。
雇い入れ時や日常の**安全衛生教育の中で**、労働者に対して**飲酒による運転への影響を理解させる**とともに、**乗務開始前の点呼の際に、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか確認**してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮（交通労働災害防止のためのガイドライン）

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

・走行の**開始・終了**や**経路**についての計画を作成する。

・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、**十分な休憩時間、仮眠時間**を確保する。

☑ 点呼の実施

・**疲労、飲酒、睡眠不足**などで安全な運転ができないおそれがないか、**乗務開始前の点呼**によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合等

・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

・荷を積載するときは、最大積載量を超えない、偏荷重が生じないようにする。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

・交通事故発生状況などを記載した**交通安全情報マップ**を作成する。

・**ポスターや標語**を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇い入れ時などや日常の**安全衛生教育**を実施する。

・**十分な睡眠時間**の必要性の理解
・**飲酒による運転への影響**の理解
・**交通危険予知訓練**による安全確保
・**交通安全情報マップ**による実態把握

☑ その他

・交通労働災害防止のための**管理者**を選任し、目標を定める。

・運転者に対し、**健康診断や面接指導**などの健康管理を行う。

・**異常気象や天災**の場合、安全の確保のため**走行中止、徐行運転や一時待機**など、必要な指示を行う。

・自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。

二輪車に必要な配慮

☑ 二輪車運転対策

・**「高視認性の安全ベスト※」、「ヘルメット」**の着用を徹底する。

・**雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故**など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

※参考：JIS T 8127（高視認性安全服）

特に冬期に必要な配慮

☑ 視認性向上

・他車両からの**視認性向上**のため、**早朝や夕方の早めの点灯**を励行する。

☑ 季節・天候対策

・**積雪や路面凍結**など、**交通安全情報マップ**などを活用し、情報提供を行い、**「急ハンドル」や「急ブレーキ」など、「急」の付く動作**や**スピードの出しすぎ**に対して注意喚起する。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■交通労働災害を防止するために
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html

交通労働災害防止　検索

■職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html

交通労働災害の現状と防止対策　検索

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

（2020.3）

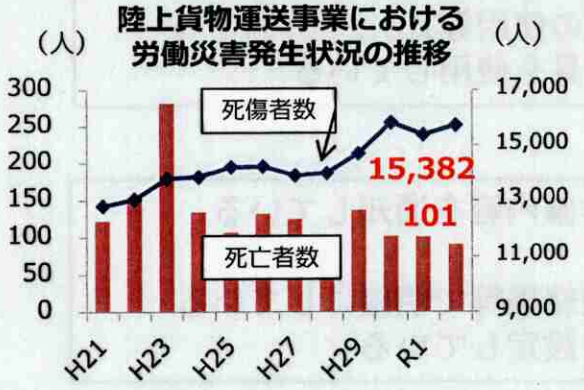
荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。
新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、
一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

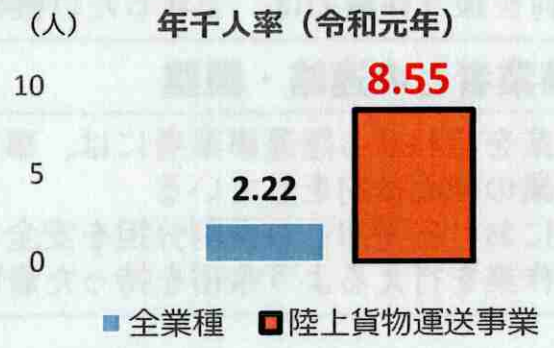
毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業４日以上)、死亡災害報告
R2は12月速報の対前年比からの年間推定値

発生率が他業種の４倍

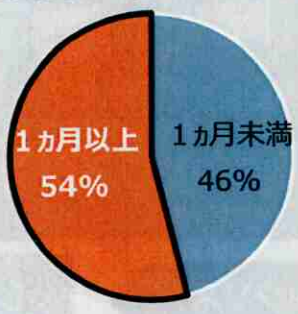
働く人1,000人あたりの死傷者数は8.55人で、
全産業平均2.22人と比較しても高い数値です。



半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落（転落）など、
重篤な災害が多く発生しています。

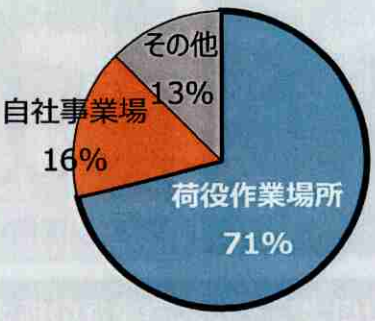
休業見込み日数（令和２年12月速報）



７割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が
荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所（H28）



災害防止のためには、
荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！

➡ 安全対策ができているか裏面のチェックリストで確認

荷役作業の安全対策チェックリスト
（「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より）

①貴社の荷役場所を安全な状態に

□荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
□十分な明るさで作業している
□着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
□荷や資機材の整理整頓をしている
□風や雨が当たらない場所で作業している

②墜落、転倒、腰痛等の対策

□墜落や転落を防ぐ対策をしている
　（手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備（親綱等）の設置等）
□つまずきやすい、滑りやすい場所の対策をしている
　（床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等）
□人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③陸運事業者との連絡・調整

□荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
□荷役作業の書面契約をしている
□配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
□安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

現場で取り組まれている好事例
（「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署)」より）

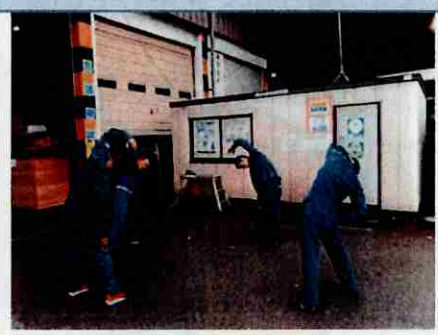
墜落・転落防止：昇降台の導入





墜落・転落防止：三点支持の徹底

腰痛・転倒防止：準備体操の実施



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

長時間労働の解消等のためには、荷主の理解と協力が必要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主勧告を発動し、**「荷主名」及び「事案の概要」が公表**されます。

詳細は国土交通省リーフレットを参照⇒
https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf



まんがでわかる フォークリフトの安全衛生

日本語
にほんご



この視聴覚教材は、フォークリフトを使用する事業場で働く皆さまに向けて安全や衛生の基本について学ぶことを目的に作成したものです。

今日は
フォークリフト作業の
安全衛生について
学んでいこう！

フォークリフトは
倉庫や工場、建設現場など
いろいろなところで
活躍してるね。

そうだね！

フォークリフトを
運転するには
講習を受けて
資格を取る必要が
あるんだね。

大きな機材を扱うから
講習を受けるのは
大切よね。

そうなんだ。

まず「激突され（激突を含む）」。

「激突」は
運転中のフォークリフトが
壁などに激突するような
事故のこと。



また「激突され」は
周囲の作業者がフォークリフトに
激突されるような事故のことだ。

フォークリフトは重いから
ぶつかったら危険ね。

加えてフォークリフトは
スピードも出るから
注意する必要がある。

次に「はさまれ・巻き込まれ」。
フォークリフトは可動部分が多いから
はさまれ事故が多い。

また、後退してきたフォークリフトと
壁の間にはさまれたりする事例もある。

大ケガで働けなくなると
家族も心配するし
収入面でも困るわ…。

だからこそ、
講習の内容を理解したうえで
ルールを守ることが大切だ。

講習で学んだ
適切な使用方法を理解して
正しく使うこと。

またフォークリフトの
動き方を理解していることも
重要だ。

CASE 1


おーい！
次は向こうの
パレットを頼む。
はい！
一度バックして
方向転換が
必要だな。
でも後ろを
向きながら
運転すると…、
ハンドルをどっちに
切ればいいのか
分からなくなるから
苦手なんだよな～。

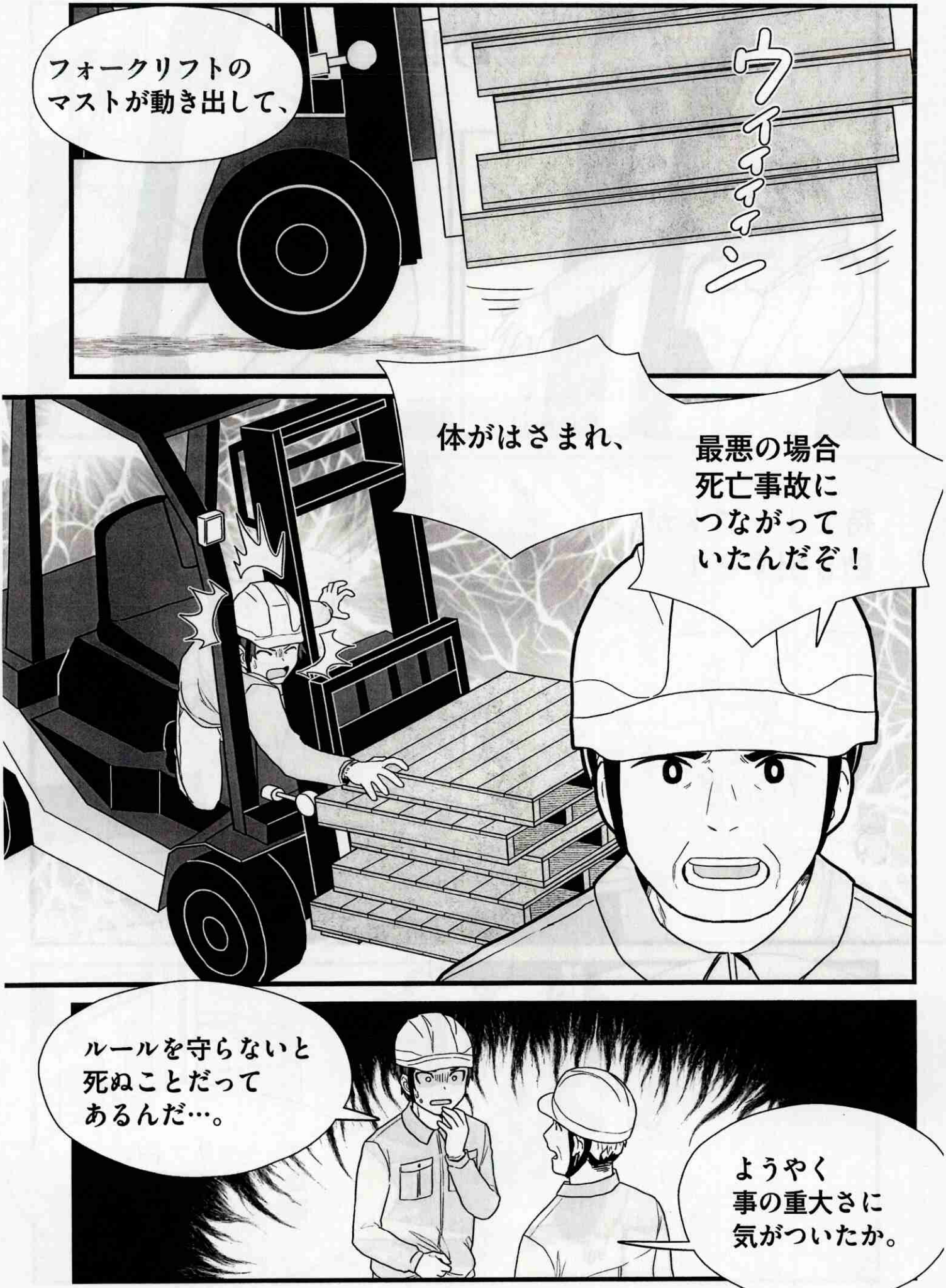

よし！
誰もいないな。
今はフォークリフトが
動いてないし、
大丈夫でしょ。
ぐっ
きゃあああああ!!


君の方も
注意すべきだったん
じゃないか？
急な飛び出しが
あるかもしれないと
意識できていたか？
バックするときは、
バックミラーだけに
頼らない！
周囲の状況を
目視すること！
すみません!!
確認するときは、
指さし呼称を
することも大切だ。
後方よし！

CASE 2


これを運べば
時間内に作業が
終わりそうだ！
あ…
パレットが
ずれてる。
確か…。
パレットが
ずれた状態で
積まれていると、
落下する
恐れがある。


あ!!
ぐっ
ぐぐぐっ
待て！リフトが
動き出すぞ！
ヒヤ
な、なんですか!?
フォークリフトに
乗ったまま荷物を
直してはいけない。

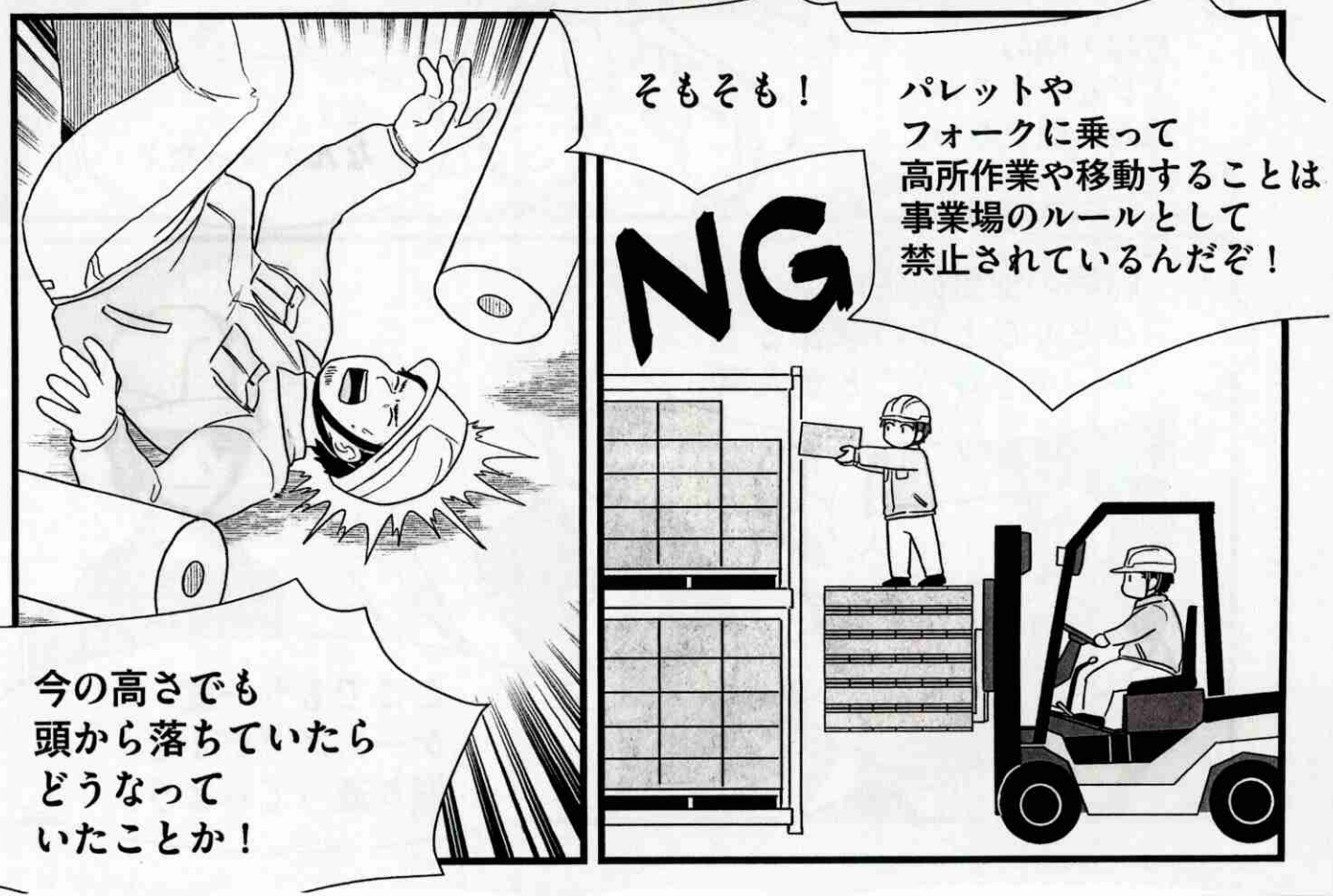

フォークリフトの
マストが動き出して、
ウィィィィーン
体がはさまれ、
最悪の場合
死亡事故に
つながって
いたんだぞ！
ルールを守らないと
死ぬことだって
あるんだ…。
ようやく
事の重大さに
気がついたか。

CASE 3




ウィィィィン
もう少し、
上げていいよ！
あっ、
倒れる！
ぐらっ
ばっ


今回は軽傷で
済んだ
ようだが…。
高さによっては、
死亡事故に
つながっていたかも
しれないんだぞ！


そもそも！
パレットや
フォークに乗って
高所作業や移動することは
事業場のルールとして
禁止されているんだぞ！
NG
今の高さでも
頭から落ちていたら
どうなって
いたことか！


危険は意外と
身近にあるってことが
よくわかっただろう？
登場人物の
ドジなところが
誰かに似てたね。
ん？
なんか言った？
職場の安全衛生には
ひとりひとりの意識と
ルールを守ることが大事。
ここでもう一度、
ケーススタディを
振り返ってみよう。

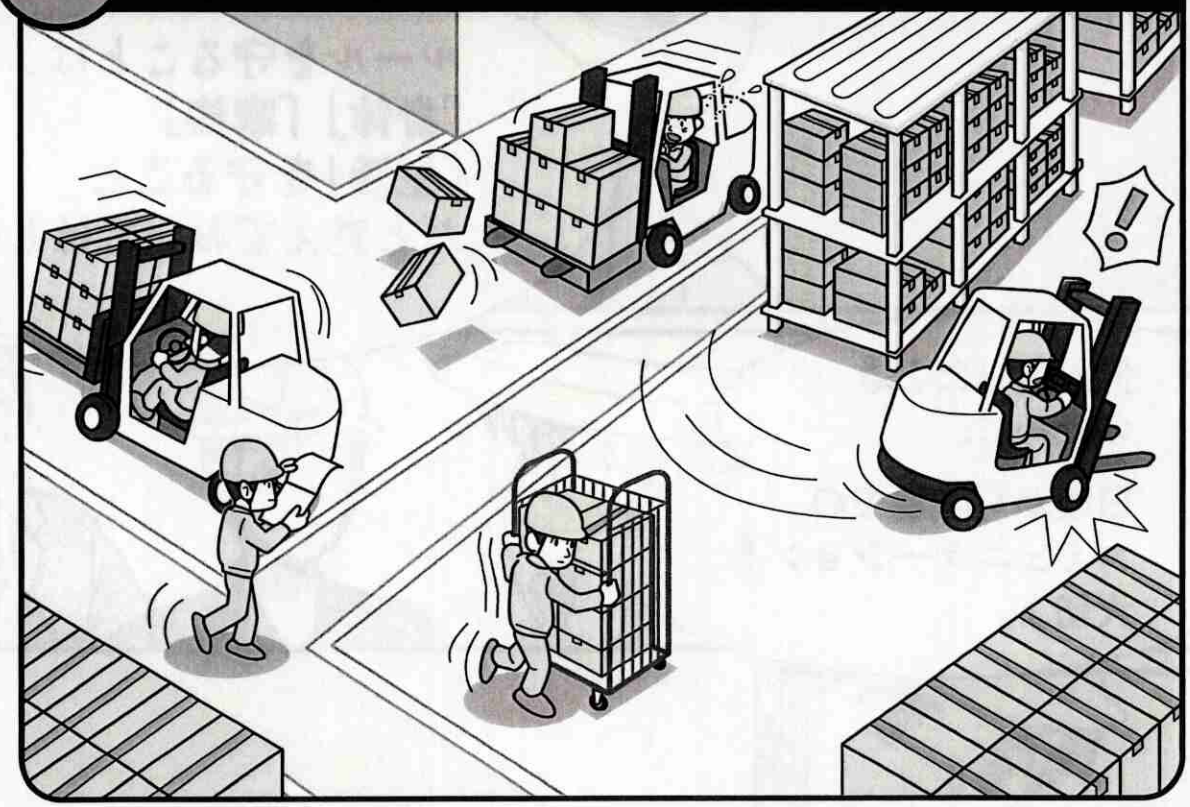

労災は、
決して他人事ではなく
身近な問題だ。
ルールを守ることは、
「身体」「家族」
「生活」を守ること
だと覚えておいてほしい。
何かあったとき
のために、
日頃から職場での
コミュニケーションも
大切よ。
よし！
ルールを守って
毎日がんばるぞ！
うんうん

イラストで学ぶ

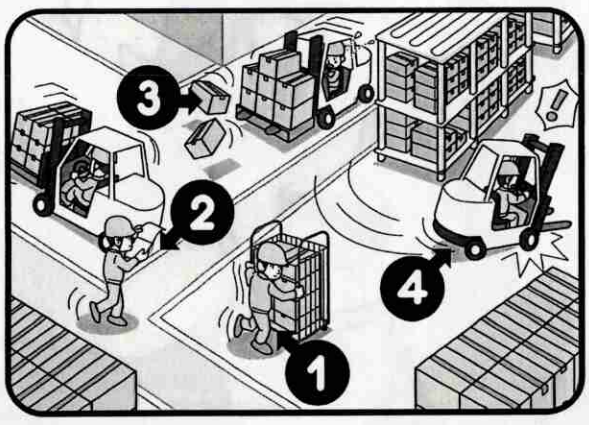
職場の作業の中に潜む危険を知ろう！

危険予知訓練(KYT)

Q どこが危険か考えてみよう！



A ここが危険のポイント！



❶ 立入禁止エリアには入らない。



❷ フォークリフトの後ろは通らない。



❸ 荷物の積みすぎに注意する。



❹ 急旋回をしない。



ほかにも危険なポイントがないか考えてみましょう。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本資料に関するお問い合わせ
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課

テールゲートリフターを安全に使用するためには

2 STEP ステップ で学ぶ

作業者必読!!

6 基本 & 11 場面別ルール



! 重篤な災害につながるおそれがある「作業者や荷が倒れる・転落する」事故が多発

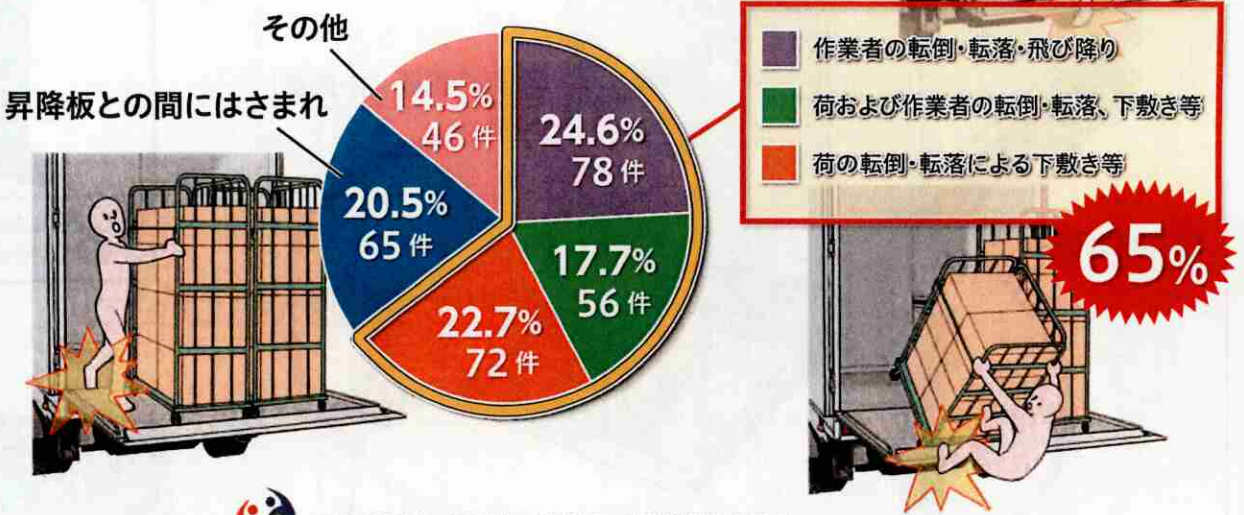
テールゲートリフター（TGL）使用時の労働災害に注意しましょう。TGL 使用時における労働災害のタイプ（図）を労働安全衛生総合研究所が分析したところ、「作業者あるいは荷が倒れたり、転落する」災害が全体の65%を占めることが分かりました。とりわけロールボックスパレット（カゴ車）は TGL でよく取扱われていますが、重たく倒れやすいこともあり下敷き等の重篤な災害に十分な注意が必要です。また、全体の約 20% を占める「昇降板と荷台との間に足などがはさまれる」災害にも注意が必要です。

本リーフレットでは、主にロールボックスパレットを運搬する場合の TGL 使用時の安全作業ポイントについて 2 ステップで学ぶ「基本ルール」と「使用場面別ルール」を紹介します。



図 テールゲートリフター起因災害のタイプ

（平成22年・23年の休業4日以上の労働災害データから無作為に約1/4を抽出したものを対象としています。）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H30.4)

独立行政法人労働者健康安全機構　労働安全衛生総合研究所

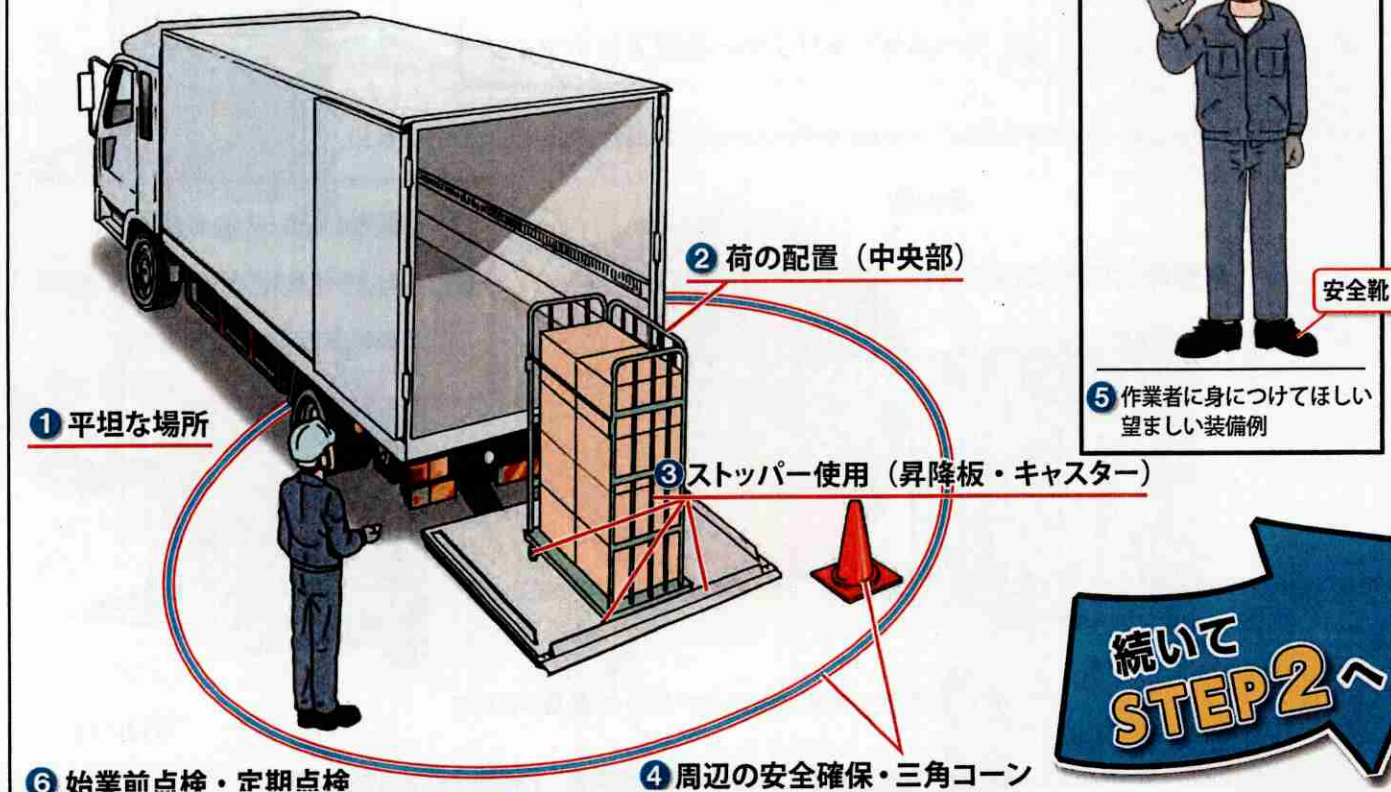
STEP 1

テールゲートリフターを安全に取扱うための約束です。

作業の安全のため!! 守るべき基本ルール6

あなたはルールを守っていますか？ チェックしてみましょう

1. 平坦な場所で使用する　CHECK!! ☐
2. 積載重量を遵守し、昇降板の中央部に荷を配置する　CHECK!! ☐
3. 昇降板・キャスターそれぞれのストッパーを使用する　CHECK!! ☐
4. 周辺の安全を確保し、三角コーン等を配置する　CHECK!! ☐
5. 作業にふさわしい装備をする　CHECK!! ☐
6. 始業前点検・定期点検を実施する（点検事項は各社取扱説明書を参照）　CHECK!! ☐





5 作業者に身につけてほしい望ましい装備例

続いてSTEP2へ

STEP 2

テールゲートリフターの状況に応じた約束です。

ロールボックスパレット（カゴ車）取扱いを例にした

使用場面別ルール11

あなたはルールを守っていますか？ チェックしてみましょう

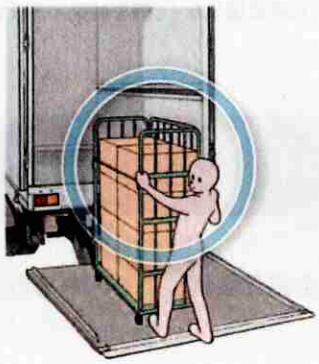
荷台の高さにある時

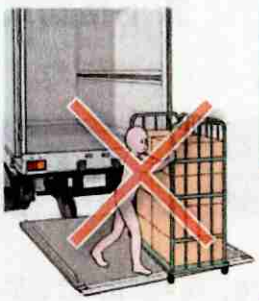




地面を背にして後退り

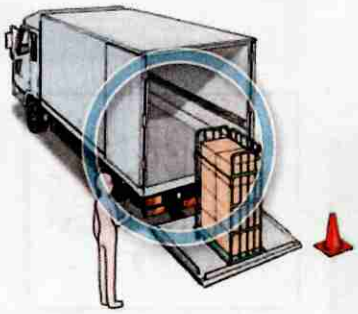
地面に接地している時





ストッパーを踏みながら運搬

昇降・展開・格納している時（動作中）



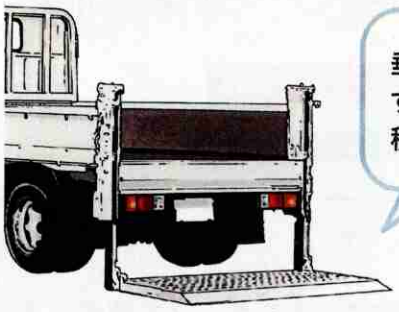


乗ったまま移動（昇降）

- ① 地面を背にして後退りしない　CHECK!!
- ② 昇降板上で作業できるスペースを確保する　CHECK!!
- ③ 昇降板は揺れやすいので慎重に移動する　CHECK!!
- ④ 昇降板等の傾きによる荷の動き出しに注意する（荷が動き出したら無理に支えない！）　CHECK!!
- ⑤ 昇降板のストッパーを踏みながら運搬しない　CHECK!!
- ⑥ 昇降板の先端部と地面の段差に注意する　CHECK!!
- ⑦ 作業者は原則として昇降板に乗ったまま移動（昇降）しない　CHECK!!
- ⑧ 移動する時は昇降板を地面と荷台の中間で止めて、ステップとして昇り降りする　CHECK!!
- ⑨ 昇降板から荷がはみ出さないようにする　CHECK!!
- ⑩ 昇降板から少し離れた横に立ち昇降板の周辺から目を離さない　CHECK!!
- ⑪ 動作中の昇降板には触らない、近寄らない　CHECK!!

主なテールゲートリフターの種類

〈昇降タイプ〉



垂直に移動(昇降)するので不安定な積荷に適しています

垂直式



円弧を描くように移 動(昇 降)し、接地時に昇降板が傾く特性があります

チルト式

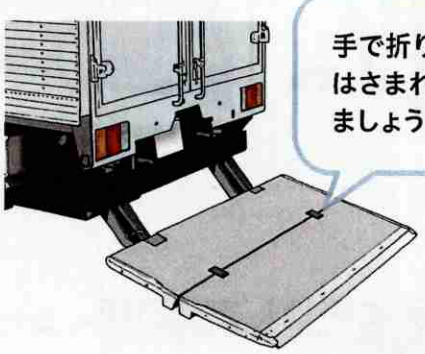
〈昇降板の格納タイプ〉



ロックを忘れずに使用しましょう

後部格納式

テールゲート(後部扉)に格納するタイプです。TGLを展開しないと扉の開閉ができません。



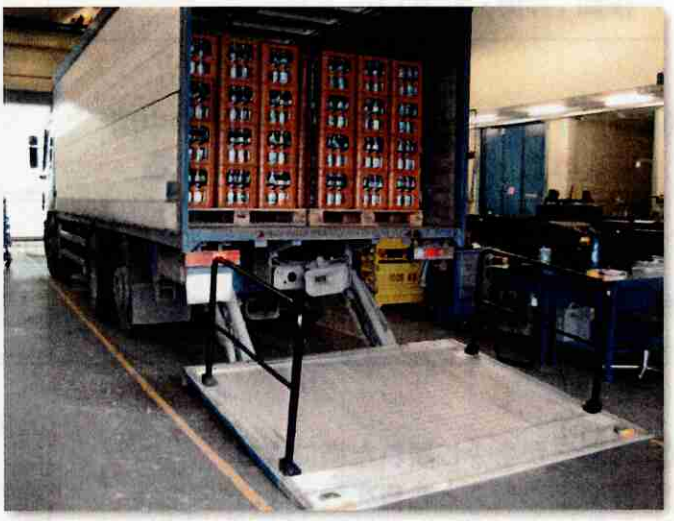
手で折りたたむ際はさまれに注意しましょう

床下格納式

荷台の床下に格納するタイプです。TGLに関係なく、扉を開閉できます。

〈参考〉ヨーロッパのテールゲートリフター

安全柵　ヨーロッパのテールゲートリフター(Taillift)には、転落防止のために、安全柵を装備したものがあります。



①



②



③



柵は折りたたみが可能です。柵を立てないと作業できないので安全です

写真提供:B Ä R Cargolift, ETMA(European Taillift Manufacturers Association)

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1．安全帯を「墜落制止用器具」に変更します（安衛令(注1)の改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	○	**胴ベルト型（一本つり）**
②	胴ベルト型（U字つり）	×	×
③	ハーネス型（一本つり）	○	**ハーネス型（一本つり）**

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2．墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

（安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3．「安全衛生特別教育」が必要です

（安衛則・特別教育規程(注5)の改正）

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ **高さが2m以上**の箇所であって**作業床を設けることが困難**なところにおいて、墜落制止用器具のうち**フルハーネス型のものを用いて行う作業**に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

(注1)労働安全衛生法施行令　(注2)労働安全衛生規則　(注3)墜落制止用器具の規格
(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン　(注5)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について　P２～
ガイドラインについて　P４～

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H31.1

P76

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月25日に告示されました。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の５等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定

② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について **→ 5ページ参照**

2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用されます。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				**★施行日(2月1日)**												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				**★施行日(2月1日)**												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					**使用可能**（2019(平成31)年2月1日～）												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	**使用可能**（2022(平成34)年1月1日まで）																✕
安全帯の規格改正					**★適用日①(2月1日)** **★適用日②(8月1日)**												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	**製造可能**				**製造・販売可能**（2019(平成31)年2月1日～）												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	**製造・販売可能**								**販売可能**								✕
特別教育規程の改正	★告示				**★適用日(2月1日)**												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合は一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。

② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。

③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範　囲	時　間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技科目	範　囲	時　間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

適用範囲

● このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用　語

●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。
（右図のA）

●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。
（右図のB）

●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

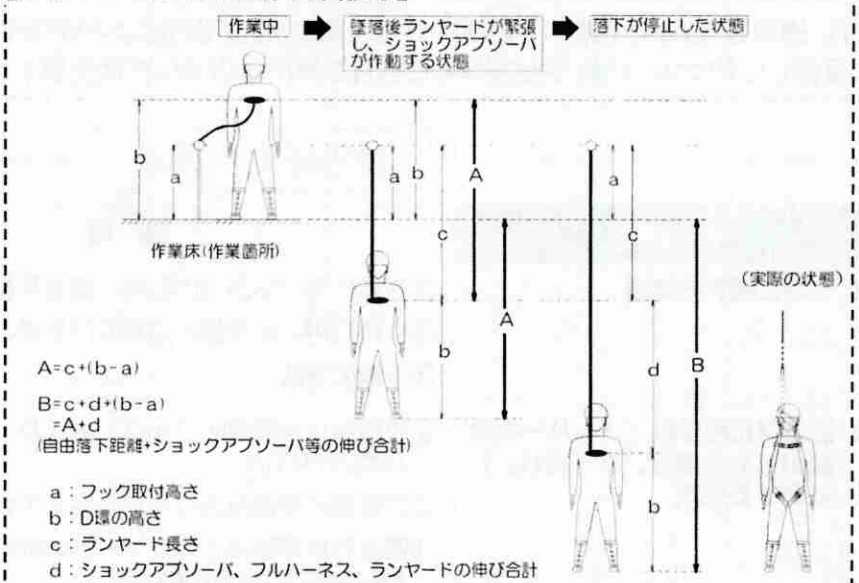
●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

●ワークポジショニング作業

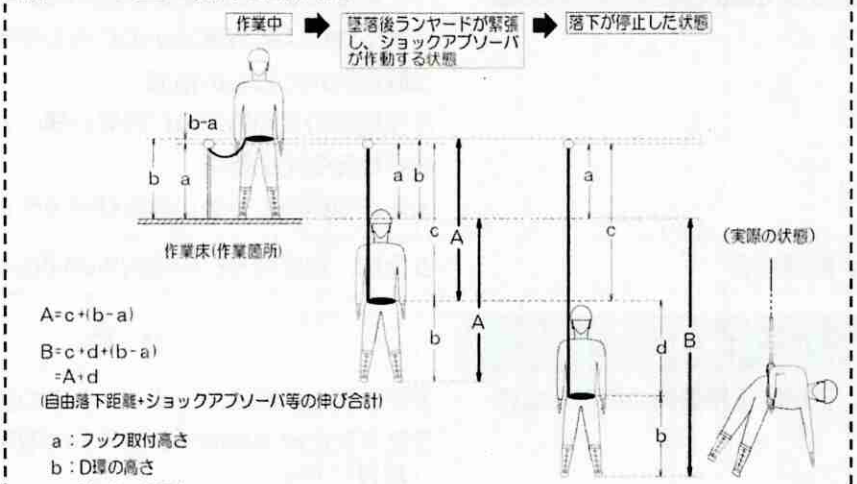
ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】



a：フック取付高さ
b：D環の高さ
c：ランヤード長さ
d：ショックアブソーバ、フルハーネス、ランヤードの伸び合計
A：自由落下距離(ランヤードが緊張し、ショックアブソーバが作動する落下距離)
B：作業床(作業箇所)からの落下距離
b-a：追加落下距離

【胴ベルト型の落下距離等】



a：フック取付高さ
b：D環の高さ
c：ランヤード長さ
d：ショックアブソーバ、胴ベルト、ランヤードの伸び合計
A：自由落下距離(ランヤードが緊張し、ショックアブソーバが作動する落下距離)
B：作業床(作業箇所)からの落下距離
b-a：追加落下距離

要求性能墜落制止用器具の選定

● 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019（平成31）年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

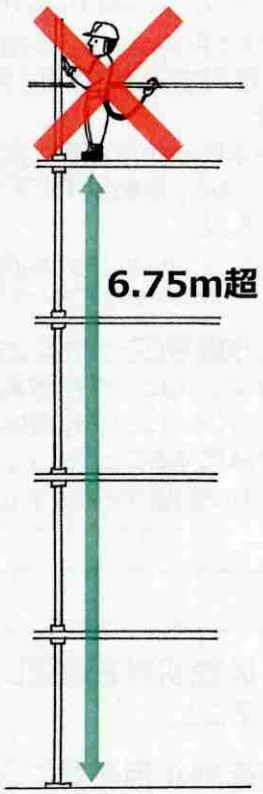
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

２m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は**５mを超える**箇所、柱上作業等の場合は**２m以上**の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。** U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

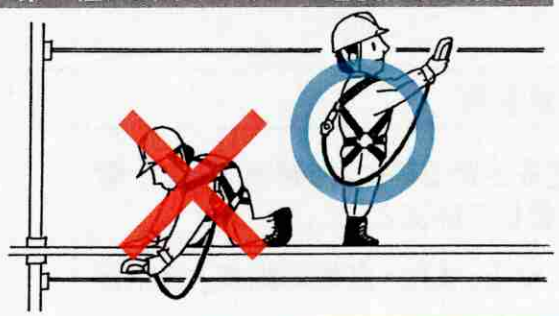
墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。
（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）



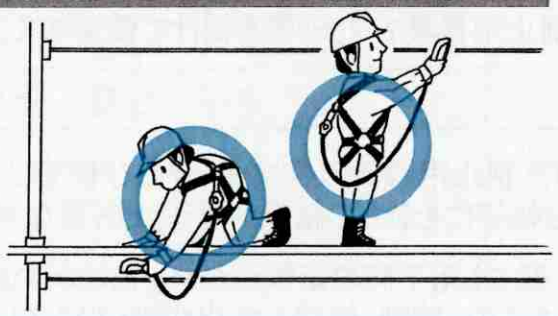
要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定

腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。（両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。）

第一種ショックアブソーバを使用する場合



第二種ショックアブソーバを使用する場合



【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

○ 墜落制止用器具の選定

・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。

・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m（＝6.75m）以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※1を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

（※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。）

・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。

・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg又は100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※2を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

（※2 ランヤードのフック等の取付高さ：0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ：1.45m、ランヤード長さ：1.7m、ショックアブソーバ（第一種）の伸びの最大値：1.2m、フルハーネス等の伸び：1m程度。）

○ 柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合）

・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。

・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

● 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。

● 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。

● 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。

● 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。

● 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

● 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

● 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン
（平成30年６月22日付け基発0622第２号）

第１　趣旨

高さ２メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずることが事業者に義務付けられている。

今般、墜落による労働災害の防止を図るため、平成30年６月８日に労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第13条第３項第28号の「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」と改めた上で、平成30年６月19日に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）等及び安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）における墜落・転落による労働災害を防止するための措置及び特別教育の追加について所要の改正が行われ、平成31年２月１日から施行される。

本ガイドラインはこれらの改正された安衛令等と相まって、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、改正安衛令等に規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とし、制定したものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した安全対策を講ずるよう努めるものとする。

第２　適用範囲

本ガイドラインは、安衛令第13条第３項第28号に規定される墜落制止用器具を使用して行う作業について適用する。

第３　用語

１　墜落制止用器具を構成する部品等

（１）フルハーネス型墜落制止用器具　墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具をいう。

（２）胴ベルト型墜落制止用器具　身体の腰部に着用する帯状の部品で構成される墜落制止用器具をいう。

（３）ランヤード　フルハーネス又は胴ベルトと親綱その他の取付設備（墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備をいう。）等とを接続するためのロープ又はストラップ(以下「ランヤードのロープ等」という。)及びコネクタ等からなる器具をいう。ショックアブソーバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ等を含む。

（４）コネクタ　フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付設備等を相互に接続するための器具をいう。

（５）フック　コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するためのかぎ形の器具をいう。

（６）カラビナ　コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するための環状の器具をいう。

（７）ショックアブソーバ　墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0 キロニュートン以下であるものをいい、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0 キロニュートン以下であるものをいう。

（８）巻取り器　ランヤードのストラップを巻き取るための器具をいう。墜落を制止するときにランヤードの繰り出しを瞬時に停止するロック機能を有するものがある。

（９）補助ロープ　移動時において、主となるランヤードを掛け替える前に移動先の取付設備に掛けることによって、絶えず労働者が取付設備と接続された状態を維持するための短いロープ又はストラップ（以下「ロープ等」という。）をいう。

（10）自由落下距離　作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック又はカラビナ（以下「フック等」という。）の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう（図１及び図２のA）。

（11）落下距離　作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス若しくは胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう（図１及び図２のB）。

２　ワークポジショニング作業関連

（１）ワークポジショニング作業　ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業をいう。

（２）ワークポジショニング用ロープ　取付設備に回しがけするロープ等で、伸縮調節器を用いて調整したロープ等の張力によってU字つり状態で身体の作業位置を保持するためのものをいう。

（３）伸縮調節器　ワークポジショニング用ロープの構成部品の一つ。ロープの長さを調節するための器具をいう。

（４）移動ロープ　送電線用鉄塔での建設工事等で使用される、鉄塔に上部が固定され垂らされたロープをいう。

３　その他関連器具

（１）垂直親綱　鉛直方向に設置するロープ等による取付設備をいう。

（２）水平親綱　水平方向に設置するロープ等による取付設備をいう。

（※図１・図２省略）

第４　墜落制止用器具の選定

１　基本的な考え方

（１）墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。

（２）適切な墜落制止用器具の選択には、フルハーネス型又は胴ベルト型の選択のほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それに伴うランヤードの長さ（ロック付き巻取り器を備えるものを含む。）の選択が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離や使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用器具を選択する必要があること。

（３）胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に１メートルを加えた値以下とする必要があること。このため、いかなる場合にも守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の最大値（４メートル）及びショックアブソーバの伸びの最大値（1.75メートル）の合計値に１メートルを加えた高さ（6.75メートル）を超える箇所で作業する場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。

２　墜落制止用器具の選定（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

（１）ショックアブソーバ等の種別の選定

ア　腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定すること。

イ　鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。

ウ　両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。

（２）ランヤードの選定

ア　ランヤードに表示された標準的な条件（ランヤードのフック等の取付高さ(a)：0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ(b)：1.45メートル。以下同じ。）の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。

イ　ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。

ウ　移動時におけるフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法（二丁掛け）が望ましいこと。

エ　フルハーネス型で二丁掛けを行う場合、二本の墜落制止用のランヤードを使用すること。

オ　胴ベルト型で二丁掛けを行う場合、墜落制止用のランヤードのフック等を掛け替える時のみに使用するものとして、補助ロープを使用することが認められること。補助ロープにはショックアブソーバを備えないものも含まれるが、その場合、作業時に使用されることがないように、長さを1.3メートル以下のものを選定すること。

（３）体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg又は100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

（４）胴ベルト型が使用可能な高さの目安

建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件（ランヤードのフック等の取付高さ：0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ：1.45メートル、ランヤード長さ：1.7メートル（この場合、自由落下距離は2.3メートル）、ショックアブソーバ（第一種）の伸びの最大値：1.2メートル、フルハーネス等の伸び：１メートル程度）を想定すると、目安高さは５メートル以下とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

３　墜落制止用器具の選定（ワークポジショニング作業を伴う場合）

ワークポジショニング作業に使用される身体保持用の器具（以下「ワークポジショニング用器具」という。）は、実質的に墜落を防止する効果があるが、墜落した場合にそれを制止するためのバックアップとして墜落制止用器具を併用する必要があること。

（１）ショックアブソーバの種別の選択

ワークポジショニング作業においては、通常、足下にフック等を掛ける作業はないため、第一種ショックアブソーバを選定すること。ただし、作業内容に足下にフック等を掛ける作業が含まれる場合は、第二種ショックアブソーバを選定すること。

（２）ランヤードの選定

ア　ランヤードに表示された標準的な条件の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。

イ　ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。

ウ　移動時のフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法（二丁掛け）が望ましいこと。また、ワークポジショニング姿勢を保ちつつ、フック等の掛替えを行うことも墜落防止に有効であること。

エ　二丁掛けを行う場合、２本の墜落制止用のランヤードを使用することが望ましいが、二本のうち一本は、ワークポジショニング用のロープを使用することも認められること。この場合、伸縮調整器により、必要最小限のロープの長さで使用すること。

（３）体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg又は100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

（４）フルハーネス型の選定

ワークポジショニング作業を伴う場合は、通常、頭上に構造物が常に存在し、フック等を頭上に取り付けることが可能であるので、地面に到達しないようにフルハーネス型を使用することが可能であることから、フルハーネス型を選定すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれがある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

４　昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

（１）墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降（昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。）は基本的に異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。

（２）垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールを用いて昇降を行う際には、墜落制

止機能は求められないこと。また、ＩＳＯ規格で認められているように、垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールに、子綱とスライド式墜落制止用の器具を介してフルハーネス型の胸部等に設けたコネクタと直結する場合であって、適切な落下試験等によって安全性を確認できるものは、当該子綱とスライド式墜落制止用の器具は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。

（3）送電線用鉄塔での建設工事等で使用される移動ロープは、ランヤードではなく、親綱と位置づけられる。また、移動ロープとフルハーネス型をキーロック方式安全器具等で直結する場合であって、移動ロープにショックアブソーバが設けられている場合、当該キーロック方式安全器具等は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。この場合、移動ロープのショックアブソーバは、第二種ショックアブソーバに準じた機能を有するものであること。

第５　墜落制止用器具の使用

１　墜落制止用器具の使用方法

（１）墜落制止用器具の装着

ア　取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認すること。

イ　フルハーネス型については、墜落制止時にフルハーネスがずり上がり、安全な姿勢が保持できなくなることのないように、緩みなく確実に装着すること。また、胸ベルト等安全上必要な部品を取り外さないこと。胴ベルト型については、できるだけ腰骨の近くで、墜落制止時に足部の方に抜けない位置に、かつ、極力、胸部へずれないよう確実に装着すること。

ウ　バックルは正しく使用し、ベルトの端はベルト通しに確実に通すこと。
　バックルの装着を正確に行うため、ワンタッチバックル等誤った装着ができない構造となったものを使用することが望ましいこと。また、フルハーネス型の場合は、通常２つ以上のバックルがあるが、これらの組み合わせを誤らないように注意して着用すること。

エ　ワークポジショニング用器具は、伸縮調節器を環に正しく掛け、外れ止め装置の動作を確認するとともに、ベルトの端や作業服が巻き込まれていないことを目視により確認すること。

オ　ワークポジショニング作業の際に、フック等を誤って環以外のものに掛けることのないようにするため、環又はその付近のベルトには、フック等を掛けられる器具をつけないこと。

カ　ワークポジショニング用器具は、装着後、地上において、それぞれの使用条件の状態で体重をかけ、各部に異常がないかどうかを点検すること。

キ　装着後、墜落制止用器具を使用しないときは、フック等を環に掛け又は収納袋に収める等により、ランヤードが垂れ下がらないようにすること。ワークポジショニング用器具のロープは肩に掛けるかフック等を環に掛けて伸縮調節器によりロープの長さを調節することにより、垂れ下がらないようにすること。

（２）墜落制止用器具の取付設備

ア　墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る堅固なものであること。取付設備の強度が判断できない場合には、フック等を取り付けないこと。作業の都合上、やむを得ず強度が不明な取付設備にフック等を取り付けなければならない場合には、フック等をできる限り高い位置に取り付ける等により、取付設備の有する強度の範囲内に墜落制止時の衝撃荷重を抑える処置を講ずること。

イ　墜落制止用器具の取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。

（３）墜落制止用器具の使用方法（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

ア　取付設備は、できるだけ高い位置のものを選ぶこと。

イ　垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。

ウ　墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。

エ　補助ロープは、移動時の掛替え用に使用するものであり、作業時には使用しないこと。

（４）墜落制止用器具の使用方法（ワークポジショニング作業を伴う場合）

ア　取付設備は、原則として、頭上の位置のものを選ぶこと。

イ　垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。

ウ　ワークポジショニング用器具は、ロープによじれのないことを確認したうえで、フック等が環に確実に掛かっていることを目視により確認し、伸縮調節器により、ロープの長さを作業上必要最小限の長さに調節し、体重をかけるときは、いきなり手を離して体重をかけるのではなく、徐々に体重を移し、異状がないことを確かめてから手を離すこと。

エ　ワークポジショニング用ロープは、移動時の掛替え時の墜落防止用に使用できるが、作業時には、別途、墜落制止用器具としての要件を満たす別のランヤードを使用して作業を行う必要があること。ワークポジショニング用ロープを掛替え時に使用する場合は、長さを必要最小限とすること。

（５）フック等の使用方法

ア　フック等はランヤードのロープ等の取付部とかぎ部の中心に掛かる引張荷重で性能を規定したものであり、曲げ荷重・外れ止め装置への外力に関しては大きな荷重に耐えられるものではないことを認識したうえで使用すること。

イ　回し掛けは、フック等に横方向の曲げ荷重を受けたり、取付設備の鋭角部での応力集中によって破断したりする等の問題が生じるおそれがあるので、できるだけ避けること。回し掛けを行う場合には、これらの問題点をよく把握して、それらの問題を回避できるように注意して使用すること。

ウ　ランヤードのロープ等がねじれた状態でフック等の外れ止め装置に絡むと外れ止め装置が変形・破断して外れることがあるので、注意すること。

エ　ランヤードのフック等の取付部にショックアブソーバがある形状のものは、回し掛けをしてフック等がショックアブソーバに掛かるとショックアブソーバが機能しないことがあるので、回し掛けしないこと。

２　垂直親綱への取付け

（１）垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取付けた取付設備にフック等を掛けて使用すること。

（２）一本の垂直親綱を使用する作業者数は、原則として一人とすること。

（３）垂直親綱に取り付けた取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。

（４）墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。

（５）長い合成繊維ロープの垂直親綱の下端付近で使用する場合は、墜落制止時に親綱の伸びが大きくなるので、下方の障害物に接触しないように注意すること。

３　水平親綱への取付け

（１）水平親綱は、墜落制止用器具を取り付ける構造物が身近になく、作業工程が横移動の場合、又は作業上頻繁に横方向に移動する必要がある場合に、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。なお、作業場所の構造上、低い位置に親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講じること。

（２）水平親綱を使用する作業者は、原則として１スパンに１人とすること。

（３）墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。

（４）水平親綱に合成繊維ロープを使用する場合は、墜落制止時に下方の障害物・地面に接触しないように注意すること。

第６　点検・保守・保管

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

１　点検

点検は、日常点検のほかに一定期間ごとに定期点検を行うものとし、次に掲げる事項について作成した点検基準によって行うこと。定期点検の間隔は半年を超えないこと。点検時には、取扱説明書に記載されている安全上必要な部品が全て揃っていることを確認すること。

（１）ベルトの摩耗、傷、ねじれ、塗料・薬品類による変色・硬化・溶解

（２）縫糸の摩耗、切断、ほつれ

（３）金具類の摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、樹脂コーティングの劣化、電気ショートによる溶融、回転部や摺動部の状態、リベットやバネの状態

（４）ランヤードの摩耗、素線切れ、傷、やけこげ、キンクや撚りもどり等による変形、薬品類による変色・硬化・溶解、アイ加工部、ショックアブソーバの状態

（５）巻取り器のストラップの巻込み、引き出しの状態。ロック機能付き巻取り器については、ストラップを速く引き出したときにロックすること。

各部品の損傷の程度による使用限界については、部品の材質、寸法、構造及び使用条件を考慮して設定することが必要であること。

ランヤードのロープ等の摩耗の進行は速いため、少なくとも１年以上使用しているものについては、短い間隔で定期的にランヤードの目視チェックが必要であること。特に、ワークポジショニング用器具のロープは電柱等とこすれて摩耗が激しいので、こまめな日常点検が必要であること。また、フック等の近くが傷みやすいので念入りな点検が必要であること。

また、工具ホルダー等を取り付けている場合には、これによるベルトの摩耗が発生するので、定期的にホルダーに隠れる部分の摩耗の確認が必要であること。

２　保守

保守は、定期的及び必要に応じて行うこと。保守にあたっては、部品を組み合わせたパッケージ製品（例：フック等、ショックアブソーバ及びロープ等を組み合わせたランヤード）を分解して他社製品の部品と組み合わせることは製造物責任の観点から行わないこと。

（１）ベルト、ランヤードのロープ等の汚れは、ぬるま湯を使って洗い、落ちにくい場合は中性洗剤を使って洗った後、よくすすぎ、直射日光に当たらない室内の風通しのよい所で自然乾燥させること。その際、ショックアブソーバ内部に水が浸透しないよう留意すること。

（２）ベルト、ランヤードに塗料がついた場合は、布等でふきとること。強度に影響を与えるような溶剤を使ってはならないこと。

（３）金具類が水等に濡れた場合は、乾いた布でよくふきとった後、さび止めの油をうすく塗ること。

（４）金具類の回転部、摺動部は定期的に注油すること。砂や泥等がついている場合はよく掃除して取り除くこと。

（５）一般的にランヤードのロープ等は墜落制止用器具の部品の中で寿命が最も短いので、ランヤードのロープ等のみが摩耗した場合には、ランヤードのロープ等を交換するか、ランヤード全体を交換すること。交換にあたっては、墜落制止用器具本体の製造者が推奨する方法によることが望ましいこと。

（６）巻取り器については、ロープの巻込み、引出し、ロックがある場合はロックの動作確認を行うとともに、巻取り器カバーの破損、取付けネジの緩みがないこと、金属部品の著しい錆や腐食がないことを確認すること。

３　保管

墜落制止用器具は次のような場所に保管すること。

（１）直射日光に当たらない所

（２）風通しがよく、湿気のない所

（３）火気、放熱体等が近くにない所

（４）腐食性物質が近くにない所

（５）ほこりが散りにくい所

（６）ねずみの入らない所

第７　廃棄基準

１　一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。

２　点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

第８　特別教育

事業者は、高さ２メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目について、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行うこと。

（※図表省略）

ご不明の点等ありましたら、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

令和４年２月２５日
【照会先】
労働基準局 安全衛生部 安全課
課長　安達　栄
外国安全衛生機関検査官　牧　宣彰
(代表電話) 03(5253)1111(内線5485, 5504, 5615)
(直通電話) 03(3595)3225

報道関係者　各位

規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について
～皆さまの安全を守るため適正な墜落制止用器具を使用してください～

厚生労働省は、高所作業等の際に使用が義務づけられている墜落制止用器具の安全性を確保するため、販売されている製品の構造、性能、強度等を試験する、買い取り試験を実施しています。

その結果、墜落制止用器具の一部製品に、構造、性能、強度等が国家規格で定める要件を満たしていないものがあることが判明しました。厚生労働省では、国家規格で定める要件を満たしていない製品を所有者が使用した場合、安全への影響を生じるおそれがあることから、販売者に対して当該製品の回収を要請するとともに、使用を中止するよう広く注意喚起を行うため、ウェブサイトでその事実を公表します。

これらの国家規格で定める要件を満たしていない製品は、労働安全衛生法により、高所作業等で使用する墜落制止用器具として製造、販売、使用することが禁止されています。厚生労働省では、メーカー、ユーザー、販売業者の関係団体に宛てて、注意喚起の通達を発出しました。高所作業等を行う場合には、適切な墜落制止用器具を使用してください。

国家規格で定める要件を満たしていないことが判明した墜落制止用器具

フルハーネス型

No	メーカー	型番	買い取り試験における購入サイト及び販売者 (他のサイトや店舗でも販売されていた可能性があります。)
1	LiBatter	フルハーネス：Z-Y ランヤード：EAB-II	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：hong yang guang neng yuan ji shu limited
2	Yaegoo	不明	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：alfa marine Shanghai Co.,Ltd
3	Ounona	フルハーネス：Q-Y ランヤード：RY-001	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：shenzhenshisakatakejiyouxiangongsi
4	Xben	不明	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：Hunan Xi Bei home Trading Co. Ltd.
5	ミドリ・ブリッジ	GBC-H-1	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：ジェイシー協力事業株式会社
6	HW GLOBAL	PRO-TA-023	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：HW GLOBAL

7	CompuClever	不明	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：MS Technology Inc. D.B.A. CompuClever Systems Inc.
8	Xben	不明	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：Hunan Xi Bei home Trading Co. Ltd.
9	Tzizhou Naiante Rope Mesh Belt Factory	SCQDD021	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：shenzhenshixiangyuguojikejiyouxiangongsi
10	Tzizhou Naiante Rope Mesh Belt Factory	QS6JT079	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：shenzhenshixiangyuguojikejiyouxiangongsi
11	OKMJN	不明	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：shijiazhuanggenglanshangmaoyouxiangongsi
12	Xben	NEACKB91150	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：Hunan Xi Bei home Trading Co. Ltd.
13	xuuyuu	XD-A9523	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：shen zhen shi le yue yi keji youxian zeren gongsi
14	XINGONG	XGD-2	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：Shan Xi Jin Yang Dian Zi Ke Ji You Xian Gong Si
15	Golmud	不明	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：qing xu xian yan cheng bai huo dian
16	ROTOSAFETY	不明	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：临沂荣拓劳保用品有限公司
17	株式会社正真	ランヤード：SHOSHIN-L	購入サイト：楽天市場 販売者：株式会社正真

胴ベルト型

No	メーカー	型番	買い取り試験における購入サイト及び販売者 (他のサイトや店舗でも販売されていた可能性があります。)
18	Yaegoo	不明	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：alfa marine Shanghai Co.,Ltd
19	Gear-n-Gadgets	不明	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：tengxianyangjianwenxiemaowangdian
20	LiBatter	不明	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：hong yang guang neng yuan ji shu limited
21	LiBatter	不明	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：Shenzhenshishengjiangyuankejiyouxiangongsi
22	Tzizhou Naiante Rope Mesh Belt Factory	SGDY009	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：shenzhenshixiangyuguojikejiyouxiangongsi
23	Tzizhou Naiante Rope Mesh Belt Factory	SCQBK056	購入サイト：Amazon.co.jp 販売者：shenzhenshixiangyuguojikejiyouxiangongsi

国家規格で定める要件を満たしていないことが判明した墜落制止用器具の詳細は別添を参照ください。

【事案の詳細】

墜落防止用の保護具である墜落制止用器具については、労働安全衛生法において、事業者が労働者に高所作業等を行わせる場合に使用させることを義務づけています。

厚生労働省では、平成31年に、墜落防止用の保護具は一定の高さ以上ではフルハーネス型を使用することとする法令改正を行いました。墜落制止用器具の規格（平成31年厚生労働省告示第11号、以下「構造規格」という。）は令和４年１月１日をもって経過措置期間が終了し、令和４年１月２日から完全適用されています。

厚生労働省では、公益社団法人産業安全技術協会に委託して、販売されている墜落制止用器具の安全性を確保するため、構造、性能、強度等を試験する、買い取り試験を実施しています。

このたび、買い取り試験を行った墜落制止用器具の一部の製品について、構造規格を満たしていないことが判明しました。

【厚生労働省の対応】

構造規格を満たしていない製品は、不特定多数の方に販売されています。そのため、厚生労働省は、この事実を厚生労働省ウェブサイトに掲載して、該当する製品の使用を中止していただくよう、所有者への注意喚起を行います。

販売者に対して、今回の事実及び対象商品をウェブサイト等で公表し、販売済みの当該製品を全て回収するよう求めました。

【今回構造規格を満たしていないことが判明した製品についてのお問い合わせ】

購入した製品に関するお問い合わせは、メーカー、販売者又は購入サイトまでお願いします。

【他の個別の製品についてのお問い合わせ】

お持ちの墜落制止用器具が法令で定める要件を満たしているか等の商品に関するお問い合わせは、各メーカーまでお願いします。

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ　P87

令和４年１月２日からは

墜落制止用器具

をご使用ください



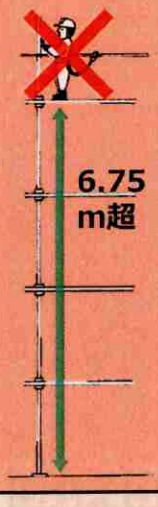
主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯	→	墜落制止用器具
胴ベルト型（一本つり）	○	胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	×	
フルハーネス型（一本つり）	○	フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則に



※ただし、高さが6.75m以下の場合は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

1.高さが２ｍ以上の箇所
2.作業床を設けることが困難なところ
3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第９条に基づく

「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具 本体	種類：フルハーネス型又は胴ベルト型 製造者名：○○社 製造年月：20○○年○月
ショックアブソーバ	種別：第一種又は第二種 最大自由落下距離：○.○m 使用可能な重量：○○kg 落下距離：○.○m

「適切な表示」が無いものは、
必要な性能を有していないおそれがあり、
法令違反となります。
販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！

厚生労働省

足場からの総合的な墜落・転落災害防止対策について

～「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」のポイント～

足場からの墜落・転落災害は、**労働安全衛生規則（安衛則）に基づく墜落防止措置の不備**、労働者の**不安全行動や無理な姿勢**による作業、**床材や手すり等の緊結不備**により発生しているものが、ほとんどを占めています。

そのため、**適切な墜落防止措置の実施**に加え、**足場や安全帯の確実な点検、作業手順の周知、労働者への安全衛生教育の実施**などを各作業段階において実施することが必要不可欠です。

本リーフレットでは、足場からの墜落・転落災害の防止に当たって、**足場に関係する作業段階ごとの留意事項**をまとめましたので、**現場の実情に応じ、設計・計画段階から足場の解体に至るまでの総合的な安全対策を実施し、労働災害の防止に一層努めてください。**

足場からの墜落・転落災害発生状況

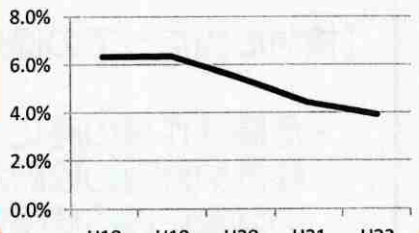
●労働災害発生状況の推移

（単位：人）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
休業4日以上の死傷災害	141,364 (1,455)	143,529 (1,317)	132,609 (1,269)	108,081 (1,034)	110,441 (1,178)
うち、墜落・転落	24,633 (357)	24,383 (348)	22,529 (315)	18,721 (279)	18,315 (285)
うち、足場から	1,563 (32)	1,552 (32)	1,227 (34)	828 (29)	718 (39)

※ 資料出所：労働者死傷病報告

「足場からの墜落・転落災害」が全体に占める割合も減少傾向

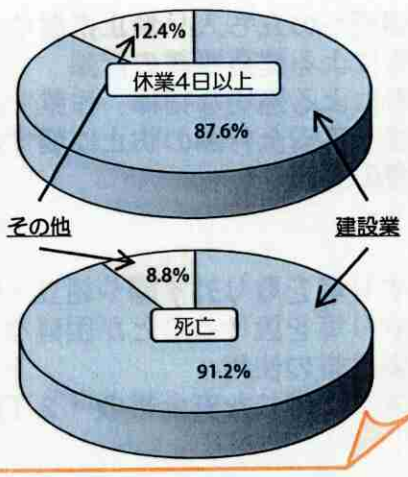


●「足場からの墜落・転落災害」の傾向（平成21年度及び平成22年度発生分）

業種別

○ 全体の約9割は「建設業」において発生

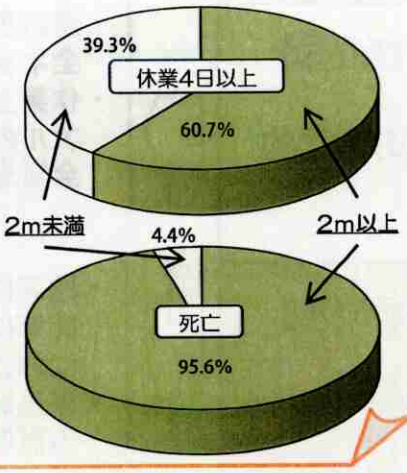
⇒ 中でも、ビル建築工事、木造建築工事で多発



墜落時の高さ

○ 全体の6割、死亡の9割以上は「2m以上」で発生

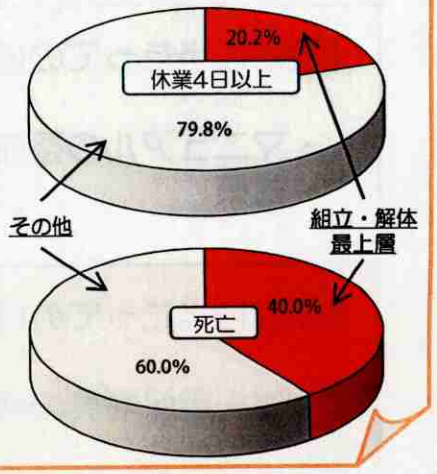
⇒ 「2m未満」の箇所であっても要注意



墜落時の作業

○ 「組立解体時の最上層」が全体の2割、死亡の4割を占めている

⇒ 最上層からの墜落は死亡に至る可能性が高い



足場からの墜落防止措置を検討する際の基本的な考え方

足場からの墜落防止措置の検討に当たっては、「建築物等の設計段階」から、「足場の解体」まで、それぞれの段階ごとに、以下の①から④の点を踏まえた対策を計画的に実施することが必要です。

① 各現場の実情に応じた安全対策を設計、計画の段階から検討すること

② リスクアセスメントの観点を踏まえ、実際に足場上で行われている労働者の作業の実態等を十分に踏まえて検討すること

③ 作業性の低下や不安全行動等により新たなリスクが誘発されないよう、本質的な安全対策を優先的に採用するよう努めること

④ 検討した対策を適切な管理のもとに総合的に実施すること

安全対策を検討する上での基本的な考え方

	足場からの「墜落・転落」について考えた場合の例
【検討に当たっての優先順位①】 ・危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置	・「無足場工法」や「大組・大払工法」など高所作業が少なくて済む工法や作業方法の採用 ・高所での組立・解体作業を必要としないゴンドラや高所作業車の採用
【検討に当たっての優先順位②】 ・インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策	・手すり等の設置など安衛則に基づく墜落防止対策の実施 ・組立・解体時における最上層での作業に当たって手すり等をあらかじめ設置すること
【検討に当たっての優先順位③】 ・マニュアルの整備等の管理的対策	・墜落危険個所への立ち入り禁止措置や、安全ネット等による墜落距離の低減 ・作業主任者による適切な指揮、作業マニュアルの作成、不安全行動の防止に関する安全衛生教育の実施
【検討に当たっての優先順位④】 ・個人用保護具の使用	・臨時に手すり等を取り外す際や組立・解体時等に手すり等を設けることが困難な場合における安全帯の使用 ・墜落のリスクに応じた安全帯の「２丁掛」の徹底

安衛則に基づく墜落防止措置

わく組足場

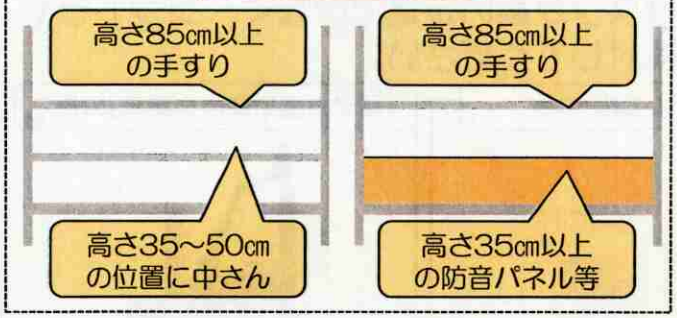


いずれかの措置が必要です

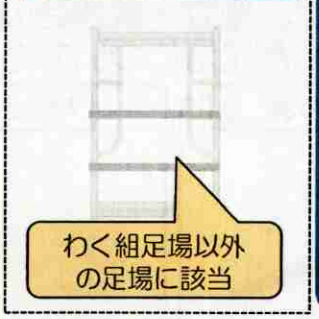
① 「交さ筋かい」
＋「下さん」
※高さ15~40cmの位置

② 「手すりわく」

わく組足場以外



わく組足場の妻面



両方の措置が必要です

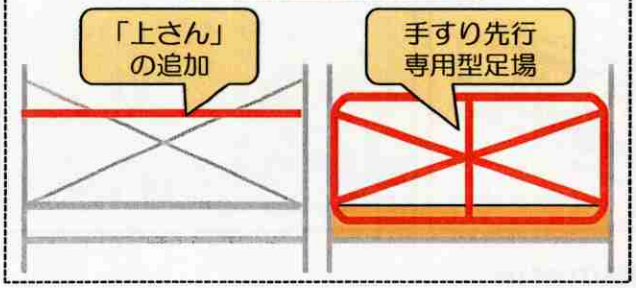
① 「手すり」
※高さ85cm以上

② 「中さん」
※高さ35~50cmの位置

安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等

●「より安全な措置」

わく組足場

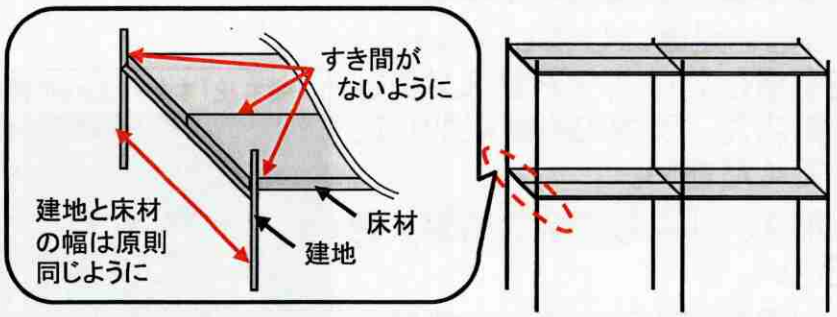


わく組足場以外



【わく組足場】
・「上さん」の追加
・「手すり先行専用型足場」の設置

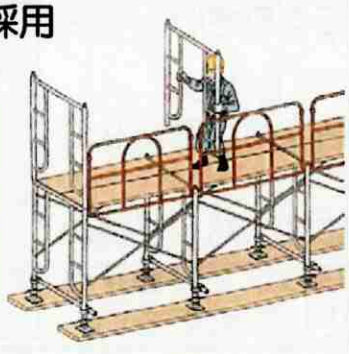
【わく組足場以外】
・「幅木」の追加



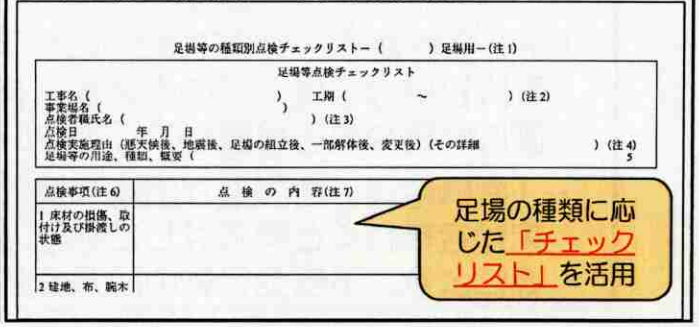
・「建地」と「床材」の幅を原則同じ寸法にしましょう
・「建地」と「床材」にすき間をつくらないようにしましょう

●手すり先行工法の採用

・足場の組立等の作業には、積極的に「手すり先行工法」を採用しましょう



●足場の点検の確実な実施


足場等の種類別点検チェックリスト－（　　）足場用－(注1)

足場等点検チェックリスト

工事名（　　）　工期（　　～　　）(注2)
事業場名（　　）
点検者職氏名（　　）(注3)
点検日　年　月　日
点検実施理由（降天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後）（その詳細　　）(注4)
足場等の用途、種類、概要（　　）(注5)

点検事項(注6)	点検の内容(注7)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	
2 建地、布、腕木	

足場の種類に応じた「チェックリスト」を活用

1　足場に関連する各作業段階において留意すべき事項

建築物等の設計段階

発注者が留意すべきこと

足場上での高所作業が少なくて済むような工法を採用するようにしてください。

足場の設計・計画段階

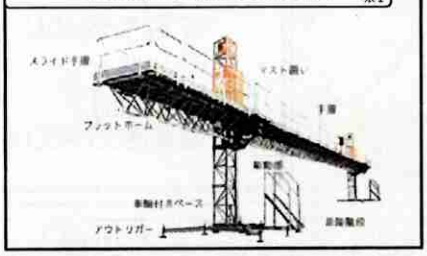
元方事業者・足場の設置業者が留意すべきこと

（1）足場の組立て等の際の最上層からの墜落・転落災害の防止

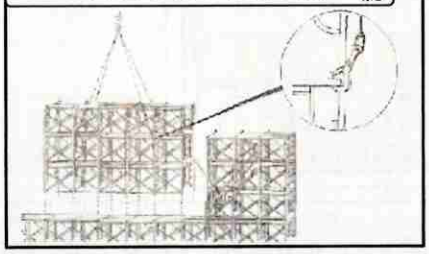
・高所での組立・解体作業が少なくて済む工法を採用するようにしてください。

・「つり足場」など、組立・解体時のリスクが高い足場ではなく、ゴンドラや高所作業車を用いた工法についても検討してください。

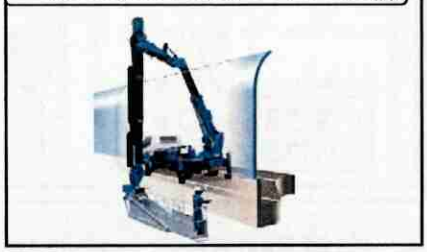
「移動昇降式足場」の例 ※1



「大組・大払工法」の例 ※2

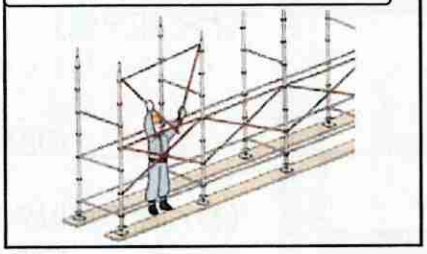


「橋梁点検用高所作業車」の例 ※3

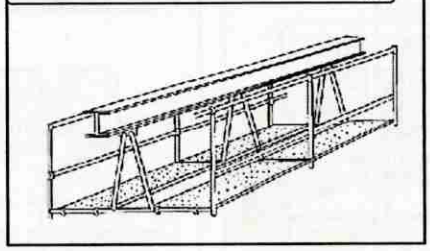


・足場の最上層で組立て等の作業を行う場合には、安易に安全帯等に頼らず、「手すり先行工法」等設備的対策を優先的に採用してください。

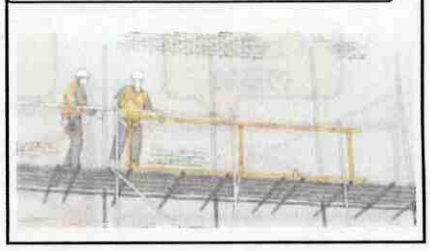
「手すり先行工法」の例



「つりわく足場」の例 ※4



「水平スライドする手すりわく」の例



（2）通常作業時における墜落・転落災害の防止

【墜落する「すき間」が少ない足場にしましょう】

・足場上での各種作業を考慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえ、現場の実態に即した墜落防止措置を採用してください。

・安衛則に基づく措置に加え、「より安全な措置」を積極的に採用してください。

・また、墜落防止措置の効果を高めるため、作業床と建地の「すき間」は極力小さくしてください。

「幅木」と「すき間板」の設置例 ※5



【不安全行動をしないで済む足場にしましょう】

・昇降設備は足場上での作業状況を踏まえ、適切な位置に必要な数を設置してください。

・「昇降階段」の設置が困難な場合には、ハッチ式の床付き布わくと昇降はしごを組み合わせて設置する等により、不安全行動の誘発を防止してください。

ハッチ式床付布わくと昇降はしご ※6



足場の組立て等の作業段階

元方事業者・足場の設置業者が留意すべきこと

（1）作業手順に基づく作業の徹底について

・足場の設置計画に応じ、具体的な「作業手順」を定め、労働者に周知するとともに、「作業手順」に基づく安全な作業を徹底してください。

作業手順に含めるべき事項
・組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序
・設置する足場の種類に応じた組立方法　等

作業進行によって発生する問題点や現場の実情を踏まえ、必要に応じて見直しましょう！

（2）「作業主任者」等の職務について

・高さ５m以上の足場の組立て等の作業に当たっては、必要な資格を有する者の中から「作業主任者」を選任し、職務を適切に行わせてください。
また、高さ５mに満たない足場の組立て等の作業に当たっても「作業指揮者」を指名し、「作業主任者」の職務に準じた事項を行わせてください。

・新しい技術や様々な機材に対応できるよう、「作業主任者」には定期的に「足場の組立等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めてください。

安全帯を着用していたにも関わらず使用していなかったために墜落 → 安全帯の使用状況の監視を！

安全帯の破断により墜落を食い止められなかった → 安全帯の機能の点検を！

特に徹底が必要



安全帯の点検 ※7

（3）安全帯の使用について

・安全帯を使用する場合には、適切な安全帯取付設備を設置してください。

・足場の最上層で組立て作業を行う際には、あらかじめ安全帯取付設備を設置してください。

安全帯を使用していたが掛け替え時に墜落

→ 足場の組立て等作業時は「安全帯の二丁掛け」を基本に！

→ 墜落時の衝撃緩和のため、「ハーネス型安全帯」の採用を！



ハーネス型安全帯 ※8

（4）「手すり先行工法」について

・「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく作業を徹底して下さい。

・「手すり先行工法」を採用した場合であっても、妻側や躯体側からの墜落を防止するため、安全帯を併用してください。

（5）足場の点検について

・足場が計画どおりに設置されていることを確認することは、完成した足場上で安全に作業を行うために必要不可欠な事項です。

・十分な知識・経験を有する点検実施者により、足場の種類に応じたチェックリストを作成し、必要な事項についてもれなく点検してください。

「点検実施者」として望ましい者
「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」修了者等十分な知識・経験を有する者

①「点検で異常を認めた際の補修等」
②「点検結果の記録・保存」
についても忘れずに！

足場上で作業を行う段階

元方事業者、足場の設置業者以外の事業者が留意すべきこと

（1）作業計画の作成について

・足場上での作業の実施に当たっては、「作業計画」を作成し、これに基づく作業を徹底してください。

作業計画に含めるべき事項

・足場上での作業箇所や作業範囲
・作業に伴う手すり等の取外しの有無及びその際の方法
・取り外した手すり等の復旧等に関する内容　等

「手すり等の取外し」や、「身を乗り出しての作業」を行わないで済むような作業方法を検討しましょう！

次のような場合は、責任者への報告を徹底してください

①不安全行動や無理な姿勢となることが想定される場合
②作業計画では想定していなかった手すり等の取り外しを行う場合

労働者個人の判断で行わせないよう徹底を！

（2）手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合について

・手すり等を臨時に取り外す場合は、安全帯の使用等を徹底してください。

作業と直接関係のない労働者が手すり等を臨時に取り外した箇所から墜落 → 作業箇所への関係労働者以外の立入禁止措置の実施を！

特に徹底が必要

臨時に取り外した手すり等を元に戻さずに別の作業を行った労働者が墜落 → 臨時に取り外した手すり等の復旧及び責任者への報告を！



立入禁止表示の例

（3）安全帯の使用について

・労働者に安全帯を使用させる場合は、足場の組立て等の作業段階時に準じた対策（5ページの（3））を行ってください。

（4）足場の点検について

・日々の作業開始前には、手すり等の点検及び補修を実施してください。

その他の留意事項

元方事業者・足場設置業者以外の事業者が留意すべきこと

（1）安全衛生教育等の実施について

・雇入れ時教育や新規入場者教育、朝礼時のミーティング等の場において、本リーフレット等を活用し、安衛則に基づく措置の効果やその必要性、不安全行動等による問題点について、労働者の理解を深めましょう。

足場からの墜落・転落災害の9割以上は、安衛則に基づく措置が不十分な足場で発生

安衛則に基づく措置が適切な足場で発生した災害のほとんどは、「不安全行動」等が原因

（2）足場の作業床の整理整頓について

・足場の作業床が常に有効な状態となるよう、資材や工具の整理整頓に努めましょう。

足場上に放置された資材や工具での「つまづき」が墜落につながるおそれがある

（3）労働者の健康管理等について

・足場上で作業を行う労働者の健康状態の把握に努めましょう。

猛暑による疲労の蓄積や睡眠不足による足元の「ふらつき」が墜落につながるおそれがある

2　各主体における留意事項

建設工事発注者

・足場の上での高所作業が少なくて済む工法の採用と、足場からの墜落防止対策に必要な経費について配慮してください。

特定元方事業者・元方事業者

・「注文者」として各種の措置が義務付けられていることを踏まえ、各作業段階における安全確保のための実施事項に留意し、関係請負人が墜落防止措置を採るために必要な経費についても配慮してください。

足場を設置する事業者

・足場の設置計画の作成、計画に基づく作業の実施に当たっては、各作業段階における安全確保のための実施事項に留意してください。
・複数の事業者が同一の足場を使用する場合は、足場上での作業を行う事業者とも協議の上、作業の実情に応じた足場の設置に努めてください。

足場を設置する事業者以外の事業者

・足場の墜落防止措置等に問題が認められた場合には、元方事業者と協議の上、必要な措置を採ってください。

足場に関連する作業を行う労働者

・事業者から安全帯等の使用を命じられた場合には、労働者は従う義務があることに留意してください。

安全帯の使用を指示されたにも関わらず、作業の邪魔になるため使用せずに墜落 → ルールを遵守した安全な作業に努めましょう！

労働災害防止団体、関係業界団体

・各作業段階における安全確保のための実施事項を各事業者が適切に実施できるよう、指導・援助を実施してください。

足場機材メーカー

・足場ユーザーの作業性の向上に配慮した適切な機材の開発、必要とされる足場機材の安定供給に努めてください。

行政

・関係団体と連携の上、あらゆる機会をとらえて、関係者に対して措置の周知及び徹底に努めます。

関係者が一丸となって、足場からの墜落・転落災害の大幅な減少に向けた「総合的な対策」を推進しましょう！

足場からの墜落防止措置の検証・評価結果（平成22年度発生分）

災害事案における安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況

分析対象：378件
- ・組立解体時の最上層からの墜落：100件
- ・通常作業時等：278件

- 安衛則に基づく措置「有」：31件（8．2%）
  - 不安全行動等「有」：26件
  - 不安全行動等「無」：5件
- 安衛則に基づく措置「無」：347件（91．8%）
  - 不安全行動等「有」：121件
  - 不安全行動等「無」：226件

○　足場からの墜落・転落災害の9割以上は安衛則に基づく措置が適切に実施されていない現場で発生しています。

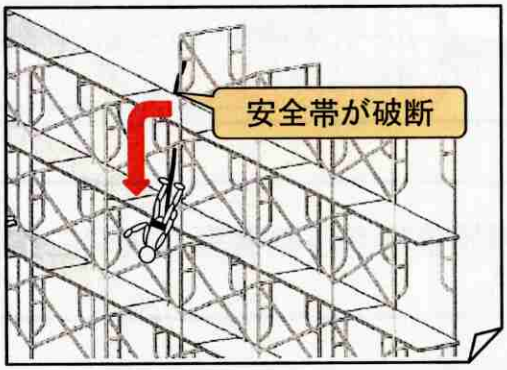
○　足場からの墜落・転落災害の更なる減少を図るため、安衛則に基づく墜落防止措置（※）の徹底を図りましょう。

※ 墜落防止措置の具体的な内容は、3ページを参照してください

○　「安衛則に基づく措置」を実施しており、かつ、「不安全行動等」も認められなかった災害事例には、次のようなものがあります。

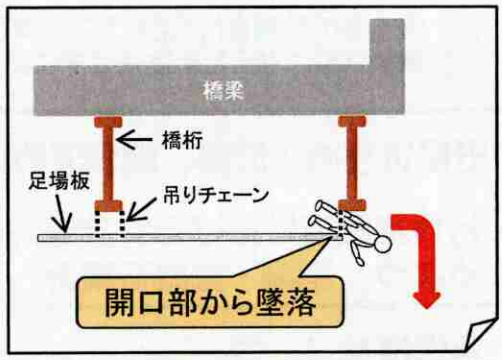
○　以下の災害事例を参考として、安衛則に基づく墜落防止措置に加え、「安全帯の点検」等の管理的対策の徹底を図るとともに、「より安全な措置」の積極的な採用に努めてください。

【災害事例①】
- 足場の組立作業を実施していた際に足を滑らせて墜落したもの。
- 安全帯は使用していたが、墜落した際にロープが破断したことにより、墜落を食い止めることができず、被災したもの。



➡「安全帯」の機能を点検し、不良品は取り除きましょう！

【災害事例②】
- 橋梁の点検作業中、めまいが発生し、「つり足場」の開口部から墜落したもの。
- 開口部は、足場を固定するチェーンの設置箇所にあり、作業床からの高さは約３７ｃｍであった。



➡「幅木」の設置等の「より安全な措置」を積極的に採用しましょう！

○イラスト等出典
※1 [エスアールジータカミヤ株式会社 ホームページより]　※2 [足場の組立て等工事の作業指針 建災防]　※3 [株式会社アイチコーポレーション ホームページより]　※4 [建築物等の鉄骨組立て等の作業指針 建災防]
※5 [株式会社トーケン ホームページより]　※6 [アルインコ株式会社 ホームページより]　※7 [ポリマーギヤ株式会社 ホームページより]　※8 [藤井電工株式会社 ホームページより]

※　本リーフレットは、厚生労働省の委託事業として佐藤工業株式会社が実施している「墜落・転落災害防止対策推進事業（建設業）」の一環として作成したものです。

◆「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に関する詳しい内容は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省法令等データベースサービス http://www.houreimhlw.go.jp/hourei/

2012.3

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

□はしごの上部・下部の固定状況を確認している

□（はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない

□はしごの上端を、上端床から60㎝以上突出している

□はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている

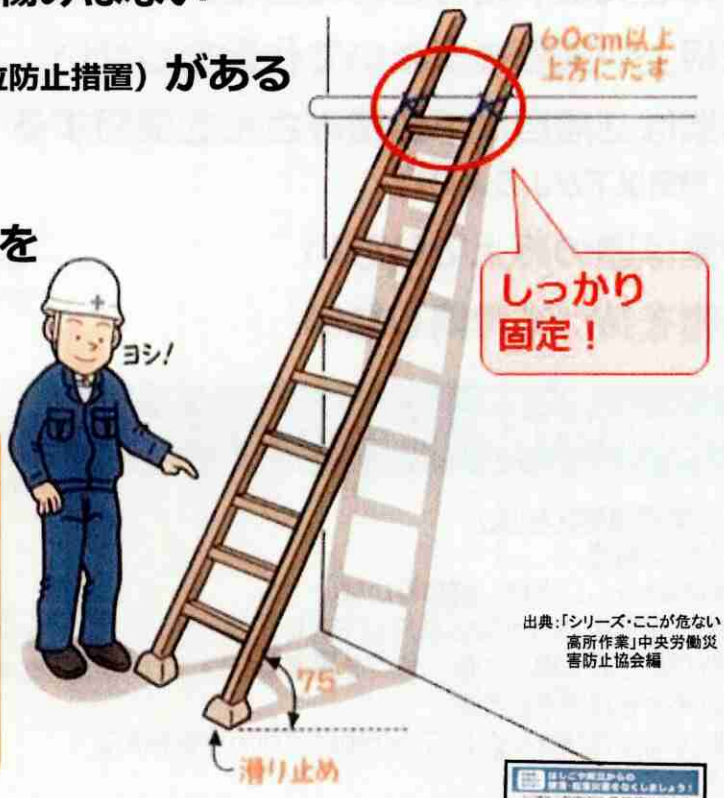
□はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない

□はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある

□靴は脱げにくく、滑りにくい

□ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう



出典：「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛則第527条）

1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　幅は30㎝以上
4　すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R3. 3）

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

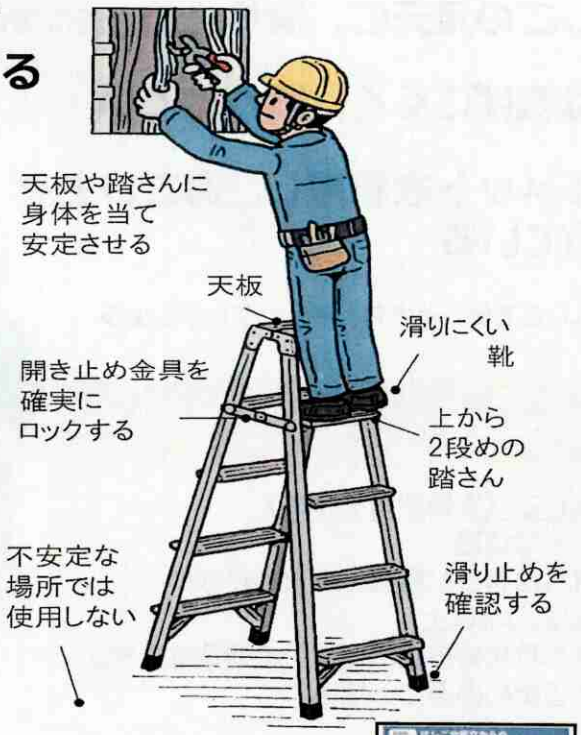
作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

□脚立は安定した場所に設置している
□開き止めに確実にロックをかけた
□ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
□ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
□靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
□身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
□天板上や天板をまたいで作業をしない
□作業は２段目以下の踏みさんを使用する
（３段目以下がよりよい）
□作業は頭の真上でしない
□荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛則第528条）

1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
4　踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ２m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R3. 3）

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！

～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



【改正の背景】

林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約６割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業４日以上の死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約３割、チェーンソーが約２割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年３月６日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

1．チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。
（安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正）

2．伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。
（安衛則の改正）

(1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。

(2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。

(3) 事業者は、立木の高さの２倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。

(4) 事業者に、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3．その他の改正を行います。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2019.5

1．特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

○ 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。
また、統合後の特別教育の時間数を増やします。
既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

【受講を省略できる条件】

（※） 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者

① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育（＊1）(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者

② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育（＊1）(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者

③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育（＊2）を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日（令和2年8月1日）より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

（＊1）胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかつている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)
（＊2）チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講するべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間		
			①	②	③
Ⅰ 伐木等作業に関する知識					
	伐倒の合図　退避の方法	4時間			
	伐倒の方法　かかり木の種類及びその処理				2時間
	造材の方法　下肢の切創防止用保護衣等の着用		1時間	1時間	
Ⅱ チェーンソーに関する知識					
	チェーンソーの種類　構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間		2時間	
Ⅲ 振動障害及びその予防に関する知識					
	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2時間		2時間	
Ⅳ 関係法令					
	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	1時間	1時間	1時間	1時間

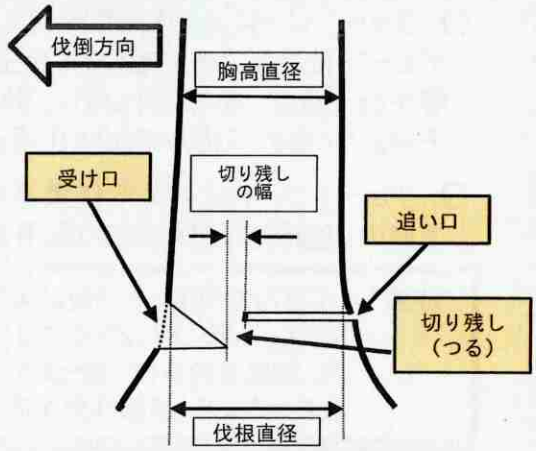
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間		
			①	②	③
Ⅴ 伐木等の方法					
	造材の方法	5時間			
	伐木の方法　かかり木の処理の方法				2時間
	下肢の切創防止用保護衣等の着用		30分間	30分間	
Ⅵ チェーンソーの操作					
	基本操作　応用操作	2時間		2時間	
Ⅶ チェーンソーの点検及び整備					
	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間		2時間	

2－（1）伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

○　胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。

○　受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し（つる）」を確保することを新たに義務付けます。（図1）

（参考）　胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。



（図1）受け口、追い口等の関係図

2－（2）かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第478条）関係

○　かかり木の処理の作業（図2）に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。

○　やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないよう立入りを禁止します。

○　死亡災害が多く発生している「かかり木にかかられている立木を伐倒」（図3）及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）」（図4）することを禁止します。

〈注意〉　「かかっている木の元玉切り」（かかった状態のままで元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。）（図5）は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。


（図2）かかり木の処理


（図3）かかられている立木の伐倒

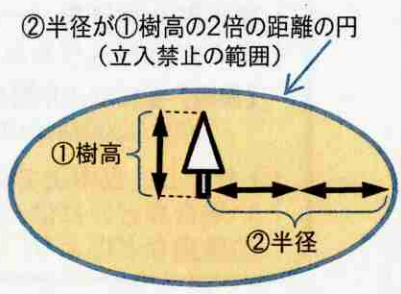

（図4）かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒


（図5）かかっている木の元玉切り

2－（3）立入禁止（安衛則第481条）関係

○　従来から、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。

○　立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。（図6）



（図6）立入禁止の範囲

〈注意〉　立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、立入り禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。

2－（4）下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）関係

○ チェーンソーによる休業4日以上の死傷災害の多くが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣（図7）を着用させることを義務付けます。

○ チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



（図7）下肢の切創防止用保護衣

〈注意1〉（図7）で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのものを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

〈注意2〉チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

3－（1）車両系木材伐出機械による作業等の作業計画（安衛則第151条の89、第151条の125、第151条の153）関係

○ 伐木等の作業においても、重とくな労働災害が発生した場合、速やかに、負傷者を救急車両等により搬送できるようにするため、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業の作業計画を定めるべき事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加します。

3－（2）修羅（しゅら）、木馬運材及び雪そり運材は、現在、林業の現場でほとんど使用されていないことから、修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止します。

施行期日

このリーフレット内容の施行日は 2019（令和元）年8月1日 です。

（一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020（令和2）年8月1日）

（*）修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

（公布日：2019（平成31）年2月12日）

墜落制止用器具（安全帯）に関するお知らせ

○ 墜落制止用器具（安全帯）に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いて行っていた作業については、墜落制止用器具（一本つりのハーネス型等）を用いることが義務付けられました。

【参照】墜落制止用器具リーフレット
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf



○ ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合（フックがかけられない場合など）には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。

さらに詳しい情報は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署まで。

厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/index.html） 伐木作業等の労働災害防止

2022年版

新型コロナウイルス

感染拡大防止へのご協力をお願いします

ワクチン接種後も、「マスクの着用」や「手洗い」、「3密（密接・密集・密閉）回避」などを徹底してください。

正しく使おう マスク！





❶鼻の形に合わせすき間をふさぐ



❷あご下まで伸ばし顔にすき間なくフィットさせる

ポイント

会話時は必ず着用！

- 鼻出しマスク× あごマスク×
- 着けたら外側は触らない
- ひもを持って着脱
- 品質の確かな、できれば不織布を

こまめにしよう 手洗い・手指消毒！



こんなタイミングでは必ず！

- 共用物に触った後
- 食事の前後
- 公共交通機関の利用後 など

ポイント



指先・爪の間・指の間や手首も忘れずに洗いましょう!

目指そう ゼロ密！



一つの密でも避けましょう!!



密接

マスクなし× 大声×



密集

大人数× 近距離×



密閉

換気が悪い× 狭い所×

▶体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。 ▶ワクチン未接種の方は接種をお願いします。

安全衛生委員会／衛生委員会資料　　：令和　年　月

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

1　このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。

2　項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。

3　確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について**全ての**労働者が確認できるように**してください。

衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。

※　都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項　　目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2　感染防止のための基本的な対策	
（1）事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
（2）感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ

P106

項目	確認
(3)三つの密の回避等の徹底	
・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(4)日常的な健康状態の確認	
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・出社時の確認や労働者の日々の体調を確認できるアプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(5)一般的な健康確保措置	
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(6)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について	
・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(7)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集	
・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策	
(1)基本的な対策	
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(2)換気の悪い密閉空間の改善	
・季節に応じて、リーフレット「『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」、「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」を参照し、適切に換気を行っている。	はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ

項目	確認
(3)多くの人が密集する場所の改善	
・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
・休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、昼休みを時間差で設定している。	はい・いいえ
・寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っている。	はい・いいえ
・その他(　　)	はい・いいえ
(4)接触感染の防止について	
・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、充分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)、界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、有効塩素濃度80ppm以上(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上)の次亜塩素酸水、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水による消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
・その他(　　)	はい・いいえ
(5)近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
・その他(　　)	はい・いいえ
(6)共用トイレの清掃等について	
・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液、又は遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上の亜塩素酸水で手袋を用いて消毒する。	はい・いいえ

P108

項目	確認
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
・その他(　　)	はい・いいえ
(7)休憩スペース等の利用について	
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
・その他(　　)	はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について	
・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
・その他(　　)	はい・いいえ
4　配慮が必要な労働者への対応等	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がいる労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミニュケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
・その他(　　)	はい・いいえ
5　新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応	
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の対応	

項目	確認
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署（担当者）を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署（担当者）の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
(3)その他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制（受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど）を実行している。	はい・いいえ
・クラスター発生時等に濃厚接触者等の特定のために保健所から従業員の情報を求められた場合に備え、日々雇用の者を含む全ての従業員について、電話番号等を含めた連絡先を名簿等の形で把握している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
6　熱中症の予防（※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。）	
・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
・屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※　ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.7.2版

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和４年５月～９月

― 熱中症予防対策の徹底を図ろう ―



職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が４日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

労働災害防止キャラクター チューイ カン吉

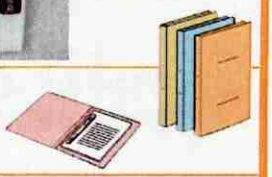
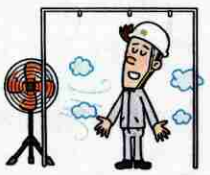
事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和４年5月1日から9月30日まで（準備期間４月、重点取組期間７月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（４月１日～４月30日）

□	**WBGT値の把握の準備**	**JIS 規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。** 
□	**作業計画の策定など**	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう**余裕を持った作業計画**をたてましょう。 
□	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、**WBGT値を下げる方法**を検討しましょう。 また、作業場所の近くに**冷房**を備えた休憩場所や**日陰**などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
□	服装などの検討	**通気性の良い作業着**を準備しておきましょう。**身体を冷却する機能をもつ服**の着用も検討しましょう。 
□	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、**教育**を行いましょう。 
□	労働衛生管理体制の確立	**衛生管理者**などを中心に、事業場としての**管理体制**を整え、必要なら**熱中症予防管理者の選任**も行いましょう。
□	**発症時・緊急時の措置の確認と周知**	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

厚生労働省・茨城労働局・各労働基準監督署

（R４.３）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1 □WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。


WBGT指数計の例

STEP 2 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

□	WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。 休憩場所には氷、冷たいおしぼり、 シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。 準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用 しましょう。
□	通気性の良い服装等	
□	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、**単独作業を控え**、WBGT値に 応じて**作業の中止、こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。
□	暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は**十分に休憩を取り、１週間程度かけて徐々に身体を慣らし**ましょう。特に、**入職直後**や**夏季休暇明け**の方は注意が必要です！
□	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分**を取りましょう。
□	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。
□	健康診断結果に基づく措置	**①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、 ⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、 ⑧下痢**などがあると熱中症にかかりやすくなります。 医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
□	日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は 朝食をしっかり取るようにしましょう。 熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。
□	作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。









STEP 3 熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

□	WBGT値の**低減対策**は実施されているか
□	WBGT値に応じた**作業計画**となっているか
□	各作業者の**体調**や**暑熱順化の状況**に問題はないか
□	各作業者は**水分**や**塩分**をきちんと取っているか
□	作業の**中止や中断**をさせなくてよいか



□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- **いったん作業を離れ、休憩する**
- **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- □ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- □ **特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- □ **水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- □ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- □ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- □ **休憩中の状態の変化**にも注意し、**少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。**



職場における労働衛生基準が変わります

～照度、便所、救急用具等に係る改正を行います～

令和３年12月に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されます。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

省令の改正に伴って変更される点

○作業面の照度【事務所則第10条】※令和４年12月１日施行

現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられます。

○便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】

新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置付けられます。

便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されます。

なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。

※男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。

○救急用具の内容【安衛則第634条】

作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなります。

ポイント：社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に対応

作業場における清潔を保持するための措置、休養のための措置、良好な作業環境を確保するための措置などは、すべての働く人々にとって重要です。関係通達も含めた労働衛生基準の見直しについて、裏面で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(R3.11)

職場における労働衛生基準見直しの主な項目とポイント

（事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正関係）

主な項目	見直しのポイント
照度 【事務所のみ】 （ R4.12.1 施行）	・事務作業における作業面の照度の作業区分を２区分とし、基準を引き上げる。 一般的な事務作業（300ルクス以上） 付随的な事務作業（150ルクス以上） ・個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持。	・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所注）を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。 ・少人数（同時に就業する労働者が常時10人以内）の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとする。既存の男女別便所の廃止などは不可。 ・従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。 注）独立個室型の便所：男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	・随時利用が可能となるよう機能を確保する。 ・入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示する。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除する。 職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとする。

事業者の皆さまへ

ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、
年１回のストレスチェックが義務づけられています。（平成27年12月から適用）

ストレスチェック制度の実施手順

ストレスチェック制度の**目的は、**

- **労働者自身のストレスへの気づきを促すこと**
- **集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること**

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を**「未然防止」**することです。



ストレスチェックおよび面接指導の実施状況の報告
※義務

労働基準監督署に実施結果報告書を提出
※提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（年１回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析
（※努力義務）
個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析

職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

≪ストレスチェック実施までのポイント≫

- ☑「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合いましょう。
- ☑ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

実施に向けた検討事項

右のような項目について、話し合いましょう。

①ストレスチェックは誰に実施させるか
②ストレスチェックはいつ実施するか
③どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか
④どんな方法でストレスの高い人を選ぶか
⑤面接指導の申出は誰にすれば良いか
⑥面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
⑦集団分析はどんな方法で行うか
⑧ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するのか　等



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H29.1

「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの？」とお悩みの方へ

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、簡単・便利に実施することができます。

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）とは？

○ ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから**無料でダウンロード**いただけます。

➡ http://stresscheck.mhlw.go.jp/

厚生労働省版ストレスチェック　検索



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」
ダウンロードサイト

○ 本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、**専用のコールセンター**（フリーダイヤル）にお問い合わせください。

【電話番号】　**０１２０－６５－３１６７（フリーダイヤル）**
【受付日時】　10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～１月３日を除く）

▼ 他にも、事業者の皆さまにご利用いただける相談窓口があります。

ストレスチェック制度サポートダイヤル

○ ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、**専門家**がお答えします。

【電話番号】　0570-03-1050（通話料がかかります）
【受付日時】　10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～１月３日を除く）

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

○ ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。

➡ https://kokoro.mhlw.go.jp/　こころの耳　検索

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、**「溶接ヒューム」**について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和３年４月１日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和４年４月１日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業**を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場で**行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場**で行う皆さまへ」をご覧ください。

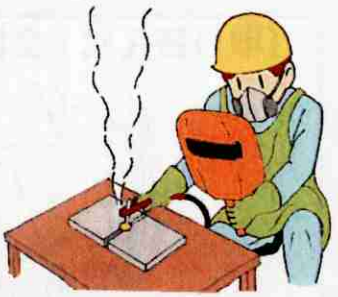
※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

１．新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第２類物質）として位置付けました。

※**金属アーク溶接等作業**
・金属をアーク溶接する作業、
・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）グループ１ **ヒトに対する発がん性** その他　：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（ＭｎＯ）について**神経機能障害** 三酸化二マンガン（Mn_2O_3）について **神経機能障害、呼吸器系障害**	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）

2．特定化学物質としての規制

（1）屋内作業場における全体換気装置による換気等

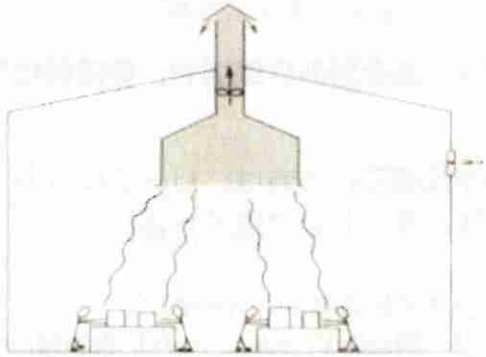
（特化則第38条の21第１項）

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。

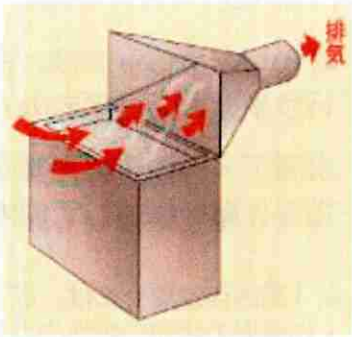
  ※「**同等以上の措置**」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。

- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→６ページ）が、**1月を超えない期間**ごとに、その損傷、異常の有無などについて**点検**する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



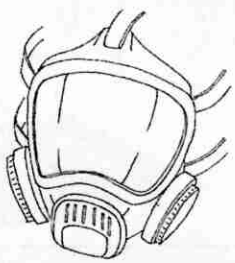
（2）有効な呼吸用保護具の使用（特化則第38条の21第５項）

金属アーク溶接等作業（→１ページ）に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。

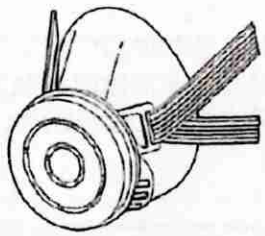
（参考）呼吸用保護具の種類

防じんマスク

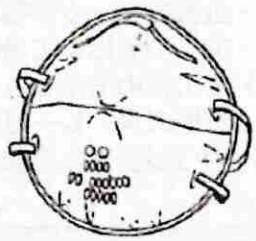
【取り替え式・全面形面体】



【取り替え式・半面形面体】

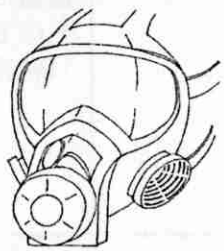


【使い捨て式】



電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



（3）特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。
（令和４年３月31日まで経過措置あり→４ページ）

① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法**を**決定**し、**労働者**を**指揮**すること

② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置**を**１か月を超えない期間**ごとに**点検**すること

③ **保護具**の使用状況を監視すること

（4）特定化学物質健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**６月以内ごとに１回**、定期に、規定の事項について健康診断を実施する（１次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（２次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、５年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第３号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■溶接ヒュームの健診項目

１次検診	①業務の経歴の調査　②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査　⑤握力の測定
２次健診	①作業条件の調査　②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施（じん肺法第7～9条の2）が必要ですのでご注意ください。

（5）その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

① **安全衛生教育**（安衛則第35条）
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

② **ぼろ等の処理**（特化則第12条の２）
対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

③ **不浸透性の床の設置**（特化則第21条）
作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

④ **立入禁止措置**（特化則第24条）
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等**（特化則第25条）
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

⑥ **休憩室の設置**（特化則第37条）
対象物を常時製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。

⑦ **洗浄設備の設置**（特化則第38条）
以下の設備を設ける。
・洗顔、洗身またはうがいの設備
・更衣設備
・洗濯のための設備

⑧ **喫煙または飲食の禁止**（特化則第38条の２）
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等**（特化則第43条、第45条）
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3．施行日・経過措置

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
呼吸用保護具の使用等	**特化則**に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から**粉じん則**の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。								呼吸用保護具の選択･使用(4/1～)			
特定化学物質作業主任者の選任									選任義務(4/1～)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置					実施義務(4/1～)							

改正内容に関する通達・資料はこちら
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場で**行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、**「溶接ヒューム」**について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和３年４月１日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります（令和４年４月１日施行、フィットテストの実施については令和５年４月１日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う**事業者向けのものです。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「**屋外作業場等において**金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ」をご覧ください。

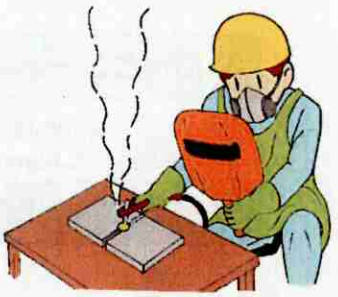
※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

１．新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業(※)において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第２類物質）として位置付けました。

※**金属アーク溶接等作業**
・金属をアーク溶接する作業、
・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）グループ１ **ヒトに対する発がん性** その他　：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（ＭｎＯ）について**神経機能障害** 三酸化二マンガン（Mn_2O_3）について **神経機能障害、呼吸器系障害**	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）

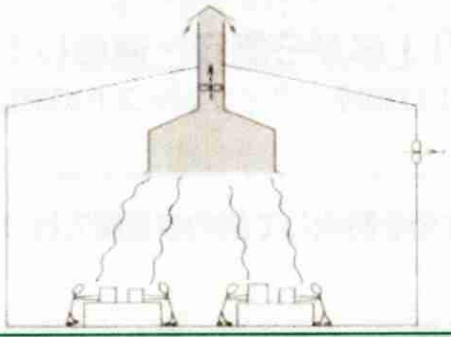
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2．特定化学物質としての規制

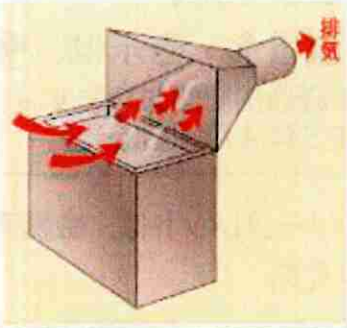
（1）全体換気装置による換気等（特化則第38条の21第１項）

- 金属アーク溶接等作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
  ※「**同等以上の措置**」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→６ページ）が、1月を超えない期間ごとに、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



（2）溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等（特化則第38条の21第２項～第８項）

- 「**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**」の場合
  ・当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、以下の措置を講じることが必要です（経過措置期間は下図参照）。
  ・なお、現に当該作業を行っている場合は、令和４年３月31日までに以下の①の措置を講じることが必要です。

※「**変更しようとするとき**」には、以下の場合が含まれます。
・溶接方法が変更された場合
・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合

必要な措置の流れ

① 溶接ヒュームの濃度の測定 →3ページ

経過措置期間 →8ページ

測定の結果がマンガンとして0.05mg/㎥以上等の場合

左記以外の場合

② 換気装置の風量の増加 その他必要な措置 →4ページ

③ 再度、溶接ヒュームの濃度の測定 →3ページ

④ 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる →4ページ

令和４年３月31日まで

⑤（面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合）
１年以内ごとに１回、フィットテスト（※）の実施 →5ページ

令和５年３月31日まで

※当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認をいいます。

①③溶接ヒュームの濃度の測定等（測定等告示※第１条）

個人ばく露測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。



（注）個人ばく露測定は、**第1種作業環境測定士**、**作業環境測定機関**などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施してください。

個人ばく露測定の詳細

① 試料空気の採取は、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の**身体に装着する試料採取機器**を用いる方法により行います。

※試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために**最も適切な部位（呼吸域）**に装着する必要があります。その際、採取口が**溶接用の面体の内側**となるように留意します。

② 試料空気の採取の対象者、時間は以下のとおりです。

・試料採取機器の装着は、労働者に**ばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業**（以下「**均等ばく露作業**」）ごとに、それぞれ、**適切な数（２人以上に限る）**の労働者に対して行います。

※均等ばく露作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた２以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により採取が行われたときは、この限りではありません。

・試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が**金属アーク溶接等作業に従事する全時間**です。なお、採取の時間を短縮することはできません。

③ 試料採取方法は、作業環境測定基準第２条第２項の要件に該当する**分粒装置**を用いる**ろ過捕集方法**またはこれと同等以上の性能を有する試料採取方法により行います。

④ 分析方法は、吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、左記と同等以上の性能を有する分析方法により行います。

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和２年厚生労働省告示第286号）

②換気装置の風量の増加その他の措置（特化則第38条の21第３項）

① 溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じ、**換気装置の風量の増加**その他必要な措置を講じます（次に該当する場合は除きます。）。

・溶接ヒュームの濃度がマンガンとして0.05mg/㎥を下回る場合

・同一事業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合

※「その他必要な措置」には、次の措置が含まれます。

・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減
・集じん装置による集じん
・移動式送風機による送風の実施

② ①の措置を講じたときは、その効果を確認するため、再度、個人ばく露測定により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。

③ 個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度の測定等を行ったときは、その都度、必要な事項を記録します。
（当該金属アーク溶接等作業方法を用いなくなった日から３年保存）

④呼吸用保護具の選択の方法（測定等告示第２条）

① 溶接ヒュームの濃度の測定の結果得られたマンガン濃度の最大の値（C）を使用し、以下の計算式により「**要求**防護係数」を算定します。

$$\text{**要求**防護係数 } PF_r = \frac{C}{0.05}$$

②「**要求**防護係数」を上回る「**指定**防護係数」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

指定防護係数※一覧（抜粋）

呼吸用保護具の種類				指定防護係数
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50
			RS2又はRL2	14
			RS1又はRL1	4
		半面形面体	RS3又はRL3	10
			RS2又はRL2	10
			RS1又はRL1	4
	使い捨て式		DS3又はDL3	10
			DS2又はDL2	10
			DS1又はDL1	4
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	PS3又はPL3	1，000
		A級	PS2又はPL2	90
		A級又はB級	PS1又はPL1	19
	半面形面体	S級	PS3又はPL3	50
		A級	PS2又はPL2	33
		A級又はB級	PS1又はPL1	14
	フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3	25
		A級		20
		S級又はA級	PS2又はPL2	20
		S級,A級又はB級	PS1又はPL1	11

（注）ＲＳ１、ＲＳ２などは、防じんマスクの規格の規定による区分、Ｓ級、Ａ級およびＢ級、ＰＳ１、ＰＳ２などは、電動ファン付き呼吸用保護具の規格の規定による区分です。

※ 電動ファン付き呼吸用保護具とエアラインマスクのうち、実際の作業時の測定等により得られた防護係数がこの表に掲げる指定防護係数を上回ることを**製造者が証明する特定の型式**については、別に定める指定防護係数を使用することができます。

⑤フィットテストの方法（測定等告示第３条）

●フィットテストの方法

① **JIS T8150**（呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法）に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの測定対象物質の濃度を測定し、以下の計算式により「**フィットファクタ**」を求めます。

$$（フィットファクタ）= \frac{呼吸用保護具の\textbf{外側}の測定対象物質※の濃度}{呼吸用保護具の\textbf{内側}の測定対象物質の濃度}$$

② 「フィットファクタ」が、以下の「**要求**フィットファクタ」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

●フィットテストの記録の方法

確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

（記録の例）

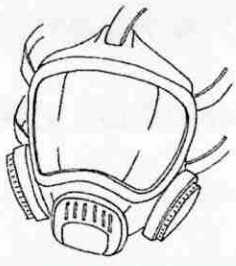
確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8　10:00	良	●●社に委託して実施（以下同じ。）。
乙田次郎	12/8　10:30	否（1回目） 良（2回目）	最初のテストで不合格となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

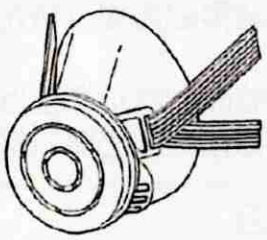
※　大気粉じん等、JIS T8150で定めるものです。

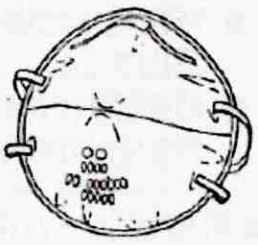
（参考）呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】　【取り替え式・半面形面体】　【使い捨て式】

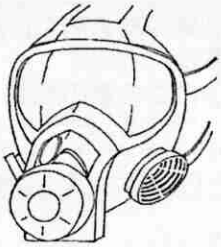




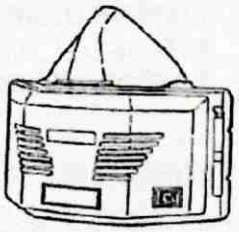


電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



（３）掃除等の実施（特化則第38条の21第9項）

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、**水洗等粉じんの飛散しない方法**によって、**毎日１回以上掃除**しなければなりません。

※「水洗等」には超高性能（HEPA）フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります。

（４）特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

（令和４年３月31日まで経過措置あり→８ページ）

① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法**を**決定**し、労働者を指揮すること

② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置**を１か月を超えない期間ごとに**点検**すること

③ **保護具の使用状況**を**監視**すること

（５）特殊健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

溶接ヒュームを取り扱う作業に**常時従事**する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への 配置換えの際およびその後**６月以内ごとに１回**、定期に、規定の事項について健康診断を実施する（１次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（２次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、**５年間の保存**が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第３号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■溶接ヒュームの健診項目

１次検診	①業務の経歴の調査　②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査　⑤握力の測定
２次健診	①作業条件の調査　②呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「**じん肺健康診断**」の実施（じん肺法第7～9条の2）が必要ですのでご注意ください。

（6）その他必要な措置

溶接ヒュームを取り扱う作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

① **安全衛生教育**（安衛則第35条）

労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項（特に、「呼吸用保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること」など）について、教育を行う。

② **ぼろ等の処理**（特化則第12条の２）

対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

③ **不浸透性の床の設置**（特化則第21条）

作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

④ **立入禁止措置**（特化則第24条）

関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等**（特化則第25条）

対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

⑥ **休憩室の設置**（特化則第37条）

対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。

⑦ **洗浄設備の設置**（特化則第38条）

以下の設備を設ける。

・洗眼、洗身またはうがいの設備
・更衣設備
・洗濯のための設備

⑧ **喫煙または飲食の禁止**（特化則第38条の２）

対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等**（特化則第43条、第45条）

必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3．施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等	・現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和４年３月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。 ※測定を行った場合、「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。				溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)							
					換気風量の増加その他必要な措置(4/1～)							
					再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)							
	・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ・令和４年４月１日以降、特化則と粉じん則に基づく防じんマスクについては、いずれか防護性能の高い方を使用しなければなりません。				呼吸用保護具の選択･使用(4/1～)							
									フィットテストの実施(4/1～)			
特定化学物質作業主任者の選任					選任義務(4/1～)							
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置					実施義務(4/1～)							

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html

条文の参照は、e-GOV 法令検索システム
https://elaws.e-gov.go.jp/

お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署
（所在案内： http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html）

フィットテスト機器整備事業（間接補助金）【新規】

令和4年度要求額　122,960千円

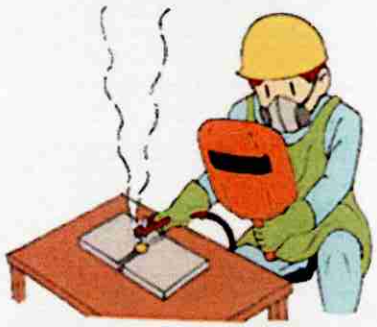
- 金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、発がん性が認められ、神経機能障害を発生させる。

  このため、法令改正により、屋内の溶接作業等では、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具を選定、使用するとともに、１年以内ごとに１回、**フィットテストの実施（適切に装着されていることの確認）が義務付け**られた（令和５年４月１日全面施行）。
- 溶接に従事する者は約30万人、事業者は約１万にのぼり、そのほとんどが資力の乏しい中小企業であるが、中小企業においては年１回のテストのために高価な測定機器を備え付けることは困難である。
- 現段階では、測定機器をレンタルする事業者や出張測定等を行う事業者も限られることから、中小企業事業者等の委託を受けてフィットテストを実施する機関のフィットテストの実施体制が整備されるよう、これらの測定機関に対して、フィットテスト測定機器の購入費用の一部を補助（間接補助金）することにより、中小企業事業者等が改正特化則で義務付けられたフィットテストを円滑に実施できるインフラ体制を整備する。補助対象については、作業環境測定機関、特殊健康診断実施機関に補助を行うことで、中小企業等の負担が少なく、効果的、効率的なフィットテストが可能となることから、これらの機関がテストに対応できるよう機器を購入する場合、補助するもの。

国 → 定額補助金（公募による選定） → 補助事業者 → 間接補助金※（補助率1/2） → 測定機器購入者（作業環境測定機関、特殊健康診断実施機関）

※公募による。

【金属アーク溶接等作業と呼吸用保護具の例】



【フィットテストと機器】



定量的フィットテスト測定機器

マスク内部と外部の物質の濃度を測定し、その比較によりマスクが適切に装着されているか測定するもの。対象経費はフィットテスト測定機器本体（本体に標準装備されている付属品を含む）の購入に要する経費（消費税は除く）。

補助率　1/2　上限50万円（１事業場１台まで）

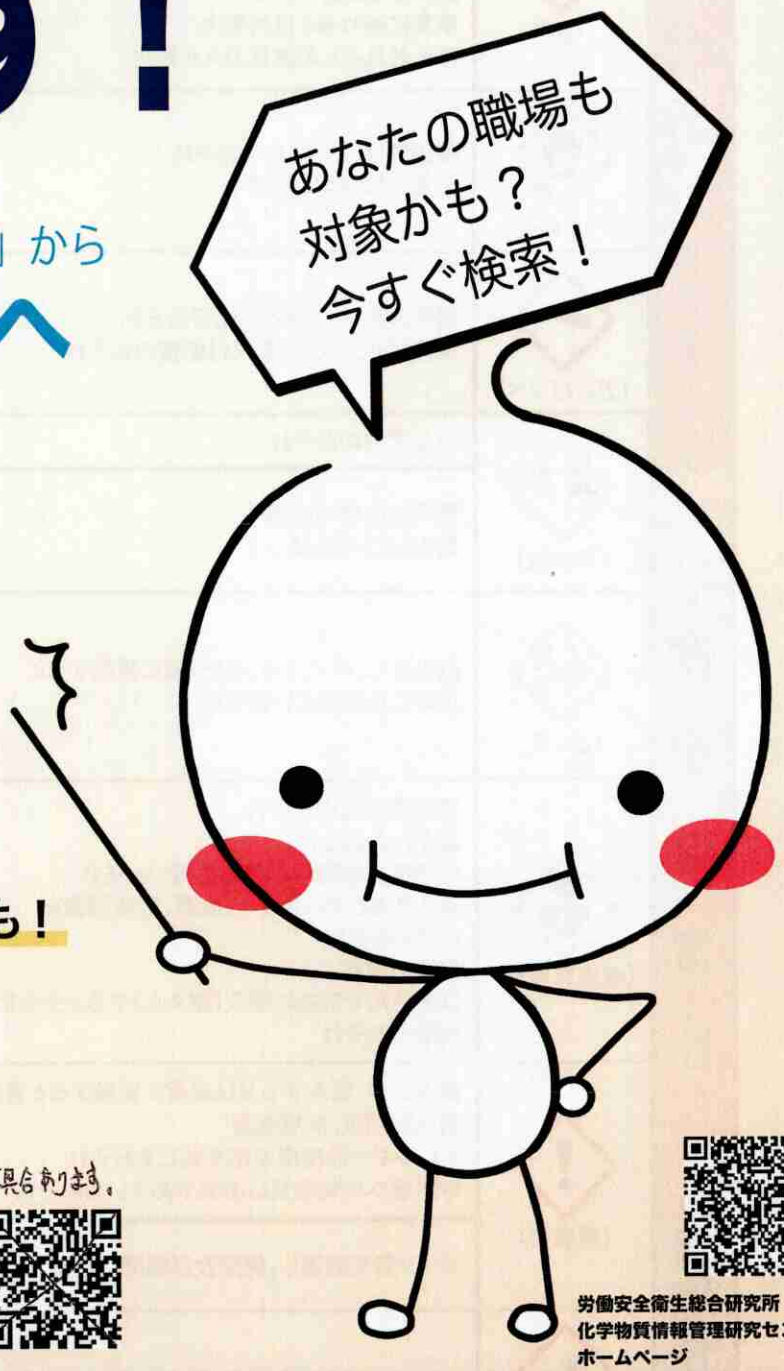
労働安全衛生法 関係政省令が
大きく改正されます！

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

P131
JNIOSH

職場の化学物質管理が変わります！

日本の化学物質管理は「法令の準拠」から
「自律的な管理」へ



- 欧米でも主流の「リスクベース」へ移行！
- 事業者の裁量権を拡大！
- 管理が良ければメリットも！
- 二つの資格を導入!!

“詳しくはwebで”

職場の化学物質管理 検索

労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター
ホームページ

詳しくは、労働安全衛生総合研究所ホームページをご覧ください。

令和４年５月公布、以後順次施行予定



※この絵表示は、国連勧告が定める世界共通の絵表示です。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 化学物質取り扱い時には絵表示を確認!

	絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
危険性	 (爆弾の爆発)	爆発物：大量爆発危険性 爆発物：火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、退避すること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。
	 (炎)	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所で保管すること。
	 (円上の炎)	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
	 (ガスボンベ)	高圧ガス：熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス：凍傷又は傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。
	 (腐食性)	金属腐食のおそれ	他の容器に移し替えないこと。
		重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
健康有害性	 (どくろ)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると生命に危険あるいは有毒	吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気のよいところでのみ使用すること。 マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。 施錠して保管すること。
	 (健康有害性)	遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を起こすおそれ 臓器の障害 飲み込んで気道に侵入（誤えん）すると生命に危険のおそれ	皮膚に付けないこと。 吸入しないこと。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。 換気すること。 身体に異常が見られる、ばく露の懸念がある場合、医師の診察を受けること。
	 (感嘆符)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると有害 強い眼刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激又は眠気やめまいのおそれ	吸入を避けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護具を着用すること。
環境有害性		オゾン層を破壊し、健康及び環境に有害	回収またはリサイクルに関する情報について製造者または供給者に問い合わせること。
	 (環境)	水生生物に非常に強い毒性	環境への放出を避けること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。

注：代表的な事項を抜粋し記載しております。

※この絵表示は国連勧告が定める世界共通の絵表示です

(2022.05)

別添３

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案概要等

第146回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

労働安全衛生規則関係

1　事業場における化学物質に関する管理体制の強化

2　化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

3　リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

4　化学物質の自律的な管理の状況に関する労使等のモニタリング

5　化学物質に起因するがんの把握の強化

1　事業場における化学物質に関する管理体制の強化①

安衛則

1－1　化学物質管理者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

（1）選任が必要な事業場

・リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する
※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の３でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

（2）選任要件

・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

・リスクアセスメント対象物の製造事業場　→　専門的講習（※）の修了者

・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
　→　資格要件無し（専門的講習等の受講を推奨）

（3）職務

・ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
・化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
・化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
・ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

（※）専門的講習のカリキュラムは、以下の内容を厚生労働大臣告示で制定予定

	科目	時間
学科教育	化学物質災害の発生の原因	一時間
	化学物質の危険有害性	二時間
	関係法令	一時間
	化学物質の危険性又は有害性の調査	三時間
	化学物質の危険性又は有害性の調査の結果に基づく措置	二時間
実習	化学物質の危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく措置	三時間

1　事業場における化学物質に関する管理体制の強化②

安衛則

1－2　保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

（1）選任が必要な事業場

・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

（2）選任要件

・保護具について一定の経験及び知識を有する者（要件は通達で示す予定（13頁（※５）と同じ。））

（3）職務

・有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

1－3　雇入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1施行

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種においては一部教育項目の省略が認められているところ、当該省略規定を廃止し、危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育が行われるようにする。

《現行制度》

雇入れ時等教育の教育項目（以下の１～８の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

1．機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
2．安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること
3．作業手順に関すること
4．作業開始時の点検に関すること
5．当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること
6．整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7．事故時等における応急措置及び退避に関すること
8．前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以下の業種以外の業種では、１～４の項目は省略可能
・林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
・製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

2　化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化①

安衛則

2－1　SDS等による通知方法の柔軟化

公布日施行

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができることとする。

（現行）
- 文書の交付
- 相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

（改正案）

事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知を可能とする

- 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- FAX送信、電子メール送信
- 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

2－2　「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

2023(R5).4.1施行

SDSに係る通知事項の一つである「人体に及ぼす作用」について、定期的に確認・更新し、変更内容の通知（※）を行わなければならないこととする。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認 → 変更があるときは、確認後1年以内に更新 → 変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等についても、同様の更新及び通知を努力義務とする。

2－3　SDS等による通知事項の追加及び含有率表示の適正化

2024(R6).4.1施行

- SDSに係る通知事項として、新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加する。
- SDSに係る通知事項の一つである「成分及びその含有量」における、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載を求めることとする。（※製品により、含有量に幅があるものについては、濃度範囲による表記も可。）

2　化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化②

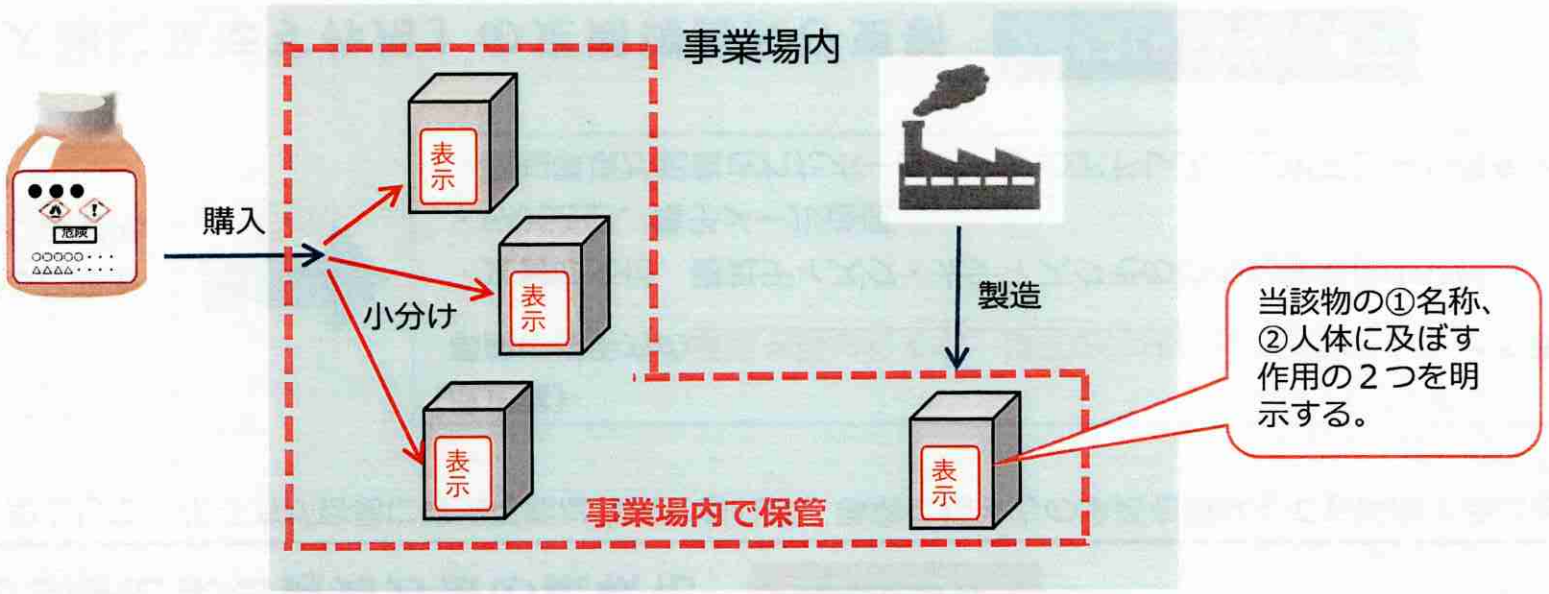
安衛則

2－4　化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

労働安全衛生法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（以下「ラベル表示対象物」という。）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合　・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



○　化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成24年厚生労働省告示第133号）の改正

２－１から２－４までの改正に伴い、以下の改正を行う。

・　事業者が容器等に入った化学物質を労働者に取り扱わせる際、容器等に表示事項をすべて表示することが困難な場合においても、最低限必要な表示事項として、「人体に及ぼす作用」を追加する。

・　労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認める。

3　リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化①

安衛則

3－1　リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

2023(R5).4.1施行

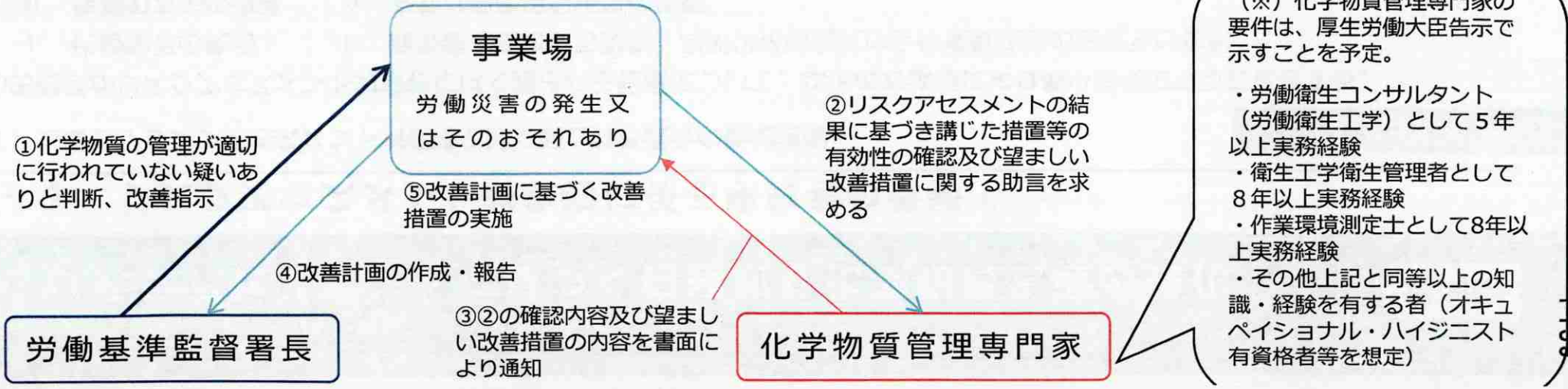
リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが３年以内に実施される場合は３年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならないこととする。

2024(R6).4.1施行

3－2　化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

・労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示することとする。

・改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（※化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならないこととする。



3　リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化②

安衛則

3－3　リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務①

（1）労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

2023(R5).4.1施行

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。

ⅰ　代替物等の使用　　ⅱ　発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働

ⅲ　作業の方法の改善　　ⅳ　有効な呼吸用保護具の使用

2024(R6).4.1施行

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより，労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「ばく露管理値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度基準（以下「ばく露管理値」という。）以下とする。

（2）（1）に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

2023(R5).4.1施行
((1)①に係る部分)

2024(R6).4.1施行
((1)②に係る部分)

（1）に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、㈠労働者の意見を聴く機会を設けることとし、㈡記録を作成し、３年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）（※）については30年間）保存することとする。

（3）リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

2023(R5).4.1施行

（1）①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。

※がん原性物質は、厚生労働大臣告示で示すことを予定。

・GHS分類で発がん性区分１の物質
・労働安全衛生法第28条第３項の規定に基づく健康障害を防止するための指針（いわゆる「がん原性指針」）の対象物質

3　リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化③

安衛則

3－3　リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務②

2024(R6).4.1施行

（4）リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。

（1）②のばく露管理値設定物質について、労働者が（1）②のばく露管理値を超えてばく露したときは、速やかに、医師等による健康診断を実施することとする。

上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、5年間（がん原性物質に係る健康診断については30年間）保存することとする。

（5）がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を30年間保存することとする。

○　労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年厚生労働省告示第3号）の改正

当該指針について、以下の改正を行う。

- 化学物質管理者の選任、ばく露管理値の設定等、上記3の省令改正事項を反映する。
- 「リスクの見積り」において、最新の知見を踏まえ、感作性物質、経皮吸収による健康障害、麻酔作用を有する化学物質に係る留意事項を追加する。
- 「リスクの見積り」方法について、最新の知見を踏まえ、個人ばく露測定や生物学的モニタリング等の方法を追加する。

3　リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化④

安衛則

3－4　化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→　保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

- **努力義務**　**2023(R5).4.1施行**　→　- **義務**　**2024(R6).4.1施行**

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→　保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：**努力義務**　**2023(R5).4.1施行**

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2023(R6) 4.1
ある（①）	努力義務	義務
不明（②）	努力義務	
ないことが明らか	（皮膚障害等防止用保護具の着用は不要）	

4　化学物質の自律的な管理の状況に関する労使等のモニタリング
5　化学物質に起因するがんの把握の強化

安衛則

4　衛生委員会の付議事項の追加

2023(R5).4.1施行

衛生委員会における付議事項に以下の事項（３－３（１）及び（４）関係）を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける（※）。

①　労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること

②　３－３（１）②のばく露管理値設定物質について、労働者がばく露される程度を３－３（１）②のばく露管理値以下とするために講ずる措置に関すること

③　リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果及びその診断結果に基づき講ずる措置に関すること

④　ばく露管理値設定物質について、労働者がばく露管理値を超えてばく露した際に実施した健康診断の結果、講ずる措置に関すること

（※）衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の２に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならないこととする。

5　がん等の遅発性疾病の把握の強化

2023(R5).4.1施行

化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、１年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならないこととする。

2

有機則・特化則・鉛則・四アルキル鉛則・粉じん則等関係

6　化学物質管理の水準が一定以上の場合の個別規制の適用除外

7　作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

8　ばく露の程度が低い場合における健康診断の頻度の緩和

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

6　化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場については、当該認定に係る特別規則（※１）について個別規制の適用を除外し、当該特別規則の適用物質に係る管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができることとする。

2023(R5).4.1施行

<認定の主な要件>

①認定を受けようとする事業場に、専属の化学物質管理専門家（※２）が配置されていること。

②過去３年間に、各特別規則が適用される化学物質等による死亡又は休業４日以上の労働災害が発生していないこと。

③過去３年間に、各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分であったこと。

④過去３年間に、各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいなかったこと。
（粉じん則については、じん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理２以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定されていた者でより上位の区分に決定された者がいなかったこと。）

（※１）所轄都道府県労働局長の認定は、事業者からの申請に基づき、特化則、有機則、鉛則又は粉じん則の各省令ごとに別々に行い、当該認定に係る省令についての個別規制について適用除外とする。

（※２）化学物質管理専門家の要件は、厚生労働大臣告示で示すことを予定
- 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）として５年以上実務経験
- 衛生工学衛生管理者として８年以上実務経験
- 作業環境測定士として８年以上実務経験
- その他上記と同等以上の知識・経験を有する者（オキュペイショナル・ハイジニスト有資格者等を想定）

7　作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化①

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

P14

2024(R6).4.1施行

）作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

①当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家（※１）の意見を聴くこと。

②当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。

）上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務

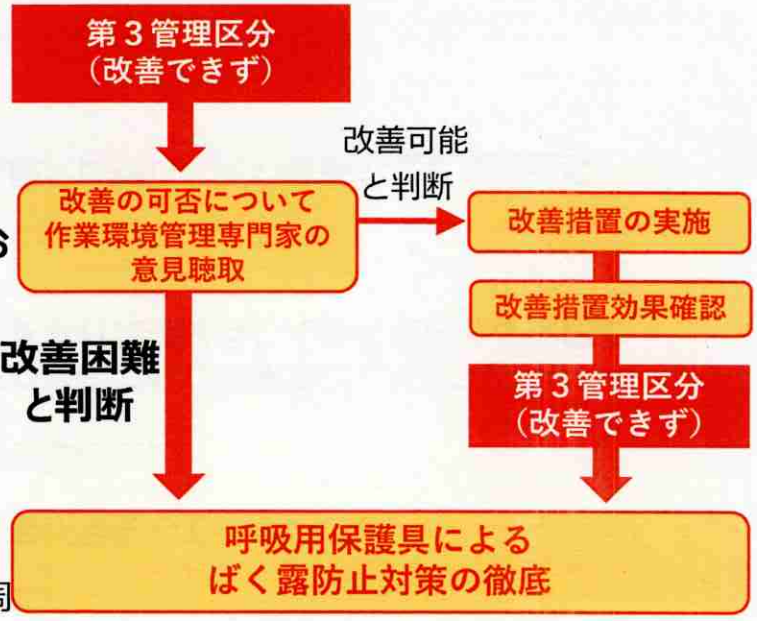
①個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定（※２）を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用（※３）させること。

②①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※４）すること。

③保護具着用管理責任者（※５）を選任し、（２）及び（３）の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。

④(１)①の作業環境管理専門家の意見の概要及び(１)②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。

⑤上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署に届け出ること。



）（２）の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

①６月以内ごと（鉛の場合は１年以内ごと）に１回、定期に、個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定（※２）を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用（※３）させること。

②１年以内ごとに１回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※４）すること。

（※１）作業環境管理専門家の要件は、通達で示す予定。
労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）として３年以上実務経験、衛生工学衛生管理者として６年以上実務経験、作業環境測定士として６年以上実務経験、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者。

（※２）（※３）（※４）の事項については、厚生労働大臣告示で示すことを予定（概要は次頁参照）。

（※５）保護具着用管理責任者の要件は、衛生管理者等の一定の経験及び知識を有する者であること等を、通達で示す予定

7　作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化②

特化則	有機則
鉛則	粉じん則等

2024(R6).4.1施行

4）その他

①作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、上記(１)(２)の措置を講ずるまでの間の応急的な呼吸用保護具についても、有効な呼吸用保護具を使用（前頁※３）させること。

②個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を３年間（粉じんに係る測定結果及び評価結果については７年間）保存すること。

※　今回の改正に伴い、石綿則、粉じん則についても同様に、作業環境測定の結果等に関する労働者への周知規定を設ける。

以下の事項は、厚生労働大臣告示で定める予定。

１）個人サンプリング法等による濃度測定方法等

・デザイン及びサンプリングは、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定（個人サンプリング法）について登録を受けている作業環境測定士に実施させること。

・濃度の測定方法及び分析方法は、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）を準用する。測定は、原則として個人サンプリング法によること。

２）有効な呼吸用保護具の選択方法

・呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数（※）を有するものでなければならないものとする。

※　指定防護係数とは、呼吸用保護具の種類等に応じて定められている防護性能を示す値のことをいう。

・要求防護係数は次の式により計算するものとする。

PF_R（要求防護係数）　＝　C（測定対象物の濃度の値）　／　C_0（大臣が別途定める濃度の基準）

※　Cは、作業環境評価基準第３条の計算に基づく第一評価値等を用いる（第一評価値等については、インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具（平成24年厚生労働省告示第579号）二から三までに掲げるものと同様とする予定。）。

３）呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認方法

・呼吸用保護具の装着の確認方法は、当該呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、日本産業規格Ｔ8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（フィットファクタ）を求め、当該フィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタ以上であること確認する方法とする。

8　ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

特化則　有機則　p148
鉛則
四アルキル鉛則

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は６月以内ごとに１回）を１年以内ごとに１回に緩和できることとする。

2023(R5).4.1施行

＜改正の内容＞

	現行		改正案
特殊健診の実施頻度	６月以内に１回実施	⇒	リスクに応じて、 （区分１）**１年以内に１回実施** （区分２）６月以内に１回実施

要件	実施頻度
下のいずれも満たす場合（区分1） ①当該労働者が作業する単位作業場所における**直近３回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。**（※四アルキル鉛を除く。） ②**直近３回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。** ③直近の健康診断実施日から、**ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。**	次回は**１年以内に１回**（実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。）
記以外(区分２)	次回は６月以内に１回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を１年以内ごとに１回に見直すことが望ましい。

※四アルキル鉛については、作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、①の要件を除き、②及び③の要件を満たす場合に適用することとする。

3

施行スケジュール

施行期日

	2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化		2024(R6).4.1施行
雇入れ時等教育の拡充		2024(R6).4.1施行
ＳＤＳ等による通知方法の柔軟化	公布日施行	
「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	2023(R5).4.1施行	
通知事項の追加及び含有率表示の適正化		2024(R6).4.1施行
事業場内別容器保管時の措置の強化	2023(R5).4.1施行	
リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	2023(R5).4.1施行	
化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示		2024(R6).4.1施行
ばく露を最小限度にすること （ばく露をばく露管理値以下にすること）	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	2023(R5).4.1施行	
リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等		2024(R6).4.1施行
がん原性物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行	
化学物質への直接接触の防止 （健康障害を起こすおそれのある物質関係）	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
衛生委員会付議事項の追加	2023(R5).4.1施行	
化学物質によるがんの把握強化	2023(R5).4.1施行	
管理水準良好事業場の特別規則適用除外	2023(R5).4.1施行	
第三管理区分事業場の措置強化		2024(R6).4.1施行
特殊健康診断の実施頻度の緩和	2023(R5).4.1施行	

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に

剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を ～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、**意識不明、視覚障害等となる事案が多発**しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
  ※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして防毒マスク、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用

  注意 **防毒マスクを使用していても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！**
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

（注）他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

	ベンジルアルコール ※未規制物質	ジクロロメタン ※特定化学物質
有害性	・中枢神経系、肝臓に障害 ・強い眼刺激 ・眠気またはめまいのおそれ ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害	・発がんのおそれ ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害 ・強い眼刺激、皮膚刺激 ・眠気またはめまいのおそれ ・吸入すると有害
主な対策	・送気マスクまたは防毒マスクの使用（防毒マスク使用時は、吸収缶の破過に注意） ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用 ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など	

（注）ジクロロメタンは特定化学物質であり、作業主任者の選任、健診実施などの義務もある。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

放射線業務を行う事業主の皆さまへ

令和３年４月１日から、

「改正電離放射線障害防止規則」が施行されます

厚生労働省では、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」）と「電離放射線障害防止規則第３条第３項並びに第８条第５項及び第９条第２項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」（以下「告示」）を改正し、令和３年４月１日から施行・適用します。

今回の改正では、眼の水晶体の被ばく限度の見直しなどを行っています。

事業者の皆さまは、改正後の電離則および告示に基づき、労働者の電離放射線障害防止のための措置を講じるよう、よろしくお願いします。

今回の改正内容		
1	放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ	（電離則第5条）
2	線量の測定および算定方法の一部変更	（電離則第8条・告示第3条）
3	線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加	（電離則第９条）
4	電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更	（電離則様式第２号）
5	上記１に関する経過措置	（改正電離則附則）

※下線部は改正内容

1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、**５年間につき100mSv**および**１年間につき50mSv**を超えないようにしなければなりません。

2 線量の測定および算定方法の一部変更

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、**１cm線量当量、３mm線量当量および70μm線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるもの**について行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、**１cm線量当量、３mm線量当量または70μm線量当量のうちいずれか適切なもの**によって行うことが必要です。

3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、**３か月ごと、１年ごとおよび５年ごとの合計**を算定・記録・保存することが必要です。

4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

上記１に伴い、受診労働者数の欄中「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が、**「20mSv以下の者」、「20mSvを超え50mSv以下の者」および「50mSvを超える者」**に変わります。また、全区分の欄に**「検出限界未満の者」**の項目が追加されます。

5 上記１に関する経過措置

一定の医師※については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。

- 眼の水晶体に受ける等価線量の限度

・令和３年４月１日～令和５年３月31日の間　　１年間につき50mSv
・令和５年４月１日～令和８年３月31日の間　３年間につき60mSvおよび１年間につき50mSv

※ 放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が５年間につき100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの。

このリーフレットに関するご質問などについては、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま　（R4.1）

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で**飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症**するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。　※船舶は鋼製のものに限ります。以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

■工事対象となる全ての部材について、**石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を３年間保存することが義務**です

■建築物及び船舶の事前調査は、**厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務**になります（令和５年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

■石綿が含まれている**保温材等の除去等工事の計画は１４日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務**です

■**一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム**（スマホも可）**で報告することが義務**になります（令和４年４月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

■除去工事が終わって作業場の**隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務**です

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

■石綿が含まれている**仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務**です

■石綿が含まれている**けい酸カルシウム板第１種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務**です

■石綿が含まれている**成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務**です

写真等による作業の実施状況の記録

■石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、**作業の実施状況を写真等で記録し、３年間保存することが義務**です

石綿対策の規制が強化されています

改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

＊下線部が令和２年７月公布の改正省令による改正事項

石綿飛散の危険性

高 ← → 低

レベル１建材	レベル２建材	けい酸カルシウム板第１種(破砕時) 仕上塗材(電動工具での除去時)	レベル３建材
			

計画届の提出＊14日前まで
(レベル２まで拡大)

事前調査結果等の報告（一定規模以上の工事が対象）

- **■事前調査の実施**
  - ＊調査方法を明確化　＊資格者による調査
  - 調査結果の３年保存、現場への備え付け
- **■作業計画の作成**
  - 作業計画に基づく作業状況などの写真などによる記録・３年保存
- **■掲示**
- **■作業時に建材を湿潤な状態にする**
- **■マスク等の使用**
- **■作業主任者の選任**
- **■作業者に対する特別教育の実施**
- **■健康診断の実施**

- ■作業場所を隔離し、負圧を維持
- ■集じん・排気装置の初回時・変更時の点検
- ■作業前・作業中断時の負圧点検
- ■隔離解除前の取り残し確認

作業場所の隔離

[参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

（レベル１建材のみ）計画届の提出

（レベル２建材のみ）作業届の提出

（全てのレベルで実施）
事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、
マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

（レベル１・２建材）
作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで■

規制内容＼工事の種類	全ての解体・改修工事		
	建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の３年保存	●	●	●
事前調査に関する資格者要件	●		●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）	●※1	●※2	●※3
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）	●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）	●※4	●※4	●※4

※１ 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る
※２ 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る
※３ 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る
※４ 吹付石綿等（レベル１建材）または石綿含有保温材等（レベル２建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にあっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）■

主な規制内容＼作業の種類	吹付石綿、保温材等の除去等	けい酸カルシウム板第１種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●			
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・３年保存	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●

規制内容の詳細・解説

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和３年４月１日施行

■工事対象となる全ての部材について事前調査が必要

■事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要

■事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

◆「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう

◆目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査

◆石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない

・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
・その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法

◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい

・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認

◆以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要

・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
・工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

工事開始前の石綿の有無の調査　令和５年10月１日施行

■事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆建築物の事前調査を実施することができる者

・特定建築物石綿含有建材調査者
・一般建築物石綿含有建材調査者
・一戸建て等石綿含有建材調査者
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
・令和５年９月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆船舶の事前調査を実施することができる者

・小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了考査に合格した者（別途告示で定める予定）

◆分析調査を実施することができる者

・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

令和３年４月１日施行

■調査結果の記録は、３年間保存する必要

■調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

◆調査結果の記録項目

・事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
・事前調査の終了年月日
・工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
・事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

工事開始前の労働基準監督署への報告　令和４年４月１日施行

報告対象工事・報告内容

◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- 焼却設備
- 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- 遮音壁、軽量盛土保護パネル

④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事

◆電子システムで報告が必要な内容

- 事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- 事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- 工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- 床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- 石綿作業主任者の氏名
- 事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- 作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

◆報告の方法

- 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- 平成18年９月１日以降に着工した工作物、船舶について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和３年４月１日施行

■隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要

■作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要

■除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

◆負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

◆取り残しがないことの確認ができる資格者

・除去作業の石綿作業主任者
・事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

◆取り残しがないことの確認は、分析等は不要

石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制　令和３年４月１日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

◆作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

成形板等の除去工事に対する規制 令和２年10月１日施行

■石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く ）

■けい酸カルシウム板第１種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和３年４月１日施行

・石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

写真等による作業の実施状況の記録　令和３年４月１日施行

■３年間保存すべき記録の内容・記録方法

◆以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、３年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

①事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況

②隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況

③集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況

④作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）

※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要

⑤除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況

⑥作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

◆記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

労働者ごとの作業の記録項目の追加　令和３年４月１日施行

40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

◆事前調査結果の概要

６ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

◆作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録

厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

石綿（アスベスト）の有無の

事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？



- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
  ※２０２３年１０月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。

詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

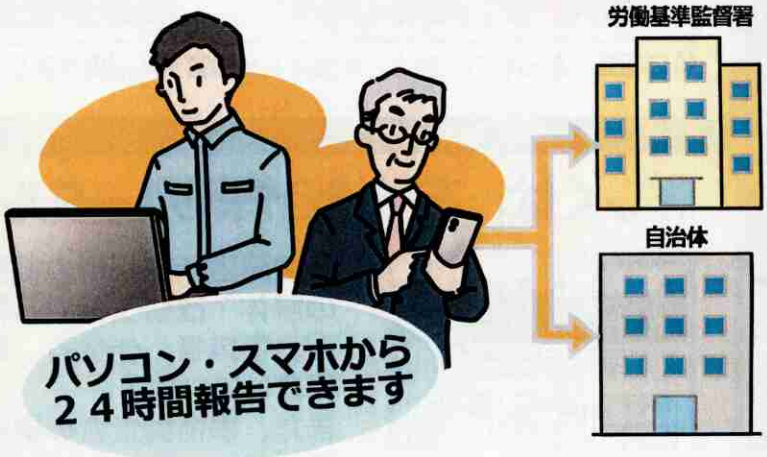
事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp

※システムは2022年３月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。
※システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。gビズIDの発行手続きは↓
https://gbiz-id.go.jp/top/

石綿事前調査結果報告システム　検索



P166

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 （建築物に設ける建築設備を含む）	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

※１　建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※２　定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※３　報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。

解体・改修工事の事前の措置

情報提供（発注者・注文者）【８条、９条】

事前調査・結果の報告【3条、4条の2】※

石綿有り または有りとみなし

作業計画【４条】※

労働基準監督署への**事前の届出**（吹付・保温材等の工事の場合）【安衛法88条、安衛則86、90条】※【5条】※

作業時の措置※

- **発生源対策**
  湿潤化【13条】
- **ばく露防止対策**
  呼吸用保護具・保護衣【14条等】
- **隔離**【6条、6条の2、6条の3】
- **立入禁止**【７条】
- **管理**
  石綿作業主任者【19条、20条】
  特別教育【27条】
  掲示【34条】
  作業の記録【35条、35条の2】
  保護具等の管理【46条】　等

特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。　※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業者、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。
また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト　検索

事業者・一人親方の皆さまへ

2023年４月１日から 危険有害な作業※を行う事業者は 以下の１、２に対して一定の保護措置が義務付けられます

１ 作業を請け負わせる一人親方等
２ 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

・労働安全衛生規則　・有機溶剤中毒予防規則　・鉛中毒予防規則　・四アルキル鉛中毒予防規則　・特定化学物質障害予防規則、
・高気圧作業安全衛生規則　・電離放射線障害防止規則　・酸素欠乏症等防止規則　・粉じん障害防止規則　・石綿障害予防規則
・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

１ 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行う**こと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知する**こと
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知する**こと

２ 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知する**こと
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止とする**こと
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させる**こと
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示する**こと

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 都道府県労働局・労働基準監督署　2022年４月作成

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。
三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第１項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。
今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。
何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。
また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。
労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

別添３

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案 概要

令和４年３月23日

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

１．改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第３項において、事業者は、有害な業務（※）に従事する労働者に対し、歯科医師による健康診断（以下「歯科健康診断」という。）を行わなければならないとしており、その具体的内容について労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第48条で定めている。

（※）労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第３項において、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化（ふっ）水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されている。

- また、安衛則第52条の規定により、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、歯科健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなっている。
- 今般、歯科健康診断の実施状況について、令和元年度に一部地域で実施した自主点検の結果により、常時使用する労働者が50人未満の事業場においては、歯科健康診断の実施率が非常に低いことが判明した。
- また、同じく有害業務に従事する労働者に対する健康診断として特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）や有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等において規定されている健康診断（以下「特殊健康診断」という。）においては、事業場の人数にかかわらず、全ての事業者に対して、当該健康診断の実施について報告義務が課されている。
- そこで、他の特殊健康診断と同様に歯科健康診断の報告義務についても、実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るため、事業場の人数にかかわらず、実施報告の義務付けを行うこととし、安衛則第52条等について所要の改正を行うものである。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

2．改正の内容

- 歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第48条の歯科健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとする。
- 加えて、現行の定期健康診断結果報告書（安衛則様式第６号）から、歯科健康診断に係る記載欄を削除することとし、歯科健康診断に係る報告書として、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第６号の２）」を新たに作成する。報告事項は様式第６号により報告を求めていた事項に加え、法定の歯科健康診断対象労働者が従事する有害な業務内容を把握するため、様式第６号の２には、様式第６号には記載欄がなかった歯科健康診断に係る有害な業務の内容等の記載欄を追加することとする。
- その他所要の改正を行う。

3．施行時期

- 令和４年10月１日（予定）

4．参照条文（労働安全衛生規則（抄））

（歯科医師による健康診断）

第四十八条　事業者は、令第二十二条第三項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についた後六月以内ごとに一回、定期に、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

（健康診断結果報告）

第五十二条　常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四条、第四十五条又は第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行なつたときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第六号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年４月から**原則屋内禁煙が義務化**されています。
職場での受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひご活用ください。

対象となる事業主

次の（１）～（３）すべてに該当する事業主が対象です。

（１）	労働者災害補償保険の適用事業主
（２）	次のいずれかに該当する中小企業事業主

業種		常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	１億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	３億円以下

※１　労働者数か資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

（３）	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

助成の対象となる措置

健康増進法で定める既存特定飲食提供施設に限ります。

①	**喫煙専用室**の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外の使用×
②	**指定たばこ専用喫煙室** の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外の使用○

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～②の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	**飲食店を営んでいる事業者は2／3** **それ以外は１／２**	100万円

・交付は事業場単位とし、**１事業場につき１回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
・同じ事業場で複数の場所に措置※2 を講じる場合は、１件の申請としてまとめて申請してください。
※2 同時期に行う措置で、①～②のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。

厚生労働省・都道府県労働局

留意事項

この助成金の受給にあたっては、**喫煙専用室の設置などの事業計画の内容が技術的および経済的な観点から妥当であることが必要**です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙専用室の設置・改修	60万円/㎡
②指定たばこ専用喫煙室などの設置・改修	

例）　主たる産業分類が飲食店以外の事業場が３㎡の喫煙専用室の設置・改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として３㎡×60万円/㎡＝**180万円まで（助成額にして90万円まで）**しか認められません。

交付申請に必要な書類　＊印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書＊
2	受動喫煙の防止に係る事業計画＊
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類＊
4	措置を講じる場所の工事前の写真（申請日から３か月以内に撮影したもの）
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し**（２業者以上必要）**
9	事業開始の特例に係る申請書（交付決定前に契約、支払などを行う場合のみ）
10	その他都道府県労働局長が必要と認める書類（既存特定飲食提供施設であることを確認できる資料等を含む）

労働局で保有している情報から助成事業者が要件に該当するか判断がつかない場合など、内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合がありますので、ご留意ください。

事業実績報告に必要な書類　＊印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書＊
2	受動喫煙の防止に係る事業結果概要報告書＊
3	受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
4	交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し（複数回変更している場合は、すべての写し）
5	工事に関しての領収書、経費についての内訳の写し、領収書の金額が正しいことを証する書面（振込明細書など）
6	措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

申請手続の流れ

申請内容の検討
交付要綱などを読み、この助成金の制度を把握し、申請書の作成、関係資料を準備しましょう。不明な点があれば、所轄の都道府県労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）や相談支援業務の相談ダイヤル（最終ページ参照）にお気軽にご相談ください。

交付申請
申請書類を２部ずつ、所轄の**労働局（労働基準部健康課または健康安全課）**に提出してください。労働局での審査期間は原則１か月以内です。

交付決定通知書受領
助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」を発行します。
この交付決定通知書を受領してから、工事に着手してください。
※原則、施工業者との契約や支払いも、交付決定通知書を受領してから行ってください。

工事の発注・施工
交付決定の内容に従って工事を実施してください。
事業内容に変更がある場合は、「交付決定内容変更承認申請書」を所轄の労働局に提出し、承認を受ける必要があります。

工事費用の支払い
工事が完了したら費用を支払い、領収書と明細を受領してください。
分割払いや親会社の支払い、リース契約による支払いの場合には、助成金は交付できませんので、ご注意ください。

事業実績報告
報告書類を２部ずつ、所轄の**労働局（労働基準部健康課または健康安全課）**に提出して、実績報告をしてください。
報告は、交付決定の際に指定された期日までに行ってください。

交付額確定通知書受領
最終的に助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書」を発行します。

請求書の提出
所定の様式の請求書に、助成金の振込先として指定する口座等の情報について記載し、所轄の**労働局（労働基準部健康課または健康安全課）**に提出してください。

助成金の受領
請求書の提出時に指定した口座に、助成金を振り込みます。

消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還
この助成金に係る仕入控除税額が確定したら、**遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度６月30 日までに**所定の様式に従って、所轄の**労働局（労働基準部健康課または健康安全課）**に提出してください（仕入控除税額がゼロ円の場合を含む）※。

実施状況報告
設置した設備の運用状況や帳簿・書類の保存状況について、交付額確定の際に指示されたとおり、所轄の**労働局（労働基準部健康課または健康安全課）**に報告してください。**毎年の報告が必要です。**

※ 仕入控除税額があることが確定した場合の返納方法については、都道府県労働局に確認してください。

申請に当たっての注意点

▶ この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です。**助成金の交付要綱、交付要領、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。

▶ 偽りや**その他**の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、**助成金の返還を求めることがあります。**また、５年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

▶ 受付は原則申請順とし、**申請額が予算額に到達した場合、申請受付を締め切る予定**です。お早めに

厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速に関する要件の満たし方など、助成金の申請の際に参考になる助言・相談を行っています。
利用はすべて無料です。ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

◆相談支援・周知啓発業務

① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います（必要に応じて実地指導も実施）。
② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。
④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての**職場の方がご利用いただけます。

【相談ダイヤル】 **050-3537-0777**
【ホームページ】 http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke
【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

厚生労働省のホームページ

◆職場における受動喫煙防止対策について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

◆受動喫煙防止対策助成金（申請様式のダウンロードや、本助成金の手引きなど）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html

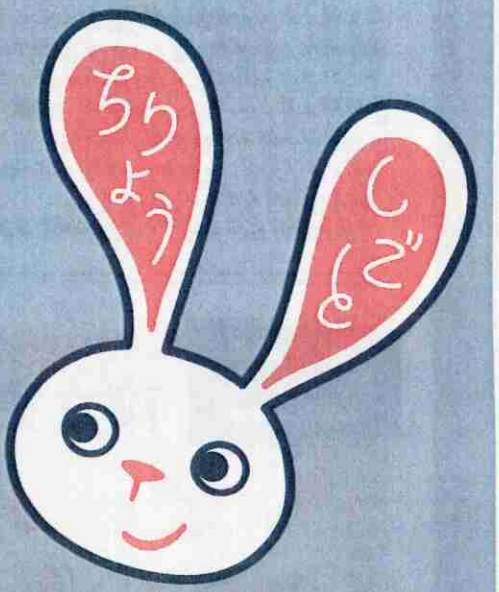
ご不明な点は、**事業場のある都道府県労働局**にご相談ください。

助成金の申請・相談等：**労働基準部健康課または健康安全課**

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

治療と仕事の両立
応援します！





治療と仕事の両立支援

両立支援の進め方をまとめたガイドラインをご活用ください。

詳しくはこちら

「治療と仕事の両立支援」を進めるための4つのポイント



1. 基本方針や具体的な対応方法などルールを作成。全ての労働者に周知し、治療と仕事が両立しやすい職場環境を作りましょう。
2. 労働者、管理職に対して研修などを行い、意識啓発を図りましょう。
3. 両立支援は職場に復帰したい人の申出から始まります。安心して相談・申出が行えるような相談窓口を明確にして周知しましょう。
4. 治療に配慮するため、休暇制度や勤務制度などを実情に応じて検討や整備をしていきましょう。

ご活用ください　治療と仕事の両立支援を進めるための指針

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン



それまで健康だった人が病気にかかり治療が必要になると、以前のように働けなくなるケースが出てきます。治療しながら働きたい人にとっては、治療と仕事の両立は大きな問題です。

一方で、事業場において治療と仕事の両立を図るための取組みが行われることで、継続的な人材確保、働く人の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上などにつながりますが、治療と仕事の両立支援の取組状況は事業場によってさまざまであり、支援方法や関係者との連携に悩む担当者も少なくありません。

「事業場における治療と仕事の両立支援ガイドライン」(厚生労働省)には、両立支援を行うための留意事項や環境整備・支援の進め方が記載されています。また、企業と主治医がやりとりを行う文書の様式例や、両立支援プランの様式も掲載されています。

さらに、ガイドラインの参考資料として作成された「企業・医療機関連携マニュアル」では、企業と医療機関との連携が事例形式で具体的に示されておりますので、ぜひご活用ください。

治療と仕事の両立支援ポータルサイト

治療 両立ナビ　検索

治療と仕事の両立支援助成金

環境整備コース

制度活用コース

事業者の方が労働者の傷病の特性に応じた治療と仕事の両立支援制度を導入または適用した場合に事業者が費用の助成を受けることができる制度です。

労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

産業保健関係助成金　検索

両立支援の検討は働く人の申出からスタートします

両立支援における医療機関と企業のやりとり

働く人

勤務情報提供書作成

①働く人(患者)は医療機関に業務内容などを記載して提出します。



意見書の提出

③医療機関が作成した「意見書」を企業の相談窓口などに提出します。

① 勤務情報提供書

② 意見書

③ 意見書

④ 両立支援プラン

医師

意見書の作成

②業務内容などを参考に職場での配慮事項をまとめた意見書を、働く人(患者)に渡します。



企業

両立支援プランの作成

④「意見書」をもとに、働く人(患者)の要望などを話し合いながら必要な支援プランを作成します。





都道府県ごとにある産業保健総合支援センターをご活用ください。専門の相談員が「治療と仕事の両立支援」をお手伝いします。

ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

お問い合わせ　「治療と職業生活の両立支援広報事業」事務局
E-mail：info@chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

治療 両立ナビ　検索

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業では**ドライバー不足が深刻化**しており、**我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするため**には、**ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要**があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、**荷主の理解と協力が必要不可欠**です。

※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

■ 改正事項

令和元年７月１日から施行

①荷主の配慮義務が新設されました

●荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。

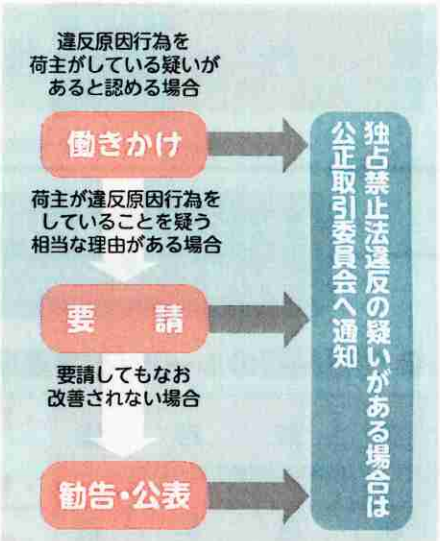
②荷主への勧告制度が拡充されました

●荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
●荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

③違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います

（令和５年度末までの時限措置）

●国土交通大臣は、**「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)**をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める**「働きかけ」**を行います。
●荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、**「要請」**や**「勧告・公表」**を行います。
●トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、**「公正取引委員会に通知」**します。



※違反原因行為の例



荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生
⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ



適切な運行では間に合わない到着時間の指定
⇒最高速度違反を招くおそれ



積込み直前に貨物量を増やすよう指示
⇒過積載運行を招くおそれ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

農林水産省

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

国土交通省

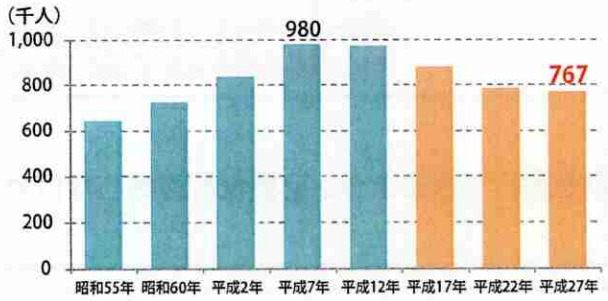
公益社団法人 全日本トラック協会

都道府県トラック協会

- トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。
- 我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、荷主側の理解と協力の下で、ドライバーの労働条件の改善等の働き方改革を進める必要があります。
- 荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をしなければなりません。

トラック運転者はピーク時より減少

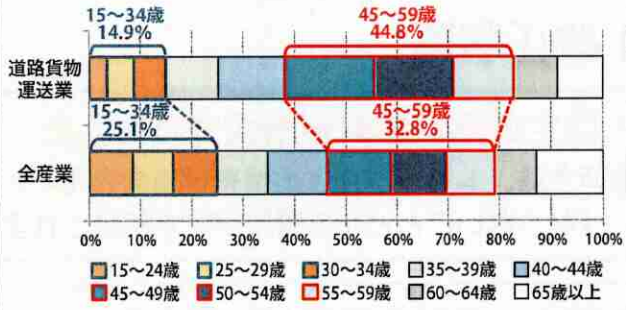
道路貨物運送業における自動車運転従事者数の推移



(出典) 国勢調査を基に作成

トラック運転者は高齢化

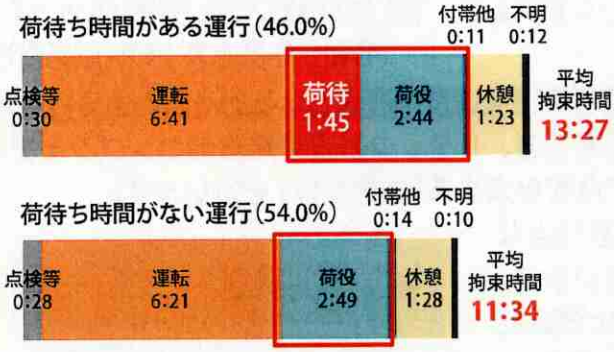
道路貨物運送業と全産業の年齢階級別就業者数構成比比較



(出典) 労働力調査 (平成 30 年 12 月) より作成

長時間の荷待ち・荷役作業が発生

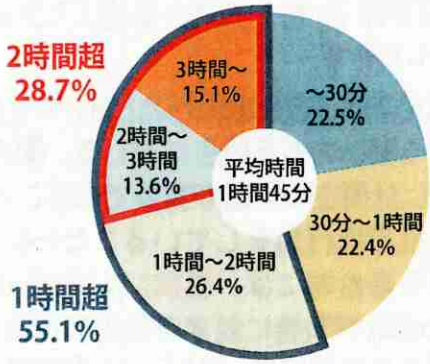
1 運行あたりの平均拘束時間とその内訳



(出典) トラック輸送状況の実態調査 (平成 27 年)

2 時間を超える荷待ちが約3割

1 運行あたりの荷待ち時間



(出典) トラック輸送状況の実態調査 (平成 27 年)

トラック運送事業者はトラックドライバーに以下の労働時間のルールを守らせる必要があり、違反した場合は処分を受けることになります

● **労働時間のルール「改善基準告示」** 厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・1 日　原則 13 時間以内 最大 16 時間以内(15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1 か月　293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・継続 8 時間以上
運転時間	・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	・4 時間以内

詳しくは厚生労働省の HP (https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html) をご覧ください。



2020年（令和2年）6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます！

パワーハラスメント防止措置が事業主の義務（※）となります！

【労働施策総合推進法の改正・指針の内容】

※中小事業主は、2022年（令和4年）4月1日から義務化されます。
（それまでは努力義務）
早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、

職場において行われる**①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの**であり、**①～③までの要素を全て満たすもの**をいいます。

※　客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワハラの3要素	具体的な内容
①優越的な関係を背景とした言動	○　当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの （例） ・　職務上の地位が上位の者による言動 ・　同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの ・　同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの　等
②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動	○　社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの
③労働者の就業環境が害される	○　当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること ○　この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当

■　個別の事案について、その該当性を判断するに当たっては、当該事案における様々な要素（※）を総合的に考慮して判断することが必要です。

※　当該言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者の関係性、当該言動により労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等

■　また、その判断に際しては、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要です。

＜職場におけるパワハラに該当すると考えられる例／該当しないと考えられる例＞

以下は代表的な言動の類型、類型ごとに典型的に職場におけるパワハラに該当し、又は該当しないと考えられる例です。**個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、例は限定列挙ではないことに十分留意し、職場におけるパワハラに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応するなど、適切な対応を行うことが必要です。**

※　例は優越的な関係を背景として行われたものであることが前提

代表的な言動の類型	該当すると考えられる例	該当しないと考えられる例
(1) 身体的な攻撃 （暴行・傷害）	①　殴打、足蹴りを行う ②　相手に物を投げつける	①　誤ってぶつかる
(2) 精神的な攻撃 （脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）	①　人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ②　業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う ③　他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行う ④　相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛てに送信する	①　遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して一定程度強く注意をする ②　その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、一定程度強く注意をする
(3) 人間関係からの切り離し （隔離・仲間外し・無視）	①　自身の意に沿わない労働者に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする ②　一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる	①　新規に採用した労働者を育成するために短期間集中的に別室で研修等の教育を実施する ②　懲戒規定に基づき処分を受けた労働者に対し、通常の業務に復帰させるために、その前に、一時的に別室で必要な研修を受けさせる
(4) 過大な要求 （業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）	①　長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる ②　新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する ③　労働者に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる	①　労働者を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せる ②　業務の繁忙期に、業務上の必要性から、当該業務の担当者に通常時よりも一定程度多い業務の処理を任せる
(5) 過小な要求 （業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）	①　管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる ②　気にいらない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない	①　労働者の能力に応じて、一定程度業務内容や業務量を軽減する
(6) 個の侵害 （私的なことに過度に立ち入ること） ★　プライバシー保護の観点から、機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講じることが必要	①　労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする ②　労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する	①　労働者への配慮を目的として、労働者の家族の状況等についてヒアリングを行う ②　労働者の了解を得て、当該労働者の機微な個人情報（左記）について、必要な範囲で人事労務部門の担当者に伝達し、配慮を促す

事業主及び労働者の責務

以下の事項に努めることが、**事業主・労働者の責務として法律上明確化**されます。

【事業主の責務】

- **職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと**等これに起因する問題（以下「ハラスメント問題」という。）に対する労働者の関心と理解を深めること
- その雇用する労働者が他の労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
- 事業主自身(法人の場合はその役員)がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うこと

【労働者の責務】

- ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者（※）に対する言動に注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

※　取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれます。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）**。

◆　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

①　職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること

②　行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

③　相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること

④　相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆　職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

⑤　事実関係を迅速かつ正確に確認すること

⑥　速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（注1）

⑦　事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（注1）

⑧　再発防止に向けた措置を講ずること（注2）

注１　事実確認ができた場合　注２　事実確認ができなかった場合も同様

◆　そのほか併せて講ずべき措置

⑨　相談者・行為者等のプライバシー（注3）を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること

注３ 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。

⑩　相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての**相談を行ったこと**や**雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする**解雇その他**不利益な取扱いをすることが、法律上禁止**されます。

望ましい取組

望ましい取組についても、責務の趣旨も踏まえ、**積極的な対応をお願いします**！

※　**【★】の事項**については、**セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様**に望ましい取組とされています。

職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

■　セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備【★】

■　職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
- コミュニケーションの活性化や円滑化のための研修等の必要な取組
- 適正な業務目標の設定等の職場環境の改善のための取組

■　必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること【★】

自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組【★】～就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等～

■　職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）に対しても同様の方針を併せて示すこと

■　雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応等に努めること

- 特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等については、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場においても問題化しています。
- 企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを研修等の実施により社員に対して周知徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組

（雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例）

■　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

■　被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）

■　被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されます！

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、**男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられて**います。

今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されます。

（①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントと同様です。）

① 事業主及び労働者の責務

② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

③ 自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応

※ セクシュアルハラスメントのみ

自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への協力を求められた場合、これに応じるよう努めることとされました。

※ なお、セクハラについては、他社の労働者等の社外の者が行為者の場合についても、雇用管理上の措置義務の対象となっています。

自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合には、必要に応じて他社に事実関係の確認や再発防止への協力を求めることも雇用管理上の措置に含まれます。

◎ **職場における「セクシュアルハラスメント」**とは、
職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることをいいます。

※ 労働者を雇用する雇用主や上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校における生徒等も含まれます。
※ 職場におけるセクシュアルハラスメントは、異性に対するものだけではなく、同性に対するものの含まれます。
※ 被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であればセクシュアルハラスメントに該当します。

◎ **職場における「妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント」**とは、
職場において行われる、上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいいます。

※ 業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、**業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しません。**
※ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景には、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動（注）が頻繁に行われるなど、制度等の利用や請求をしにくい職場風土や、制度等の利用ができることについて職場内での周知が不十分であることが考えられます。

制度等を利用する本人だけでなく全従業員に理解を深めてもらうとともに、制度等の利用や請求をしやすくするような工夫をすることが大切です。

注：不妊治療に対する否定的な言動を含め、他の労働者の妊娠・出産等の否定につながる言動や制度等の利用否定につながる言動で、当該女性労働者に直接言わない場合も含みます。また単なる自らの意思の表明を除きます。

セクハラ等の防止対策の強化の内容については、事業所の規模を問わず、**２０２０年（令和２年）６月１日から**施行されます！

Q&A

中小事業主とはどれくらいの規模の事業主を指しますか？

下表の業種・資本金・従業員数に応じた分類にあてはまる事業主を指します。

中小事業主
（①又は②のいずれかを満たすもの）

業　種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	５０人以下
サービス業（サービス業、医療・福祉等）	5,000万円以下	１００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
その他の業種（製造業、建設業、運輸業等上記以外全て）	３億円以下	３００人以下

「労働者」とは、具体的には誰を指しますか？

正規雇用労働者だけでなく、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する労働者全てを指します。

派遣労働者も含み、派遣労働者については、派遣元事業主だけでなく、派遣先事業主にも雇用管理上の措置義務が生じます。また、派遣先事業主も派遣労働者が相談等を行ったことを理由として労働者派遣の役務の提供を拒む等不利益な取扱いを行ってはいけません。

労働局にパワーハラスメントについて相談した場合、どのような対応をしてもらえるのですか？

２０２０年（令和２年）６月１日より、パワーハラスメントについても、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントと同様、都道府県労働局長による助言・指導や調停による紛争解決援助を行います。

雇用環境・均等部（室）や総合労働相談コーナーにご相談ください。

お問い合わせ先　**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**　受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東　京	03-3512-1611	滋　賀	077-523-1190	香　川	087-811-8924
青　森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京　都	075-241-3212	愛　媛	089-935-5222
岩　手	019-604-3010	新　潟	025-288-3511	大　阪	06-6941-8940	高　知	088-885-6041
宮　城	022-299-8844	富　山	076-432-2740	兵　庫	078-367-0820	福　岡	092-411-4894
秋　田	018-862-6684	石　川	076-265-4429	奈　良	0742-32-0210	佐　賀	0952-32-7167
山　形	023-624-8228	福　井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長　崎	095-801-0050
福　島	024-536-4609	山　梨	055-225-2851	鳥　取	0857-29-1709	熊　本	096-352-3865
茨　城	029-277-8295	長　野	026-227-0125	島　根	0852-31-1161	大　分	097-532-4025
栃　木	028-633-2795	岐　阜	058-245-1550	岡　山	086-225-2017	宮　崎	0985-38-8821
群　馬	027-896-4739	静　岡	054-252-5310	広　島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼　玉	048-600-6210	愛　知	052-857-0312	山　口	083-995-0390	沖　縄	098-868-4380
千　葉	043-221-2307	三　重	059-226-2318	徳　島	088-652-2718		

○ **ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。**　あかるい職場応援団　ＨＰ　検索

○ **ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。**　職場でのハラスメントでお悩みの方へ　検索

※　東京労働局HP内の「パワーハラスメント対策等」のページでも各種情報を発信していますので、ご活用ください。
東京労働局　パワーハラスメント対策　で検索してください。

都道府県労働局　雇用環境・均等部（室）　東京労働局雇用環境・均等部指導課（電話03-3512-1611）

２０２３年４月１日から

月６０時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント
中小企業の月６０時間超の時間外労働に対する割増賃金率が５０％になります

（2023年３月31日まで）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%（2010年４月から適用）
中小企業は 25%

	１か月の時間外労働（１日８時間・１週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	**60時間超**
大企業	25%	50%
中小企業	25%	**25%**

（2023年４月１日から）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	１か月の時間外労働（１日８時間・１週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	**60時間超**
大企業	25%	**50%**
中小企業	25%	**50%**

➢2023年４月１日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

（※）中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	１億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	３億円以下	300人以下

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業庁

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%＋時間外割増賃金率50%＝75%**となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。

（就業規則の記載例）

（割増賃金）
第○条　時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。
（１）１か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の１か月は毎月１日を起算日とする。
① 時間外労働６０時間以下・・・・２５％
② 時間外労働６０時間超・・・・・５０％
（以下、略）

具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例

- 1か月の起算日は毎月1日
- 法定休日は日曜日
- カレンダー中の青字は、時間外労働時間数

- 時間外労働の割増賃金率
  60時間以下・・・25%
  60時間超・・・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑ 法定休日労働　　↑ 月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

- ◆時間外労働（60時間以下）　カレンダー白色部分　＝25%
- ◆時間外労働（60時間超）　カレンダー緑色部分　＝50%
- ◆法定休日労働　カレンダー赤色部分　＝35%

働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

[活用例]

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

→ ●勤怠管理システムを導入 各自の労働時間を 把握し、業務を平準化

●就業規則に月60時間超の割増賃金率の規定を改正

← 取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

勤怠管理システム導入費用と就業規則の改正費用に、働き方改革推進支援助成金を活用

助成率 75%
一定の要件を満たした場合 80%

上限額 最大250万円
事業場内賃金の引き上げ等の一定の要件を満たした場合 最大490万円

助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

相談窓口のご案内

労働基準監督署 **労働時間相談・支援コーナー**	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が無料で相談に応じます。
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶「いきサポ」で検索

(2022.4)

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業庁

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1．賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金　検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター　電話：03-6388-6155（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

② 業務改善助成金特例コース

業務改善助成金特例コース　検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター　電話：03-6388-6155（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している中小企業事業者が、令和３年７月 16 日～同年 12 月の間に事業場内最低賃金を 30 円以上引き上げ、設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大します。

③ 人材確保等支援助成金

人材確保等支援助成金　検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下に取り組む事業主に対して、助成金を支給します。

④ キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金　検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

⑤ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制　検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

⑥ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金　検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫　電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

⑦ 事業再構築補助金

事業再構築補助金　検索

問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター
受付時間：9：00～18：00（日祝日を除く）
電話番号：<ナビダイヤル>0570-012-088　<IP 電話用>03-4216-4080

ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

2．生産性向上に関する支援

⑧ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画　検索

問い合わせ先：<先端設備等導入計画の作成等について>先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
<税制について>中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
<制度について>中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　電話：03-3501-1816

「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・特例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業主を支援します。

⑨ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画　検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口　中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957(平日 9：30～12：00、13：00～17：00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑩ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）

経営強化税制　検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の 10%（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7％）の税額控除を選択適用することができます。

（⑨と同じ）

⑪ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

ものづくり補助金　検索

問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話：050－8880－4053（平日 10:00～17:00）

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

⑫ 小規模事業者持続化補助金

持続化補助金　検索

問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方>全国商工会連合会　問合せ先は所在地によって異なるため、URL をご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
<商工会議所の管轄地域で事業を営む方>日本商工会議所　電話：03－6747－4602

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑬ サービス等生産性向上 IT 導入支援補助金

IT 導入補助金　検索

問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
電話：0570－666－424

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。

3．下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑭ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

下請ガイドライン　検索

問い合わせ先：中小企業庁取引課　電話：03-3501-1669

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

⑮ パートナーシップ構築宣言

パートナーシップ構築宣言　検索

問い合わせ先：　<「宣言」の内容について>　中小企業庁企画課　電話：03-3501-1765
<「宣言」の提出・掲載について>（公財）全国中小企業振興機関協会　電話：03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑯ 官公需法に基づく「令和３年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

官公需基本方針　検索

問い合わせ先：　中小企業庁取引課　電話：03-3501-1669

「令和３年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑰ 官公需情報ポータルサイト

官公需ポータルサイト　検索

問い合わせ先：　中小企業庁取引課　電話：03-3501-1669

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。

４．資金繰りに関する支援

⑱ セーフティネット貸付制度

セーフティネット貸付　検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫）　電話：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）　電話：098-941-1795

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

⑲ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

マル経融資　検索

問い合わせ先：　事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

（日商）　（公庫）

５．その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑳ 建設事業主等に対する助成金

建設事業主等に対する助成金　検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。

㉑ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース）

人材確保等支援助成金　検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」（雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入）を行う場合に、助成金を支給します。

㉒ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

地域雇用開発助成金　検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

㉓ 雇用調整助成金
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク
雇用調整助成金 検索

従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。

㉔ 人材開発支援助成金
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク
人材開発支援助成金 検索

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

6．相談窓口・各種ガイドライン

㉕ 働き方改革推進支援センター
問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター
働き方改革推進支援センター 検索

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。

㉖ 特別相談窓口の設置
問い合わせ先：全国の商工会議所、各都道府県商工会連合会他
最低賃金　特別相談窓口 検索

生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。

㉗ よろず支援拠点
問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点
よろず支援拠点 検索

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉘ 下請かけこみ寺
問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会　電話：03-5541-6655
各都道府県の下請かけこみ寺
下請かけこみ寺 検索

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

㉙ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」
問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター　電話：050-5370-4340
ミラサポ plus 検索

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル
上記でご紹介した各施策等について、より詳しくまとめています。

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省ＨＰホーム＞厚生労働省について＞所在地案内＞
都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

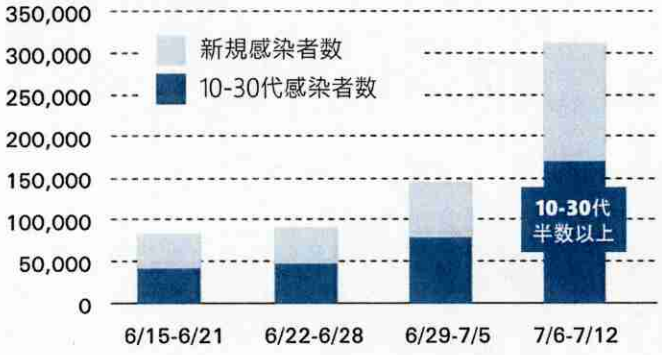
2022年
7月

今、コロナワクチンについてお伝えしたいこと
「若い世代の3回目接種推進に向けて」

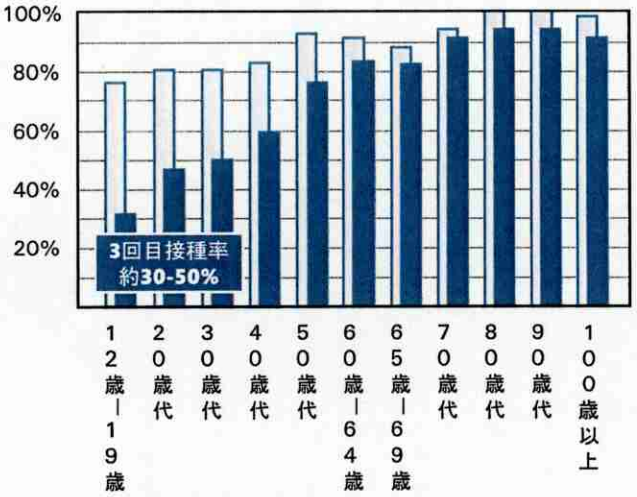
内閣官房
別添2

**現在、若い世代を中心に感染者が急増している一方、
若い世代の３回目ワクチン接種は３～５割台にとどまっています。**

現在、若年層を中心に全国的に
新規感染者の増加がみられます。
（新規感染者の半数以上が10-30代）



ほぼ全世代において８割以上の方に2回目の接種を完了いただいておりますが、
特に、 10～30代の若年層における３回目接種率が低いことが課題です。



若い方であっても、重症化したり、倦怠感などの症状が長引いたりする可能性があります。

３回目のワクチン接種は、皆様ご自身を守るだけでなく、家族、友人、高齢者など、大切な方を守ることにもつながります。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

企業・団体等の皆様へのお願い

若い世代のワクチン接種促進に向けて、７，８月を「ワクチン推進強化月間」とし、政府の広報活動を強化中です。**各企業・団体等の皆様からも従業員等に対して積極的に働きかけていただけますと幸いです**。参考までに、働きかけに必要なリーフレットや参考動画のURLをご連絡させていただきますので、ご協力何卒よろしくお願い致します。
なお、働きかけるに当たっては、ワクチン接種はご本人の意思に基づき接種いただくものであるため、接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることのないようにお願い致します。

【政府広報動画等】

- 西川きよし氏、蛍原徹氏、J01の皆様との総理対談
- 青山学院大学 原晋監督のテレビCM https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24215.html
- ボンボンTVでの大阪大学忽那教授との対談
  https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24617.html
- 総理からのメッセージ動画 https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24760.html
- 3回目接種のお知らせのリーフレット https://www.mhlw.go.jp/content/000966240.pdf など